

D：各自治体の概要

大阪府	1
大阪市	5
堺市	8
東大阪市	12
枚方市	16
豊中市	20
吹田市	24
高槻市	28
八尾市	32
茨木市	36
寝屋川市	39
岸和田市	42
和泉市	45
守口市	49
門真市	53
箕面市	57
大東市	61
松原市	65
富田林市	69
羽曳野市	72
河内長野市	75
池田市	79
泉佐野市	83
貝塚市	87
摂津市	90
泉大津市	94
交野市	98
柏原市	101
藤井寺市	104
泉南市	107
高石市	110
大阪狭山市	114
四條畷市	118
阪南市	121
熊取町	125
島本町	129
豊能町	132
岬町	135
忠岡町	138
河南町	141
太子町	144
能勢町	147
田尻町	150
千早赤阪村	153

大阪府

1. 大阪府の概況

人口：8,832,242人（2007年12月1日現在）

世帯数：3,747,185世帯（2007年12月1日現在）

職員数：85,705人（2007年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

政策企画部人権室、教育委員会教育政策室人権教育企画課

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「大阪府人権施策推進基本方針」（2001年3月）、「人権教育基本方針」（1999年3月）
基本計画	「大阪府人権教育推進計画」（2005年3月）、「人権教育推進プラン」（1999年3月）
実施計画	なし
推進体制	「大阪府人権施策推進審議会」「大阪府人権教育推進懇話会」 「大阪府人権相談・救済システム専門家会議」「大阪府人権施策推進本部」

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制に関する方針・計画・推進体制などの 有無について

・同和問題について

基本方針	なし
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「大阪府同和問題解決推進審議会」「大阪府同和問題解決推進本部」

・障害者について

基本方針	なし
基本計画	「第3次大阪府障害者計画」（2003年3月策定、2008年3月で改訂） 「第1期大阪府障害福祉計画」（2007年3月）
実施計画	なし
推進体制	「大阪府障害者施策推進協議会」「大阪府障害者施策推進本部」

・男女共同参画について

基本方針	なし
基本計画	「おおさか男女共同参画プラン」（2001年7月策定、2006年4月改訂）
実施計画	なし
推進体制	「大阪府男女共同参画審議会」「大阪府男女共同参画推進本部」

・外国人について

基本方針	「大阪府在日外国人施策に関する指針」（2002年12月）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「大阪府在日外国人問題有識者会議」

・子どもについて

基本方針	なし
基本計画	「こども・未来プラン（大阪府次世代育成支援行動計画）」（2005年3月） 「大阪府地域福祉支援計画」（2003年3月）
実施計画	なし
推進体制	「大阪府子ども施策審議会」「子ども・青少年施策推進本部」

・高齢者について

基本方針	なし
基本計画	「ふれあいおおさか高齢者計画2006」（2000年、2006年3月改訂）

	「大阪府地域福祉支援計画」(2003年3月)
実施計画	なし
推進体制	「大阪府高齢者保健福祉計画推進委員会」「大阪府高齢者保健福祉施策推進会議」

・その他人権施策について

基本方針	「大阪エイズ対策基本方針」(1996年) 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」(2003年7月)
基本計画	「大阪府母子家庭等自立促進計画」(2004年3月) 「大阪府地域福祉支援計画」(2003年3月)
実施計画	「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」(2004年4月)
推進体制	なし

なお、(2)、(3)は「大阪府人権尊重の社会づくり条例」でうたわれている人権尊重の精神を踏まえた施策展開を全庁的に取り組んでいる。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「人権教育基本方針」(1999年3月)
基本計画	「大阪府人権教育推進計画」(2005年3月)、「人権教育推進プラン」(1999年3月)
実施計画	なし
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	政策企画部人権室
障害者	健康福祉部障害保健福祉室
男女共同参画	男女共同参画は生活文化部男女共同参画課 性的マイノリティは政策企画部人権室
外国人	オールドカマーについては、政策企画部人権室 ニューカマーについては、にぎわい創造部国際室
子ども	生活文化部次世代育成支援室
高齢者	健康福祉部高齢介護室
その他人権施策	政策企画部人権室、教育委員会教育政策室

(6) 職員研修について

①知事部局向け

- ・教員と警察官を除く大阪府職員に対する研修は人事室人事課で所管している。
- ・「大阪府職員研修基本方針」では、能力開発の基本的課題の一つとして「人権尊重意識の高揚」を挙げている。
- ・各室・課で行う職場研修においては、年1回参加体験型の人権研修を実施することになっている。
- ・人事室主催のセンター研修においては、全ての階層別研修で人権研修を行なっていると同時に専門・特別研修でもいくつかの人権研修を設けている(手話入門、点字入門、福祉体験、人権問題講座等)。

②教職員向け

- ・教職員に対しては、教職員の専門的知識・技能、実践的指導力の向上を図るため、大阪府教育センターにおいて人権研修をはじめとする様々な研修を実施している。
- ・人権研修については、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき実施している。また、教職員自身が人権及び人権問題に対する深い理解と認識を持つだけでなく、豊かな人権意識・人権感覚をもってあらゆる教育活動を展開できるようになることを目的として、課題別研修としての人権教育研修だけでなく、総合研修(初任者研修や管理職研修等)の各研修の中においても、人権にかかわる内容を取り入れている。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「大阪府人権施策推進本部」
知事を本部長、部長級を本部員として構成される。人権尊重の視点に立った総合的かつ効率的な人権施策（人権啓発及び人権擁護に関する施策）を推進するために設置され、方針作成時等に開催される。
- ・「人権室兼務職員」（19名）
各部総務課及び人権に関わりの深い課の課長補佐等を「人権室兼務職員」に任命し、人権室を中心とした全庁的な調整をおこなっている。年4回程度、会議を開催。

**(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について
（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）**

- ①「人権啓発推進大阪協議会」
府内の人権啓発住民組織によって構成されており、大阪府と事業共催関係にある。
- ②「財団法人 大阪府人権協会」
人権問題に関する正しい理解と人権意識の高揚を図るために、下記の啓発事業を委託して実施している。
 - ・人権啓発イベントキャンペーン
 - ・地域人権啓発教材整備
 - ・地域人権啓発指導者養成
 - ・人権関係情報誌発行 など

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載。

- ・男女共同参画について

条例	「大阪府男女共同参画推進条例」（2002年3月）
宣言	なし

- ・子どもについて

条例	「大阪府子ども条例」（2007年3月）
宣言	なし

- ・その他人権施策について

条例	「大阪府人権尊重の社会づくり条例」（1998年10月） 「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」（1985年3月） 「大阪府福祉のまちづくり条例」（1992年10月）
宣言	なし

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

実施されたものについてのみ、以下に記載

- ・障害者について

府民	「平成17年度 府民意識調査」（2005年）
職員	なし

- ・男女共同参画について

府民	「男女共同参画に関する府民意識調査」（2004年）
職員	なし

- ・その他人権施策について

府民	「人権問題に関する府民意識調査」（2005年）
職員	なし

3. 大阪府における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・憲法週間記念行事では、実際に活動している NPO 等の団体の取り組み事例の紹介を通じて、地域での活動に興味をもっている人同士を結びつけ、人がつながるまちづくりについて考える機会を提供している。
- ・府の開発した啓発用の教材（人権教育啓発映画、ファシリテーター養成用教材など）については他府県か

らも問い合わせがある。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・より効果的な啓発手法の検討。
- ・費用対効果を始め、啓発事業の効果についての効果測定方法の検討。

以上

大阪市

1. 大阪市の概況

人口：2,645,790人（2007年12月1日現在）

世帯数：1,274,924世帯（2007年12月1日現在）

職員数：42,645人（2006年10月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

市民局人権室

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「大阪市人権行政基本方針」（1999年4月）
基本計画	「大阪市人権教育・啓発推進計画」（2005年4月）
実施計画	なし
推進体制	「大阪市人権施策推進本部」

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制に関する方針・計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・障害者について

基本方針	「大阪市障害者支援計画」（2003年3月、2008年3月に改訂予定）
基本計画	「大阪市障害者支援計画」（2003年3月、2008年3月に改訂予定）
実施計画	「大阪市障害者支援計画・重点施策実施計画」（2004年1月）
推進体制	「大阪市障害者施策推進会議」

・男女共同参画について

基本方針	「大阪市男女共同参画基本計画 大阪市男女きらめき計画」（2006年3月）
基本計画	「大阪市男女共同参画基本計画 大阪市男女きらめき計画」（2006年3月）
実施計画	「大阪市男女共同参画基本計画 大阪市男女きらめき計画」（2006年3月）
推進体制	「大阪市男女共同参画推進本部」

・外国人について

基本方針	「大阪市外国籍住民施策基本方針」（1998年3月）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「大阪市外国籍住民施策会議」

・子どもについて

基本方針	「大阪市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「大阪市保育計画 人権保育カリキュラム」（2004年11月）
基本計画	「大阪市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「大阪市保育計画 人権保育カリキュラム」（2004年11月）
実施計画	「大阪市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「大阪市保育計画 人権保育カリキュラム」（2004年11月）
推進体制	「大阪市児童育成計画推進本部」

・高齢者について

基本方針	「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（2006年3月）
基本計画	「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（2006年3月）
実施計画	「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（2006年3月）
推進体制	「大阪市高齢者施策推進本部」

・その他人権施策について

基本方針	「大阪市野宿生活者（ホームレス）の自立の支援等に関する実施計画」（2004年3月） 「大阪市エイズ対策基本方針」（2007年6月） 「個人情報取扱指針」（2005年4月）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

なお、(2)、(3) については、市の総合計画の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「大阪市人権教育・啓発推進計画」（2005年4月）
基本計画	「大阪市人権教育・啓発推進計画」（2005年4月）
実施計画	なし
推進体制	「大阪市人権施策推進本部」

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	市民局
障害者	健康福祉局
男女共同参画	市民局
外国人	市民局
子ども	子ども青少年局、教育委員会事務局
高齢者	健康福祉局
その他人権施策	とくになし

(6) 職員研修について

- ・全職員を対象とする人権研修が職員研究所の研修プログラム位置づけられ、大きく「指定研修」、「指定外研修」、「所属別研修」の3つが設けられている。
- ・「指定研修」は階層別研修の中で系統的、段階的に実施され、そのテーマの一つとして人権問題が組み込まれ、年1回実施されている。
- ・「指定外研修」は集合研修だけではなく、グループ討議、グループごとのレポート作成など少人数での研修も実施している。
- ・「所属別研修」は所属部局ごとに職員全員を対象とした人権問題研修であり、各所属に研修担当の職員がいる。各所属の研修担当が研修を行うための参考とする「人権問題研修企画案集」が作成されている。
- ・大阪시는「カリキュラム委員会」等を組織しており、教材開発も行っている。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「大阪市人権施策推進本部」

市長を本部長、副市長を本部長代行、本部長代行になっていない副市長と収入役を副本部長、経営企画監、危機管理監、各部局の長などを本部員として本部を構成し、また本部の下には各部局の課長級職員により「幹事会」が構成されている。

市民局長、健康福祉局長、こども青少年局長、経済局長、教育長および市民局理事を「常任本部員」として、平成19年度は2回、幹事会議が開催されている。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

①「大阪市人権啓発推進協議会」

大阪市内の各区の人権啓発推進組織の会長で構成される。人権啓発推進要員の養成、啓発資料などの作成、啓発活動の促進などを行っている。

②「大阪市企業人権推進協議会」

約3,800社が加入し、市民局人権室が事務局を担当している。7区支部に分けられ、「区支部運営マニュアル」

ル」を作成し区ごとの活動を推進している。また、区支部を対象に「出前研修」も実施している。

③「大阪市地域女性団体協議会」

④「大阪市女性会議」

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載。

・男女共同参画について

条例	「大阪市男女共同参画推進条例」（2003年1月）
宣言	なし

・その他人権施策について

条例	「大阪市人権尊重の社会づくり条例」（2000年4月） 「大阪市個人情報保護条例」（2005年4月）
宣言	なし

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

実施されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

市民	「同和問題の解決に向けた実態等調査」（2000年5月） 「人権問題に関する市民意識調査」（2005年8月）（人権全般）
職員	なし

・男女共同参画について

市民	「生活の中での男女の関係についての調査」（2000年9月）
職員	なし

・外国人について

市民	「外国籍住民施策検討に係る生活意識等調査」（2001年10月～12月）
職員	なし

3. 大阪市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・視聴覚に訴える手法としてスポット広告を制作し、テレビスポットやシネスポットとしてテレビ・映画館で上映している。
- ・大阪府や堺市とともにラジオ番組を制作し、放送している。
- ・地下鉄の車内つりポスターや地下鉄・市バスでのステッカー広告を掲出することで、通勤・通学者などの地下鉄・市バスの多くの利用者に啓発に実施している。
- ・「人権絵本」
原作を公募し、それをもとに「人権絵本」を製作。さらに人形劇、手話ビデオ、点字版絵本も制作している。
- ・ハンセン病問題の啓発冊子を、長文の形式ではなく、15問のQ&A形式とし、市民が関心を持った項目から読めるようにした。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・人権啓発事業を総合的に評価・検証を行う指標づくり。特に学校や企業などに属していない若年層など、情報が届きにくい層に対してどのように啓発を行うか。
- ・人権課題の多様化などに対応し、様々なテーマ、手法で事業を実施する必要がある。
- ・市民を含め社会全体としてエイズに対する危機感が薄く、感染予防の意識が低い。またエイズに対する正しい知識の不足・無関心から、感染者・患者に対する偏見差別を生みだしている。

以上

堺市

1. 堺市の概況

人口：835,257 人（2007 年 12 月 1 日現在）
世帯数：334,571 世帯（2007 年 12 月 1 日現在）
職員数：6,279 人（2006 年 4 月 1 日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

市民人権局人権部人権推進課

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「堺市人権施策推進基本方針」（2003 年）
基本計画	「堺市人権施策推進計画」（2005 年）
実施計画	なし
推進体制	「堺市人権施策推進本部」（2002 年）

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

基本方針	「堺市同和行政基本方針」（1998 年） 「各分野における今後の施策の推進方向」（2004 年 3 月）
基本計画	「堺市同和行政基本方針」（1998 年） 「各分野における今後の施策の推進方向」（2004 年 3 月）
実施計画	「堺市同和行政基本方針」（1998 年）
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「第 1 期堺市障害福祉計画」（2007 年 3 月） 「第 3 次障害者長期計画」（2006 年 3 月） 「堺あったか・ぬくもりプラン（堺市地域福祉計画）」（2005 年 3 月）
基本計画	「第 1 期堺市障害福祉計画」（2007 年 3 月） 「第 3 次障害者長期計画」（2006 年 3 月） 「堺あったか・ぬくもりプラン（堺市地域福祉計画）」（2005 年 3 月）
実施計画	「第 1 期堺市障害福祉計画」（2007 年 3 月） 「第 3 次障害者長期計画」（2006 年 3 月） 「堺あったか・ぬくもりプラン（堺市地域福祉計画）」（2005 年 3 月）
推進体制	「障害者施策推進委員会」

・男女共同参画について

基本方針	「第 3 期さかい男女共同参画プラン」（2007 年 3 月改定）
基本計画	「第 3 期さかい男女共同参画プラン」（2007 年 3 月改定）
実施計画	「第 3 期さかい男女共同参画プラン」（2007 年 3 月改定）
推進体制	「堺市男女共同参画推進委員会」

・外国人について

基本方針	「堺市国際化基本指針」（1993 年）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「さかい子どもいきいきプラン」(2005年3月) 「堺あったか・ぬくもりプラン(堺市地域福祉計画)」(2005年3月)
基本計画	「さかい子どもいきいきプラン」(2005年3月) 「堺あったか・ぬくもりプラン(堺市地域福祉計画)」(2005年3月)
実施計画	「さかい子どもいきいきプラン」(2005年3月) 「堺あったか・ぬくもりプラン(堺市地域福祉計画)」(2005年3月)
推進体制	「堺市次世代育成支援対策推進庁内委員会」

・高齢者について

基本方針	「堺市介護保険事業計画」(2003年3月策定、2006年3月改定) 「堺あったか・ぬくもりプラン(堺市地域福祉計画)」(2005年3月)
基本計画	「堺市介護保険事業計画」(2003年3月策定、2006年3月改定) 「堺あったか・ぬくもりプラン(堺市地域福祉計画)」(2005年3月)
実施計画	「堺市介護保険事業計画」(2003年3月策定、2006年3月改定) 「堺あったか・ぬくもりプラン(堺市地域福祉計画)」(2005年3月)
推進体制	「堺市高齢社会対策推進庁内委員会」

なお、(2)、(3)は総合計画の主意を反映させている。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「堺市人権施策推進基本方針」(2003年)
基本計画	「堺市人権施策推進計画」(2005年)
実施計画	なし
推進体制	「堺市人権施策推進本部」(2002年)

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	市民人権局人権部同和行政課、市民人権局人権部指導課
障害者	健康福祉局福祉推進部障害福祉課
男女共同参画	市民部局男女共同参画課
外国人	市民人権局人権部人権推進課、市長公室国際文化部国際課
子ども	子ども青少年局子育て支援部子ども家庭課
高齢者	健康福祉局福祉推進部高齢福祉課
その他人権施策	市民人権局人権部同和行政課、市民人権局人権部指導課

(6) 職員の人権研修について

- ・人権部指導課が担当。各課で人権担当者(係長級1名)を選出し、各課で研修を企画、実施する(最低年1回)
- ・人権担当者には人権担当者研修(年2～3回)および班別研修(月1回)が実施される。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織(機構)の有無および内容について

- ・「堺市人権施策推進本部」

副市長をトップとし、部長級による本部会と関連各課の課長級による幹事会から構成される。本部会は啓発の報告、事業の状況の確認を行い、幹事会は月1回開催され、各課で意見交換をしている。事務局は人権推進課が担当し、会議の案内および課題の確認する一方で、所管の課から法令などの周知をはかるように教示されることもある。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について(例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて)

①「堺市人権教育推進協議会」(1979年)

- ・各種団体(42団体)、企業(600社)、宗教法人(386団体)から推薦された推進委員および個人で構成される。事務局は人権推進課が担当し、補助金を支出。憲法週間や人権週間等の啓発事業を市と共同で取り

組んでいる。

- ・事業推進のための企画および立案をする「企画委員会」を月に1回開催している。
 - ・「人権草の根運動」を推進するため、小学校区ごとに校区推進員（95校区、1652名）をおき、校区内でも研修会を実施している。
 - ・内部の部会として「企業部会」、「宗教部会」があり、それぞれ研修などを実施している。
- ②他にも「世界人権促進堺連絡会」、「インターユース堺」に対しても毎年補助金を支出している。

**(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関する条例・宣言の有無について**

制定されたものについてのみ、以下に記載。

- ・障害者について

条例	なし
宣言	「福祉都市宣言」（1992年6月）

- ・男女共同参画について

条例	「堺市男女平等社会の形成の推進に関する条例」（2002年9月）
宣言	「女と男がいきるのやSAKAI宣言」（1995年1月）

- ・その他人権施策について

条例	なし
宣言	「人権擁護都市宣言」（1980年5月）「非核平和都市宣言」（1983年3月） 「健康都市宣言」（1998年3月）

**(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について**

- ・同和問題について

市民	「堺人権意識調査」（第5回 2005年）
職員	なし

- ・障害者について

市民	「堺人権意識調査」（第5回 2005年）
職員	なし

- ・男女共同参画について

市民	「堺人権意識調査」（第5回 2005年）
職員	なし

- ・外国人について

市民	「堺人権意識調査」（第5回 2005年）
職員	なし

- ・子どもについて

市民	「堺人権意識調査」（第5回 2005年）
職員	なし

- ・高齢者について

市民	「堺人権意識調査」（第5回 2005年）
職員	なし

- ・その他人権施策について

市民	「堺人権意識調査」（第5回 2005年）
職員	なし

3. 堺市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・毎年「堺市人権教育推進協議会」発行の「こころのひびき（堺市人権協だより）」という広報誌を発行し、堺市内の全家庭に配付している。また、テープ版や点字版、外国語版（英語・中国語・朝鮮語）を発行し、障害者や外国人に配慮した対応をしている。
- ・堺まつりや各区役所まつりで人権啓発コーナーを設け、参加した市民にパネル等を通じて人権のメッセー

ジを発信している。また、各区役所においても適宜パネル展等を実施し、来庁した市民に人権尊重を訴えている。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・啓発を推進するにあたっての費用対効果の問題。限られた予算の中で、より多くの人々に参加してもらい、啓発効果を高める方法が常に課題となっている。
- ・啓発の手法の検討。情報化社会の進展とともに、あらゆる情報媒体が存在する中で、どのような手法を用いて啓発メッセージを発信するのが最も効果的であるか、またユニバーサルデザインが叫ばれる中、マイノリティの人々に配慮した発信手法はどうあるべきかが大きな課題となっている。

以上

東大阪市

1. 東大阪市の概況

人口：509,452人（2007年12月1日現在）

世帯数：215,770世帯（2007年12月1日現在）

職員数：3,987人（2007年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

人権文化部人権室人権啓発課

なお、人権室の下には同和調整課もあり、施設管理などの業務を行っている。

また、人権文化部の下に「人権文化センター」（2ヵ所）がある。

人権啓発課は平和も担当し、「日本非核宣言自治体連絡協議会」にも参加。

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「人権教育のための国連10年東大阪市行動計画」（2003年3月） 「東大阪市人権教育基本方針」（2003年3月）※教育委員会
基本計画	「東大阪市人権教育推進プラン」（2004年2月）※教育委員会
実施計画	なし
推進体制	なし

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・障害者について

基本方針	「東大阪市新地域福祉計画」（2004年3月）「東大阪市新障害者プラン」（2004年3月） 「第1期東大阪市障害福祉計画」（2007年3月）
基本計画	「東大阪市新障害者プラン」（2004年3月） 「第1期東大阪市障害福祉計画」（2007年3月）
実施計画	「東大阪市新障害者プラン」（2004年3月） 「第1期東大阪市障害福祉計画」（2007年3月）
推進体制	「東大阪市社会福祉審議会」「東大阪市自立支援協議会」「東大阪市福祉推進委員会」

・男女共同参画について

基本方針	「男女共同参画推進プラン ひがしおおさか21」（2003年策定、2007年3月一部改訂）
基本計画	「男女共同参画推進プラン ひがしおおさか21」（2003年策定、2007年3月一部改訂）
実施計画	「男女共同参画推進プラン ひがしおおさか21」（2003年策定、2007年3月一部改訂）
推進体制	「男女共同参画施策推進本部」

・外国人について

基本方針	「東大阪市外国籍住民施策基本指針」（2003年3月） 「東大阪市国際化推進大綱」 （「東大阪市国際化推進協議会」の諮問により、1992年策定、2008年2月改定）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「東大阪市外国籍住民施策懇話会」、「東大阪市国際化推進会議」（庁内組織）

・子どもについて

基本方針	「東大阪市新地域福祉計画」（2004年3月） 「東大阪市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」（2006年3月） 「東大阪市人権教育基本方針」（2003年3月）
基本計画	「東大阪市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」（2006年3月）

	「東大阪市人権教育推進プラン」(2004年2月)
実施計画	「東大阪市次世代育成支援行動計画」(2005年3月) 「東大阪市ひとり親家庭自立促進計画」(2006年3月)
推進体制	「東大阪市社会福祉審議会」「東大阪市福祉推進委員会」 「東大阪市要保護児童対策地域協議会」※計画の一部に係る推進体制

・高齢者について

基本方針	「東大阪市新地域福祉計画」(2004年3月) 「東大阪市第4次高齢者保健福祉計画・東大阪市第3期介護保険事業計画」(2006年3月)
基本計画	「東大阪市第4次高齢者保健福祉計画・東大阪市第3期介護保険事業計画」(2006年3月)
実施計画	「東大阪市第4次高齢者保健福祉計画・東大阪市第3期介護保険事業計画」(2006年3月)
推進体制	「東大阪市市社会福祉協議会」「東大阪市福祉推進委員会」

・その他人権施策について

基本方針	なし
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「東大阪市ホームレス連絡会議」(庁内組織)

なお、(2)、(3)はそれぞれ市の総合計画(第2次)の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	なし
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「東大阪市人権啓発推進本部」(庁内組織)

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	人権文化部人権室人権啓発課
障害者	健康福祉局福祉部障害者支援室
男女共同参画	人権文化部男女共同参画課
外国人	人権文化部
子ども	健康福祉局福祉部こども家庭室
高齢者	健康福祉局福祉部高齢介護室
その他人権施策	人権文化部

(6) 職員の人権研修について

- ・人材育成課で実施(人権啓発課に講師の相談をする)。
- ・新任課長・係長等への外部講師による研修を実施。
- ・新入職員採用時には年に2回、新入職員への人権研修を実施する。
- ・入庁後一定年次の中堅職員への研修も実施している。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織(機構)の有無および内容について

- ・「人権啓発推進本部」

市長を本部長とし、部長級による本部会、各部の総務担当課の課長クラスによる幹事会によって構成される。事象発生時の情報確認、啓発活動の意義説明等を協議する。

- ・「東大阪市男女共同参画施策推進本部」

男女共同参画に関する、「人権啓発推進本部」と同様の組織。

**(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について
(例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて)**

- ①「東大阪市人権啓発協議会」

- ・団体会員(50団体)と個人会員で構成される。事務局は人権啓発課が担当し、啓発事業の市との共同開催、

人権問題に関する市との意見交換、研修会などを行っている。

- ・啓発事業の企画は人権啓発課で行い、「行事検討委員会」に諮る。啓発事業はすべて「人権啓発協議会」を絡めている。
 - ・小学校および部会の各単位に「地区推進委員会」を設置し、推進委員による地区の事業活動を推進する。
- ②「人権啓発活動東大阪地域ネットワーク協議会」
東大阪、八尾、柏原の3市の擁護委員のネットワーク。3年に1回、大阪府からの委託を受けて啓発活動を行う。
- ③「地域人権協会」
荒本、長瀬の両人権文化センターと連携して活動している。
- ④「東大阪市企業人権協議会」
約300の事業所が加盟。市の経済部労働雇用政策室が事務局を担当しており、研修、街頭啓発などを行っている。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載。

- ・男女共同参画について

条例	「東大阪市男女共同参画推進条例」（2004年7月）
宣言	なし

- ・子どもについて

条例	「東大阪市子どもを虐待から守る条例」（2005年12月）
宣言	なし

- ・その他人権施策について

条例	「東大阪市人権尊重のまちづくり条例」（2004年7月）
宣言	「非核平和都市宣言」（1985年）

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

実施されたものについてのみ、以下に記載

- ・同和問題について

市民	「東大阪市人権に関する市民意識調査」（2006年）
職員	なし

- ・障害者について

市民	「東大阪市障害福祉計画策定のためのニーズ調査」（2006年）
職員	なし

- ・男女共同参画について

市民	「男女共同参画に関する市民意識調査」（2005年）
職員	なし

- ・外国人について

市民	「東大阪市人権に関する市民意識調査」（2006年）
職員	なし

- ・子どもについて

市民	「東大阪市人権に関する市民意識調査」（2006年） 「東大阪市次世代育成支援に関するアンケート調査」（2004年） 「ひとり親家庭に対するアンケート」（2005年）
職員	なし

- ・高齢者について

市民	「『東大阪市第4次高齢者保健福祉計画・東大阪市第3期介護保険事業計画』にかかる高齢者一般調査」（2006年） 「居宅介護サービスに関する調査」（2006年）
----	---

職員	なし
----	----

3. 東大阪市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

特になし

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・校区単位での啓発活動を今後、広げていきたい。
- ・啓発活動について、市が動きすぎて市民団体が育たない。どのようにしたら既存のボランティア団体等を取り込んで、自主的に活動してもらえるようになるか。「人権啓発協議会」についても主導は事務局になっているので、「協議会」が自主的に企画・運営できるようにしていきたい。そのためには、こちらの思いがどれだけ伝えるかが必要だと考える。
- ・市民のニーズに応じた啓発事業を検討していくこと。
- ・講演活動について、地元で講演できる人を発掘すること。

以上

枚方市

1. 枚方市の概況

人口：405,938人（2007年12月1日現在）

世帯数：160,632世帯（2007年12月1日現在）

職員数：2,945人（2006年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

市長公室人権政策室

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「人権施策基本方針・計画」（2002年3月策定、2010年見直し予定）
基本計画	「人権施策基本計画・計画」（2002年3月策定、2010年見直し予定）
実施計画	なし
推進体制	「枚方市人権擁護推進本部」

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「枚方市人権施策基本方針・計画」（2002年3月）
基本計画	「枚方市人権施策基本方針・計画」（2002年3月）
実施計画	なし
推進体制	「枚方市人権擁護推進本部」

・障害者について

基本方針	「枚方市人権施策基本方針・計画」（2002年3月） 「枚方市地域福祉計画」（2005年3月）「枚方市障害者計画」（2004年3月） 「枚方市障害福祉計画」（2007年3月）
基本計画	「枚方市人権施策基本方針・計画」（2002年3月） 「枚方市地域福祉計画」（2005年3月）「枚方市障害者計画」（2004年3月） 「枚方市障害福祉計画」（2007年3月）
実施計画	「枚方市障害者計画」（2004年3月3月）「枚方市障害福祉計画」（2007年3月）
推進体制	「枚方市障害者施策推進協議会」

・男女共同参画について

基本方針	「枚方市人権施策基本方針・計画」（2002年3月） 「枚方市男女共同参画計画」（2001年3月）
基本計画	「枚方市人権施策基本方針・計画」（2002年3月） 「枚方市男女共同参画計画」（2001年3月） 「枚方市男女共同参画計画 第3次アクションプログラム」（2007年5月）
実施計画	「枚方市男女共同参画計画」（2001年3月） 「枚方市男女共同参画計画 第3次アクションプログラム」（2007年5月）
推進体制	「男女共同参画推進本部」

・外国人について

基本方針	「人権施策基本方針・計画」（2002年3月）
基本計画	「人権施策基本方針・計画」（2002年3月）
実施計画	なし
推進体制	「枚方市人権擁護推進本部」

・子どもについて

基本方針	「枚方市人権施策基本方針・計画」（2002年3月） 「枚方市地域福祉計画」（2005年3月）「枚方市新子ども育成計画」（2005年4月） 「ひとり親家庭等自立促進計画」（2006年3月）
------	---

基本計画	「枚方市人権施策基本方針・計画」(2002年3月) 「枚方市新子ども育成計画」(2005年4月) 「ひとり親家庭等自立促進計画」(2006年3月)
実施計画	「枚方市新子ども育成計画」(2005年4月) 「ひとり親家庭等自立促進計画」(2006年3月)
推進体制	「枚方市新子ども育成計画推進委員会」

・高齢者について

基本方針	「枚方市人権施策基本方針・計画」(2002年3月) 「枚方市地域福祉計画」(2005年3月) 「ひらかた高齢者保健福祉計画21」(2000年策定、2006年3月改訂)
基本計画	「枚方市人権施策基本方針・計画」(2002年3月) 「ひらかた高齢者保健福祉計画21」(2000年策定、2006年3月改訂)
実施計画	「ひらかた高齢者保健福祉計画21」(2000年策定、2006年3月改訂)
推進体制	なし

・その他人権施策について

基本方針	「枚方市人権施策基本方針・計画」(2002年3月)
基本計画	「枚方市人権施策基本方針・計画」(2002年3月)
実施計画	なし
推進体制	「枚方市人権擁護推進本部」

なお、(2)、(3)については、総合計画(第4次)の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「人権施策基本方針・計画」(2002年3月)
基本計画	「人権教育・啓発基本計画」(2004年4月)
実施計画	なし
推進体制	「枚方市人権擁護推進本部」

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	市長公室人権政策室
障害者	福祉部障害福祉室
男女共同参画	市長公室人権政策室(2008年4月1日から)
外国人	市民生活部生涯学習推進室文化観光課(交流事業が中心)
子ども	福祉部子育て支援室
高齢者	健康部高齢社会室
その他人権施策	市長公室人権政策室、社会教育課

(6) 職員の人権研修について

- ・「枚方市職員人権研修基本方針」に則り実施。
- ・新採時の研修では人権政策室の職員が講師となり、人権研修を必ず実施する。
- ・研修は人材育成課が実施するが、全体の職員研修は人権政策課と協力して行っている。
- ・入職2年目以降から5年ごとに参加型研修である「人権ファミリー研修」を実施。(19年度はリバティおおさかにて研修)。
- ・職場内研修は各課で「人権職場研修主担者」(1名、主にグループリーダーかサブリーダーが就任)が実施。実施後、人材育成課に報告する。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織(機構)の有無および内容について

- ・「人権擁護推進本部」

各部門の人権施策などを諮っていく。年1回研修会を実施。また、本部の会員に対する研修もある。

- ・人権週間事業は人権政策室、障害福祉課、企画課、社会教育課が合同で行っている。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について

(例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて)

①「ひらかた人権協会」(2005年立ち上げ)

- ・2006年にNPO法人格を取得している。独自に事務局をもち、市から啓発事業、相談事業、CSW事業などを委託されている。啓発事業の企画・立案時には市の人権政策室の職員も参画している。
- ・職員は5名で、うち4名は市の職員を派遣している。

②「枚方事業所人権推進連絡会」

- ・約150の事業所が加盟し、事務局は「ひらかた人権協会」が担当している。研修会・啓発活動等を行っている。

③「北河内人権啓発推進協議会」

- ・守口市・門真市・寝屋川市・大東市・枚方市・四条畷市・交野市の合同啓発団体。市長・議長に対するトップ研修会を実施している。

④「枚方市人権を考える市民の会」

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

・同和問題について

条例	「枚方市人権尊重のまちづくり条例」(2004年3月)
宣言	「人権尊重都市宣言」(1993年12月)

・障害者について

条例	「枚方市人権尊重のまちづくり条例」(2004年3月)
宣言	「精神衛生都市宣言」(1993年12月)、「健康福祉推進都市宣言」(1994年3月)

・男女共同参画について

条例	「枚方市人権尊重のまちづくり条例」(2004年3月) 「男女共同参画条例」(2008年度か2009年度に制定される予定)
宣言	「人権尊重都市宣言」(1993年12月)

・外国人について

条例	「枚方市人権尊重のまちづくり条例」(2004年3月)
宣言	「人権尊重都市宣言」(1993年12月)

・子どもについて

条例	「枚方市人権尊重のまちづくり条例」(2004年3月)
宣言	「人権尊重都市宣言」(1993年12月)

・高齢者について

条例	「枚方市人権尊重のまちづくり条例」(2004年3月)
宣言	「健康・福祉推進都市宣言」(1994年3月)

・その他人権施策について

条例	「枚方市人権尊重のまちづくり条例」(2004年3月)
宣言	「人権尊重都市宣言」(1993年12月)

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

・同和問題について

市民	「枚方市人権課題に関する意識調査」(2007年、第3回目)
職員	なし

・障害者について

市民	「枚方市人権課題に関する意識調査」(2007年、第3回目)
職員	なし

・男女共同参画について

市民	「枚方市人権課題に関する意識調査」(2007年、第3回目)
職員	なし

・外国人について

市民	「枚方市人権課題に関する意識調査」(2007年、第3回目)
職員	なし

・子どもについて

市民	「枚方市人権課題に関する意識調査」(2007年、第3回目)
職員	なし

・高齢者について

市民	「枚方市人権課題に関する意識調査」(2007年、第3回目)
職員	なし

・その他人権施策について

市民	「枚方市人権課題に関する意識調査」(2007年、第3回目)
職員	なし

3. 枚方市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

①講座「生きること」

- ・講演者に一人称で生き様をしゃべってもらうという講座。講演後、講演内容を啓発冊子にまとめている。
- ・講師は広告会社やプロダクションに依頼するのではなく、担当者が直接講師に講演依頼の電話をかけている。
- ・約30年続いている、根付いている啓発事業。

②「枚方市人権を考える市民の会」の会員には人権週間行事を郵送にて連絡している（「市民の会」の予算にて）。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・人権週間の啓発行事について、平日の昼に行うことが多いので、参加者は主婦、高齢の方が多い。幅広い層に参加してもらえるようにしたい（予断や偏見につながる恐れがあるので、動員は行っていない）。
- ・外国人の相談窓口がないこと。
- ・啓発の効果測定方法。意識は目に見えないものだから、実感が難しい。
- ・啓発事業は「差別が悪い」とこちらから提示するのではなく、参加者がそれに気づいてもらえるような事業を行っていきたい。

以上

豊中市

1. 豊中市の概況

人口：387,083人（2007年12月1日現在）

世帯数：164,389世帯（2007年12月1日現在）

職員数：3,882人（2007年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

人権文化部人権企画課

人権文化部男女共同参画推進課

人権文化部人権まちづくりセンター

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「豊中市人権教育・啓発基本計画」（2001年9月） 「豊中市人権行政基本方針」（2008年2月）
基本計画	「豊中人権教育・啓発基本計画」（2001年9月）
実施計画	なし
推進体制	なし

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、 その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について ・同和問題について

基本方針	「豊中市同和行政基本方針」（1998年8月） 「豊中市同和保育基本方針」（1986年） 「豊中市同和教育基本方針」（1971年）
基本計画	「豊中市同和行政推進プラン」（2004年3月） 「豊中市同和保育基本方針実施計画」
実施計画	「豊中市同和行政推進プラン」（2004年3月） 「豊中市同和保育基本方針実施計画」
推進体制	「豊中市同和问题解決推進協議会」 「豊中市同和行政推進本部」 「豊中市同和教育推進委員会」

・障害者について

基本方針	「豊中市地域福祉計画」（2004年3月） 「豊中市障害児保育基本方針」（1974年） 「豊中市障害児教育基本方針」（1978年） 「豊中市第三次障害者長期計画」（2006年3月） 「豊中市障害福祉計画」（2007年3月）
基本計画	「豊中市第三次障害者長期計画」（2006年3月） 「豊中市障害福祉計画」（2007年3月）
実施計画	「豊中市第三次障害者長期計画」（2006年3月） 「豊中市障害福祉計画」（2007年3月）
推進体制	「豊中市障害者施策推進本部」

	「豊中市障害者施策推進協議会」 「豊中市障害者自立支援協議会」
--	------------------------------------

・男女共同参画について

基本方針	「豊中市男女共同参画計画」(2004年3月)
基本計画	「豊中市男女共同参画計画」(2004年3月)
実施計画	「豊中市男女共同参画計画」(2004年3月)
推進体制	「豊中市男女共同参画審議会」 「豊中市男女共同参画推進本部」

・外国人について

基本方針	「豊中市国際化施策推進基本方針」(2000年5月) 「豊中市在日外国人教育基本方針」(1980年)
基本計画	「豊中市国際化施策推進基本方針」(2000年5月)
実施計画	なし
推進体制	「豊中市国際化施策推進会議」 「豊中市在日外国人教育推進協議会」

・子どもについて

基本方針	「豊中市地域福祉計画」(2004年3月) 「豊中市人権保育基本方針」(2005年) 「豊中市人権教育基本方針」(2002年) 「豊中市次世代育成支援行動計画」(2005年3月)
基本計画	「豊中市次世代育成支援行動計画」(2005年3月) 「豊中市人権教育推進プラン」(2005年)
実施計画	「豊中市次世代育成支援行動計画」(2005年3月)
推進体制	「豊中市次世代育成支援推進協議会」 「豊中市次世代育成支援推進本部」

・高齢者について

基本方針	「豊中市地域福祉計画」(2004年3月) 「豊中市長寿社会対策基本指針」 「豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)」(2006年3月)
基本計画	「豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)」(2006年3月)
実施計画	「豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第3期)」(2006年3月)
推進体制	「介護保険事業運営委員会」

・その他人権施策について

基本方針	「豊中市識字推進基本方針」(1994年)
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

なお、(2)、(3)はそれぞれ市の総合計画(第3次)の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「人権啓発基本方針」(1992年) 「人権教育・啓発基本計画」(2001年9月)
基本計画	「人権教育・啓発基本計画」(2001年9月)
実施計画	なし
推進体制	「豊中市人権教育のための国連10年推進本部」

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	人権文化部人権企画課
障害者	健康福祉部福祉事務所障害福祉課
男女共同参画	人権文化部男女共同参画推進課
外国人	人権文化部文化芸術・国際課
子ども	教育委員会、こども未来部
高齢者	健康福祉部福祉事務所高齢介護課
その他人権施策	なし

(6) 職員の人権研修について

- ・各職場では、年3回の人権研修を実施することとなっている。人権研修主任推進員・推進員は所属長に協力し、この人権研修を行う。研修内容・方法は各職場で決めているが、人権企画課では助言や提案を行い、内容によっては講師を務めることもある。
- ・人権研修主任推進員は原則として各部1名、人権研修推進員は原則として各課・各施設に1名とし、各部長が任命する。人権研修主任推進員・推進員は職員研修所による人権研修を受講している。
- ・人権研修の年間テーマの設定は、関係部局で組織する「人権研修推進会議」で決定する。
- ・新規採用職員の研修は職員研修所が企画し、実施している。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「人権啓発推進会議」（1988年）
副市長を議長とする関係部長級職員による推進会議、関係課長級職員による主担者会、主担者会幹事会があり、推進会議では人権啓発に係る基本方針及び計画の検討策定及び改廃、人権啓発事業にかかる総合調整などを所掌する。
- ・個別課題に関しては課長級職員等の実務者同士が会議をもち、個別に対応している。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

①「豊中市人権教育推進委員協議会」

- ・市の補助金交付団体。個人会員で構成され、事務局は教育委員会人権教育企画課が担当している。
- ・全体での研修、啓発活動のほかに、各小学校、市内公立高校も含めた71地区委員会において、研修を中心としたさまざまな人権教育活動を行っている。

②「とよなか人権文化まちづくり協会」

- ・市の補助金交付団体。市から相談事業、冊子の作成などを委託されている。
- ・「総務管理グループ」と「事業グループ」、「豊中地域協議会」と「蛍池地域協議会」の2つの地域協議会などで構成。地域協議会では、それぞれ「啓発交流事業」、「まちづくり推進事業」、「人材養成自主活動支援事業」、「生活相談・支援事業」、「施設管理事業」などを行っている。

③「豊中企業人権啓発推進員協議会」

- ・事務局は商工労政課。人権週間と就職差別撤廃月間の駅頭啓発活動で市と協力。また会員向け研修会などを実施している

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載

- ・男女共同参画について

条例	「豊中市男女共同参画推進条例」（2003年10月）
----	---------------------------

宣言	なし
・その他人権施策について	
条例	「人権文化のまちづくりをすすめる条例」(1999年4月)
宣言	「人権擁護都市宣言」(1984年3月)

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

・同和問題について

市民	「人権についての市民意識調査」(2000年12月、2007年)
職員	なし

・障害者について

市民	「人権についての市民意識調査」(2000年12月、2007年)
職員	なし

・男女共同参画について

市民	「人権についての市民意識調査」(2000年12月、2007年) 「男女共同参画社会についてのアンケート調査」(2004年10月)
職員	なし

・外国人について

市民	「人権についての市民意識調査」(2000年12月、2007年)
職員	なし

・子どもについて

市民	「人権についての市民意識調査」(2000年12月、2007年)
職員	なし

・高齢者について

市民	「人権についての市民意識調査」(2000年12月、2007年) 「介護保険及び健康福祉に関するアンケート調査」(2005年3月)
職員	なし

・その他人権施策について

市民	「人権についての市民意識調査」(2000年12月、2007年)
職員	なし

3. 豊中市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

・「豊中市人権白書」

2005年3月に人権侵害について、市内での事例を交えながら分かりやすく記載した冊子を作成(10,000部)。市民や事業者への出前講座・研修、職員研修に活用している。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・啓発事業の評価方法の確立。現在は予算化されているものが対象になりがちである。

以上

吹田市

1. 吹田市の概況

人口：354,839人（2007年12月1日現在）

世帯数：152,695世帯（2007年12月1日現在）

職員数：3,450人（2006年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

自治人権部人権平和室

吹田市人権推進協議会事務局担当者（非常勤）も勤務している。

附属の施設として「平和祈念資料室」がある。

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「吹田市人権施策基本方針」（2006年2月）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「吹田市人権施策推進本部」（2006年2月）

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、 その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について 策定・設置されているものについてのみ、以下に記載。

・障害者について

基本方針	「吹田市地域福祉計画」（2006年5月） 「吹田市障害者計画」（2006年3月）
基本計画	「吹田市障害者計画」（2006年3月）
実施計画	「吹田市障害者計画」（2006年3月）
推進体制	「吹田市障害者福祉事業推進本部」

・男女共同参画について

基本方針	「すいた男女共同参画プラン」（2003年 現在、第2次プランを作成中）
基本計画	「すいた男女共同参画プラン」（2003年 現在、第2次プランを作成中）
実施計画	「すいた男女共同参画プラン」（2003年 現在、第2次プランを作成中）
推進体制	「吹田市男女共同参画推進本部」

・子どもについて

基本方針	「吹田市青少年育成計画」（2004年3月） 「吹田市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「吹田市地域福祉計画」（2006年5月）
基本計画	「吹田市青少年育成計画」（2004年3月） 「吹田市次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
実施計画	「吹田市青少年育成計画」（2004年3月） 「吹田市次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
推進体制	「吹田市青少年育成推進本部」 「吹田市次世代育成支援対策推進会議」

・高齢者について

基本方針	「吹田市地域福祉計画」（2006年5月）
------	----------------------

	「吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2006年3月）」
基本計画	「吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2006年3月）」
実施計画	「吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2006年3月）」
推進体制	なし

なお、(2)、(3)は市の総合計画（第3次）の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「吹田市人権施策基本方針」（2006年2月）」
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「吹田市人権施策推進本部」

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	自治人権部人権平和室
障害者	福祉保健部障害者くらし支援室
男女共同参画	自治人権部男女共同参画室
外国人	特になし
子ども	児童部こども政策室、児童部子育て支援室
高齢者	福祉保健部高齢者くらし支援室介護保険課
その他人権施策	自治人権部人権平和室

(6) 職員の人権研修について

- ・職員研修所主催で年4回実施（外部講師の講演）。各人権施策担当課が講師の紹介をする。基本的には各課から1名以上受講させる。
- ・新入職員採用時の新採研修では人権平和室、男女共同参画室の職員が研修する（映画＋説明で50分くらい）。
- ・職階別、年次別研修は特になし。管理職研修でメンタルヘルス、セクハラに関する研修を実施している。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「吹田市人権施策推進本部」
市長を本部長、副市長・教育長・水道事業管理者等を副本部長、部長級を本部員、次長・室長を幹事として構成される。事務局は人権平和室と教育委員会が担当。協議事項が発生した段階で開催。
- ・「児童虐待防止ネットワーク会議」（保育所、警察、人権擁護員などと連携）、「DV被害者に関連する部署の連絡会議」等も設置している。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

①「吹田市人権啓発推進協議会」（1996年）

- ・個人会員（約1500名。事業所は代表者が加盟）で構成され、事務局は市の人権平和室が担当。企画は事務局と「吹田市人権啓発推進協議会」の「広報委員会」と「企画委員会」と共同で案する。
- ・常任委員会の中に「協力団体部会」と「協力企業部会」の2つの部会がある。
- ・「協力企業部会」は74社が加盟し、新入職員に対する研修、人事担当者に対する研修などを実施している。

- ・市内をブロック（中学校区）に分け、さらにブロック内を地区（小学校区）に分け、各地区内でも地区委員会の企画のもと、研修、講演会などを実施している。
- ・各地区で年3回は地区活動を行うことを前提に市が補助金を支出している。

②「吹田市きしべ地域人権協会」

- ・独自に事務局を設置し、企画、運営も独自に行っている。市からは地域人権啓発事業・地域交流事業・世代間交流事業に対する助成金を交付しており、また総合生活相談事業業務及び人権ケースワーク事業業務を委託している。

③「吹田企業人権協議会」

- ・産業労働室が事務局。市民向け講演活動である「市民ひゅーまんセミナー」で協力している。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されているものについてのみ、以下に記載

- ・男女共同参画について

条例	「吹田市男女共同参画推進条例」（2002年10月）
宣言	なし

- ・その他人権施策について

条例	「吹田市人権尊重の社会をめざす条例」（2000年3月）
宣言	なし

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

- ・同和問題について

市民	「人権に関する市民意識調査」（1996年12月）
職員	なし

- ・障害者について

市民	「第2期吹田市障害者計画の策定にかかる障害者の生活に関する調査」（2004年11月）
職員	なし

- ・男女共同参画について

市民	「男女共同参画に関する市民意識・実態調査を実施」（2005年9月）
職員	なし

- ・外国人について

市民	「人権に関する市民意識調査」（1996年12月）
職員	なし

- ・子どもについて

市民	「吹田市青少年調査」（2002年6月） 「次世代育成支援に関するニーズ調査」（2004年1月）
職員	なし

- ・高齢者について

市民	「第3期吹田市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画にかかる高齢者等実態調査」（2005年1月）
職員	なし

- ・その他人権施策について

市民	「人権に関する市民意識調査」（1996年12月）
職員	なし

3. 吹田市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・「吹田市人権啓発推進協議会」の活動が活発に行われており、地区での啓発に寄与している。
 - ・「人権協ハンドブック」
- 「吹田市人権啓発推進協議会」の地区委員会が活動を行う上でのマニュアルを作成している。組織の仕組み、事務手続き、講師一覧表、見学施設、研修方法、各種書類様式などが記載されている。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・平成 14 年 11 月に「吹田市人権施策審議会」から「人権尊重の理念の普及を図るなど人権に関する施策を総合的に進める」ための答申をうけ、平成 18 年 2 月に「吹田市人権施策基本方針」を策定した。今後、施策の充実と事業の展開を図るために、あらゆる行政分野からの意見聴取を行い、各部局での検証、検討を進めて、あらゆる行政分野に人権の視点を根付かせたプラン（人権施策行動計画）の策定など行う必要がある。

以上

高槻市

1. 高槻市の概況

人口：354,331 人（2007 年 12 月 1 日現在）
世帯数：141,911 世帯（2007 年 12 月 1 日現在）
職員数：2,512 人（2006 年 4 月 1 日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

市民協働部人権室

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「高槻市人権施策基本方針」（2004 年 3 月）
基本計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005 年 3 月）
実施計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005 年 3 月）
推進体制	「人権啓発幹事会・人権擁護推進本部」（1978 年）

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「高槻市人権施策基本方針」（2004 年 3 月）
基本計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005 年 3 月）
実施計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005 年 3 月）
推進体制	「人権啓発幹事会・人権擁護推進本部」（1978 年）

・障害者について

基本方針	「高槻市人権施策基本方針」（2004年3月） 「高槻市第2次障害者長期行動計画 『後期改定計画』」（2003年3月） 「高槻市地域福祉計画」（2006年3月）
基本計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005 年 3 月） 「高槻市第 2 次障害者長期行動計画 『後期改定計画』」（2003 年 3 月） 「高槻市地域福祉計画」（2006 年 3 月）
実施計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005 年 3 月） 「高槻市第 2 次障害者長期行動計画 『後期改定計画』」（2003 年 3 月） 「高槻市地域福祉計画」（2006 年 3 月）
推進体制	「人権啓発幹事会・人権擁護推進本部」（1978 年） 「高槻市地域福祉計画策定委員会」（2004 年）

・男女共同参画について

基本方針	「高槻市人権施策基本方針」（2004年3月） 「たかつき男女共同参画プラン」（2003年3月）
基本計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005 年 3 月） 「たかつき男女共同参画プラン」（2003年3月）
実施計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005 年 3 月） 「たかつき男女共同参画プラン」（2003 年 3 月）
推進体制	「人権啓発幹事会・人権擁護推進本部」（1978 年） 「高槻市男女共同参画推進本部幹事会・男女共同参画推進本部」（1997 年）

・外国人について

基本方針	「高槻市人権施策基本方針」（2004年3月）
基本計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005 年 3 月）
実施計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005 年 3 月）
推進体制	「人権啓発幹事会・人権擁護推進本部」（1978 年）

・子どもについて

基本方針	「高槻市人権施策基本方針」（2004年3月）「高槻市地域福祉計画」（2006年3月） 「高槻市次世代育成支援行動計画」（2005年3月）「高槻市児童育成計画」（2001年11月） 「高槻市青少年育成計画」（2001年3月）
基本計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005年3月） 「高槻市地域福祉計画」（2006年3月）「高槻市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「高槻市児童育成計画」（2001年11月）「高槻市青少年育成計画」（2001年3月）
実施計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005年3月） 「高槻市地域福祉計画」（2006年3月）「高槻市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「高槻市児童育成計画」（2001年11月）「高槻市青少年育成計画」（2001年3月）
推進体制	「人権啓発幹事会・人権擁護推進本部」（1978年） 「高槻市地域福祉計画策定委員会」（2004年） 「高槻市次世代育成支援行動計画推進本部幹事会」（2005年）

・高齢者について

基本方針	「高槻市人権施策基本方針」（2004年3月） 「高槻市高齢者保健福祉計画・高槻市介護保険事業計画」（2003年3月） 「高槻市地域福祉計画」（2006年3月）
基本計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005年3月） 「高槻市地域福祉計画」（2006年3月） 「高槻市高齢者保健福祉計画・高槻市介護保険事業計画」（2003年3月）
実施計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005年3月） 「高槻市地域福祉計画」（2006年3月） 「高槻市高齢者保健福祉計画・高槻市介護保険事業計画」（2003年3月）
推進体制	「人権啓発幹事会・人権擁護推進本部」（1978年） 「高槻市地域福祉計画策定委員会」（2004年） 「高槻市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」（1999年）

・その他人権施策について

基本方針	「高槻市人権施策基本方針」（2004年3月）
基本計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005年3月）
実施計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005年3月）
推進体制	「人権啓発幹事会・人権擁護推進本部」（1978年）

なお、(2)、(3)については市の行動計画（第4次）の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「高槻市人権施策基本方針」（2004年3月）
基本計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005年3月）
実施計画	「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画(人権施策推進プラン)」（2005年3月）
推進体制	「人権啓発幹事会・人権擁護推進本部」（1978年）

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	市民協働部人権室
障害者	福祉部福祉事務所障害福祉課、市民協働部人権室
男女共同参画	男女共同参画課、男女共同参画推進センター、市民協働部人権室
外国人	教育委員会指導課、市民協働部人権室
子ども	子育て総合支援センター（カンガルーの森）、児童福祉課、市民協働部人権室
高齢者	福祉部福祉事務所高齢福祉課、市民協働部人権室
その他人権施策	市民協働部人権室

(6) 職員の人権研修について

- ・人事室職員研修所が研修を担当。年代別の人権研修と新任係長の人権研修を毎年行っている。
- ・毎年、各課で人権研修を必ず行うことになっている。その際には人権研修マニュアルを参照にする。
- ・3部研修（毎年実施している）

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「人権擁護推進本部」
市長を本部長、副市長と教育長を副本部長、本部員を部長級として構成。人権に関する施策の調整、計画の策定などを協議する。
- ・「人権啓発推進本部幹事会」
関係各課の課長級で構成される。推進本部で決定された施策の円滑な実施のため、本部員を補佐する。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について

（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

- ①「高槻市人権啓発推進協議会」
 - ・団体会員（約 100 団体）と個人会員（約 1100 人）で構成される。市が補助金を支出し、事務局は人権室が担っている。
 - ・全体での学習会、研修会の他に中学校校区ごと（18 校区）の学習会である「ふれあいアップ講座」などを実施している。
 - ・「事業部会」（企画を立てる）、「広報部会」（広報誌「アクティブ」の発刊（年 2 回））の 2 つの部会がある。
 - ・市内の人権団体を統合して、社団法人になる予定。社団法人になった後は専任事務局を置き、各啓発事業を進めて行く。市は運営補助金を出し、事業は委託する予定で、独り立ちできるように支援していく。
- ②「高槻市人権富田地域協議会」、「高槻市人権春日地域協議会」
 - ・市が補助金を支出し、事務局はプロパー職員やアルバイト等が担っている。
 - ・地域交流活動や啓発・学習活動等を実施している。
- ③「高槻地区人権推進員企業連絡会」
都市産業部商工観光振興室が事務局を担当している。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載

- ・男女共同参画について

条例	「男女共同参画推進条例」（2005年12月）
宣言	なし

- ・その他人権施策について

条例	「高槻市人権尊重の社会づくり条例」（2001 年 3 月）
宣言	「人権擁護都市宣言」（1978 年 12 月）「非核平和都市宣言」（1983 年 3 月）

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

- ・同和問題について

市民	「第四回高槻市人権意識調査」（2003 年 10 月）
職員	なし

- ・障害者について

市民	「第四回高槻市人権意識調査」（2003 年 10 月）
職員	なし

- ・男女共同参画について

市民	「第四回高槻市人権意識調査」（2003年10月）
職員	なし

- ・外国人について

市民	「第四回高槻市人権意識調査」（2003年10月）
----	--------------------------

職員	なし
・子どもについて	
市民	「第四回高槻市人権意識調査」(2003年10月)
職員	なし
・高齢者について	
市民	「第四回高槻市人権意識調査」(2003年10月)
職員	なし
・その他人権施策について	
市民	「第四回高槻市人権意識調査」(2003年10月)
職員	なし

3. 高槻市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・市民の手による人権啓発事業の促進を図ることなどを目的に、「平和展」や「人権を考える市民のつどい」などを人権関係市民団体等により組織された実行委員会で実施している（「高槻市人権啓発推進協議会」の事業部会・広報部会が活発に活動している）。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・実施した人権施策がどれだけの効果があったのか、費用対効果の面も含めた評価方法の確立。

以上

八尾市

1. 八尾市の概況

人口：272,664人（2007年12月1日現在）

世帯数：108,254世帯（2007年12月1日現在）

職員数：2,339人（2007年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

人権国際課人権政策係、人権教育課

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	特にないが、「八尾市総合計画〔やお未来・元気プラン21〕」において、都市づくりの基本理念の一つとして「人権が尊重され共生の心あふれる人間都市づくり」を掲げている。
基本計画	「八尾市人権教育・啓発プラン」（2006年3月）
実施計画	「八尾市人権教育・啓発プラン」（2006年3月）
推進体制	「八尾市人権施策推進本部」

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」（2004年7月） 「八尾市人権教育・啓発プラン」（2006年3月）
基本計画	「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」（2004年7月） 「八尾市人権教育・啓発プラン」（2006年3月）
実施計画	「八尾市における同和問題を解決するための施策のあり方について」（2004年7月） 「八尾市人権教育・啓発プラン」（2006年3月）
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「八尾市障害者基本計画」（2003年6月）「八尾市地域福祉計画」（2003年5月） 「八尾市人権教育・啓発プラン」（2006年3月）
基本計画	「八尾市障害者基本計画」（2003年6月）「八尾市地域福祉計画」（2003年5月） 「八尾市人権教育・啓発プラン」（2006年3月）
実施計画	「八尾市障害者基本計画」（2003年6月）「八尾市地域福祉計画」（2003年5月） 「八尾市人権教育・啓発プラン」（2006年3月）
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	「改定 やお女と男のはたらきプラン」（2004年3月） 「八尾市人権教育・啓発プラン」（2006年3月）
基本計画	「改定 やお女と男のはたらきプラン」（2004年3月） 「八尾市人権教育・啓発プラン」（2006年3月）
実施計画	「改定 やお女と男のはたらきプラン」（2004年3月） 「八尾市人権教育・啓発プラン」（2006年3月）
推進体制	「八尾市男女共同参画施策推進本部」

・外国人について

基本方針	「八尾市国際化施策推進基本指針」（2003年6月） 「八尾市人権教育・啓発プラン」（2006年3月）
基本計画	「八尾市国際化施策推進計画」（2004年3月） 「八尾市人権教育・啓発プラン」（2006年3月）
実施計画	「八尾市国際化施策推進計画」（2004年3月）

	「八尾市人権教育・啓発プラン」(2006年3月)
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「八尾市次世代育成支援行動計画」(2005年3月)「八尾市地域福祉計画」(2003年5月) 「八尾市人権教育・啓発プラン」(2006年3月)
基本計画	「八尾市次世代育成支援行動計画」(2005年3月)「八尾市地域福祉計画」(2003年5月) 「八尾市人権教育・啓発プラン」(2006年3月)
実施計画	「八尾市次世代育成支援行動計画」(2005年3月)「八尾市地域福祉計画」(2003年5月) 「八尾市人権教育・啓発プラン」(2006年3月)
推進体制	「八尾市次世代育成支援推進本部」

・高齢者について

基本方針	「第3期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(2006年3月) 「八尾市地域福祉計画」(2003年5月)「八尾市人権教育・啓発プラン」(2006年3月)
基本計画	「第3期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(2006年3月) 「八尾市地域福祉計画」(2003年5月)「八尾市人権教育・啓発プラン」(2006年3月)
実施計画	「第3期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(2006年3月) 「八尾市地域福祉計画」(2003年5月)「八尾市人権教育・啓発プラン」(2006年3月)
推進体制	なし

・その他人権施策について

基本方針	「八尾市人権教育・啓発プラン」(2006年3月)
基本計画	「八尾市人権教育・啓発プラン」(2006年3月)
実施計画	「八尾市人権教育・啓発プラン」(2006年3月)
推進体制	「八尾市人権施策推進本部」

なお、(2)、(3)については市の総合計画(第4次)の主意を反映させている。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	特にないが、「八尾市総合計画〔やお未来・元気プラン21〕」において、都市づくりの基本理念の一つとして「人権が尊重され共生の心あふれる人間都市づくり」を掲げている。
基本計画	「八尾市人権教育・啓発プラン」(2006年3月)
実施計画	「八尾市人権教育・啓発プラン」(2006年3月)
推進体制	「八尾市人権施策推進本部」

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	人権文化部人権国際課
障害者	保健福祉部障害福祉課
男女共同参画	人権文化部人権国際課
外国人	人権文化部人権国際課
子ども	保健福祉部子育て支援課、教育総務部人権教育課
高齢者	保健福祉部高齢福祉課
その他人権施策	人権文化部人権国際課、教育総務部人権教育課

(6) 職員の人権研修について

- ・全職員を対象とした人権研修がプランに位置付けられており、1年1回実施している。
- ・各職場の課長補佐級職員を人権主担者とし、人権主担者研修を年3回実施している。
- ・上記人権主担者と研修委員・所属長等が連携し、各職場で人権研修を行う。各課の業務に関連したものになることが多い

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織(機構)の有無および内容について

- ・人権国際課が人権研修・啓発事業などを集約している。
- ・教育委員会については人権教育課が人権研修・啓発事業などを集約している。

**(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について
(例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて)**

①「八尾市人権啓発推進協議会」

- ・市内の各種団体及び協力者をもって組織。八尾市が事務局を担っている。
- ・人権意識の普及、高揚を図るための各種啓発活動等、人権啓発業務（一日研修会、「みんなのしあわせを築く八尾市民集会」、人権啓発推進委員養成研修、地区人権研修）等を実施している。
- ・地区単位でも地区人権啓発推進委員が5名おり、地区人権研修を実施している（31地区、現在は3年計画で実施している）。
- ・人権啓発推進委員は「人権啓発推進委員養成研修」を年度に5回受ける
- ・課題として講師の先生を選ぶのが難しいこと（同じテーマ・同じ講師に偏ってしまう）が挙げられる。

②「八尾市人権協会」

- ・市が多様な人権施策を推進していくための協力機関。独自の事務局により運営される。市は補助金を支出し、「八尾市人権協会」を通じて、他の人権団体への支援を行っている。
- ・人権施策の実現への取り組み、地域活動支援事業、「世界人権宣言八尾市実行委員会」の運営等を行っている。

③「世界人権宣言八尾市実行委員会」

- ・「ひゅーまんフェスタ」や講演会等で、市と連携して人権啓発事業を実施。世界人権宣言八尾市実行委員会を通じて、他の人権団体への支援を行っている。
- ・世界人権宣言の普及と具体化、「ひゅーまんフェスタ」への参加、自主活動支援などを行っている。

④「八尾市企業人権協議会」

- ・市内の事業所が加盟し、市民産業部産業振興課と八尾商工会議所が事務局を担当している。総会、研修会、講演会などを開催。就職差別撤廃月間の街頭啓発活動を実施している。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

・同和問題について

条例	「八尾市人権尊重の社会づくり条例」（2001年3月）
宣言	「八尾市民憲章」（1964年11月）

・障害者について

条例	「八尾市人権尊重の社会づくり条例」（2001年3月）
宣言	「八尾市民憲章」（1964年11月）

・男女共同参画について

条例	「八尾市人権尊重の社会づくり条例」（2001年3月）
宣言	「八尾市民憲章」（1964年11月）

・外国人について

条例	「八尾市人権尊重の社会づくり条例」（2001年3月）
宣言	「八尾市民憲章」（1964年11月）

・子どもについて

条例	「八尾市人権尊重の社会づくり条例」（2001年3月）
宣言	「八尾市民憲章」（1964年11月）

・高齢者について

条例	「八尾市人権尊重の社会づくり条例」（2001年3月）
宣言	「八尾市民憲章」（1964年11月）

・その他人権施策について

条例	「八尾市人権尊重の社会づくり条例」（2001年3月）
宣言	「八尾市民憲章」（1964年11月）

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

・同和問題について

市民	「人権についての市民意識調査」(2004 年)
職員	なし

・障害者について

市民	「人権についての市民意識調査」(2004 年)
職員	なし

・男女共同参画について

市民	「人権についての市民意識調査」(2004年)
職員	なし

・外国人について

市民	「人権についての市民意識調査」(2004年)
職員	なし

・子どもについて

市民	「人権についての市民意識調査」(2004年)
職員	なし

・高齢者について

市民	「人権についての市民意識調査」(2004年)
職員	なし

・その他人権施策について

市民	「人権についての市民意識調査」(2004年)
職員	なし

※各分野については必要に応じて、随時市民意識調査を実施している。

3. 八尾市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

・「八尾市人権教育・啓発プラン概要版」

クイズを盛り込み、研修等で使えるよう工夫して作成。地区人権研修や職員研修でも使用している。

・「Wai Wai 市民フォーラム」

「八尾市人権教育・啓発プラン」の推進について、市民と行政が協働で考える場を設けている(2 ヶ月に 1 程度回開催 10 人～20 人くらい)。市民の視点から進行管理をしてもらう。

・「地区人権研修」

市内の全地区において人権研修を実施。「八尾市人権啓発推進協議会」に委託している。現在は 3 年計画で実施している。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

・職員向け・市民向けに研修等はおこなっているが、人権に興味のない人をいかに取り込むか。市民全体に人権啓発を広めるための手法の検討。

・「人権啓発推進委員」などを中心とした地域における自主的な研修の開催および限られた予算の中での効果的な研修方法の検討。

以上

茨木市

1. 茨木市の概況

人口：271,514人（2008年2月1日現在）

世帯数：113,351世帯（2008年2月1日現在）

職員数：1,795人（2007年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

人権部人権室人権同和課 啓発係
推進係
調整係

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「茨木市人権施策推進基本方針」（2004年3月）
基本計画	なし
実施計画	「茨木市人権施策推進計画」（2005年3月）
推進体制	「茨木市人権擁護対策推進委員会」

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

各課題について、「茨木市人権施策推進基本方針」が前提となっているが、個別に以下のとおり策定している。

・同和問題について

基本方針	「茨木市同和行政基本方針」（1997年）
基本計画	「茨木市同和行政推進プラン」（1999年）
実施計画	「茨木市同和行政推進プラン」（1999年）
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	なし
基本計画	「茨木市障害者施策に関する第三次長期計画」（2006年3月）
実施計画	「茨木市障害福祉計画（第1期）」（2007年3月）
推進体制	「茨木市障害者施策推進協議会」

・男女共同参画について

基本方針	なし
基本計画	「茨木市男女共同参画計画」（2002年3月）
実施計画	「茨木市男女共同参画計画」（2002年3月）
推進体制	「茨木市男女共同参画推進本部」

・子どもについて

基本方針	「茨木市人権教育基本方針」（2003年3月）「茨木市人権保育基本方針」（2003年4月）
基本計画	「茨木市人権保育カリキュラム」（2005年4月） 「茨木市次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
実施計画	「茨木市人権教育推進プラン」（2003年4月） 「茨木市人権保育カリキュラム」（2005年4月） 「茨木市次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	なし
基本計画	「茨木市高齢者保健福祉計画（第4次）・介護保険事業計画（第3次）」（2006年3月）
実施計画	「茨木市高齢者保健福祉計画（第4次）・介護保険事業計画（第3次）」（2006年3月）
推進体制	なし

なお、(2)、(3) はそれぞれ市の総合計画（第4次）の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「茨木市人権施策推進基本方針」（2004年3月） 「茨木市人権教育基本方針」（2003年3月）「茨木市人権保育基本方針」（2003年4月）
基本計画	「茨木市人権保育カリキュラム」（2005年4月）
実施計画	「茨木市人権教育推進プラン」（2003年3月） 「茨木市人権保育カリキュラム」（2005年4月）
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	人権部人権室人権同和課
障害者	健康福祉部障害福祉課
男女共同参画	人権部男女共同参画課
外国人	人権部人権室人権同和課
子ども	健康福祉部こども室児童福祉課、健康福祉部こども室子育て支援課、 教育委員会学校教育部、生涯学習部青少年課
高齢者	健康福祉部高齢福祉課
その他人権施策	なし

(6) 職員の人権研修について

- ・人権研修については、人事課が主催の研修と人権部（人権センターを含む）主催の研修がある。
- ・人事課主催の研修のうち、人権問題研修については全職員が3年のうち1回、8つのテーマの中から関心のあるものを選んで受講する。
- ・新規採用職員研修については、人権問題研修をカリキュラムの1つとして位置づけ、国際人権、同和問題、男女共同参画など、様々な人権問題について学習する。
- ・人事課主催の研修については、人事課でテーマを設定し、人権同和課に講師の相談をする
- ・人権部等主催の研修のうち、職員研修に該当するものについては、全職員に通知する。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「茨木市人権擁護対策推進委員会」
市長、副市長、部長級の組織で、事象が発生時に開催される。専門部会として課長級職員による「人権啓発検討部会」がある。
- ・「人権問題啓発担当者会議」
「人権啓発検討部会」に置かれる担当課の係長級の会議（14名）で年4回開催される。各課での啓発、人権啓発冊子について情報交換をしたり、研修会を開催し、担当者の人権意識の高揚を図っている。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

①「茨木市人権啓発推進協議会」

- ・17団体の団体会員、約150名の個人会員で構成され、事務局は茨木市人権センターに置き、そこで企画、運営も行っている。
- ・組織部（全小学校区に「地区人権啓発推進委員会」の設置を目指す）、研修部（役員・会員の研修、市民啓発を担当）、啓発部（市民啓発誌「虹のひろば」の発行）の3つの部会が設けられている。
- ・小学校区に「地区人権啓発推進委員会」を設置し、地区単位での活動も行っている（現在、32校区中24校区に設置）。「茨木市人権啓発推進協議会」は各「地区人権啓発推進委員会」に運営補助金を交付し、特定の活動には内容を審査のうえ活動補助金を交付している

②「地域人権協会」

③「茨木地区人権推進企業連絡会」

産業環境部商工労政課が事務局を担当。会員事業所への研修、会員企業従業員への研修、関係団体との交流などを行っている。人権週間行事などの各種人権問題に係る講演会や研修会に参画している。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載

・子どもについて

条例	「茨木市青少年の健全育成に関する条例」（2004年12月）
宣言	なし

・その他人権施策について

条例	「茨木市人権尊重のまちづくり条例」（1998年12月）
宣言	「人権擁護都市宣言」（1995年3月）

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

実施されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」（2005年9月）
職員	なし

・男女共同参画について

市民	「男女共同参画に関する市民意識調査」（2001年）
職員	なし

3. 茨木市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・自殺を人権課題ととらえ、自殺予防の啓発事業を実施していること。
- ・「北朝鮮人権侵害問題」の啓発にも取り組んでいること。
- ・茨木市人権センター主催の「人権啓発ファシリテーター養成事業」の修了者が研究会を作り、「人権啓発教材開発事業」に取り組み、「気づき」を促す人権学習教材を完成させた。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・同和問題について、現在でも差別事件が起こっていることなどの実情を伝えて、正しい知識を持ってもらうことが必要。

以上

寝屋川市

1. 寝屋川市の概況

人 口：243,811 人 （2007 年 12 月 1 日現在）

世帯数：104,216 世帯 （2007 年 12 月 1 日現在）

職員数：1,663 人 （2007 年 12 月 1 日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

人・ふれあい部人権文化課

男女共同参画も担当。

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	なし
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・障害者について

基本方針	「寝屋川市地域福祉計画」（2005 年）「寝屋川市障害者長期計画」（1998 年）
基本計画	「寝屋川市障害者長期計画」（1998 年）「寝屋川市障害福祉計画」（2007 年）
実施計画	「寝屋川市障害者長期計画」（1998 年）「寝屋川市障害福祉計画」（2007 年）
推進体制	「寝屋川市地域自立支援協議会」

・男女共同参画について

基本方針	「（改訂）第3期ねやがわ男女共同参画プラン」（2007年）
基本計画	「（改訂）第3期ねやがわ男女共同参画プラン」（2007年）
実施計画	「（改訂）第3期ねやがわ男女共同参画プラン」（2007年）
推進体制	「男女共同参画推進本部」

・子どもについて

基本方針	「寝屋川市地域福祉計画」（2005 年）「寝屋川市こどもプラン」（2005 年） 「寝屋川市母子家庭等自立促進計画」（2007 年）
基本計画	「寝屋川市こどもプラン」（2005 年）「寝屋川市母子家庭等自立促進計画」（2007 年）
実施計画	「寝屋川市こどもプラン」（2005 年）「寝屋川市母子家庭等自立促進計画」（2007 年）
推進体制	「寝屋川市こどもプラン推進地域協議会」

・高齢者について

基本方針	「寝屋川市地域福祉計画」（2005 年）「寝屋川市高齢者保健福祉計画」（2006 年）
基本計画	「寝屋川市高齢者保健福祉計画」（2006 年）
実施計画	「寝屋川市高齢者保健福祉計画」（2006 年）
推進体制	なし

なお、(3) で策定されている計画は市の総合計画（第 4 次）の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

特になし。「寝屋川市人権尊重のまちづくり条例」制定後の課題となる。

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	人・ふれあい部人権文化課
障害者	保健福祉部障害福祉課
男女共同参画	人・ふれあい部人権文化課
外国人	人・ふれあい部市民活動振興室 他
子ども	保健福祉部こども室
高齢者	保健福祉部高齢介護室
その他人権施策	人・ふれあい部人権文化課

(6) 職員の人権研修について

- ・人事室で企画・実施。テーマについて人権文化課に相談を行うこともある。
- ・職場研修、新採研修、階層別（入庁年度別）、新任課長・係長研修、人権啓発リーダー研修等を実施している。
- ・職場研修は各部局に予算を渡し、独自に実施している。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「寝屋川市人権啓発推進庁内連絡会」
年4回の会議を開催。年度における事業計画等を協議する。差別事象等の問題発生時には随時開催。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について （例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

- ①「寝屋川市社会を明るくする運動推進委員会」
 - ・30年以上の蓄積がある市民団体で、自治会ほかほとんどの市民団体が加盟している。
 - ・12の中学校地区ごとに1つの「社会を明るくする運動推進委員会」があり、校区ごとの啓発活動も実施している。
 - ・「環境」、「人権」、「青少年健全育成」の3つの部会をもつ。「人権部会」にて人権に関する啓発活動を実施している。また、年に4回「人権部会」の会議を開催。
 - ・啓発活動の企画・運営は、市の人権文化課と連携と取りながら「人権部会」が行っている。市は補助金を支出している。
- ②「寝屋川事業所人権推進連絡会」
人権文化課が事務局を担当し、就職差別撤廃のキャンペーンで協力している。
- ③「北河内人権啓発推進協議会」
 - ・守口市・門真市・寝屋川市・大東市・枚方市・四条畷市・交野市の合同啓発団体。市長・議長 に対するトップ研修会を実施している。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載

- ・その他人権施策について

条例	「寝屋川市人権尊重のまちづくり条例」	(2007年)
宣言	なし	

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

- ・同和問題について

市民	「第2回人権問題に関する市民意識調査」(1997年)
職員	なし

- ・障害者について

市民	「第2回人権問題に関する市民意識調査」(1997年)
----	----------------------------

職員	なし
・男女共同参画について	
市民	「第2回人権問題に関する市民意識調査」(1997年) 「男女共同参画に関する市民意識調査」(1999年)
職員	なし
・外国人について	
市民	「第2回人権問題に関する市民意識調査」(1997年)
職員	なし
・子どもについて	
市民	「第2回人権問題に関する市民意識調査」(1997年)
職員	なし
・高齢者について	
市民	「第2回人権問題に関する市民意識調査」(1997年)
職員	なし
・その他人権施策について	
市民	「第2回人権問題に関する市民意識調査」(1997年)
職員	なし

3. 寝屋川市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

・「ジェンダー川柳カレンダー」

一般から募集したジェンダーに関する川柳を日めくりカレンダーに記載。男女共同参画推進員(アルバイト待遇職員、6名、「男女共同参画推進センター」の運営・企画に従事)がカレンダーにする作品を選定。小・中学校の各学級に配布し掲示してもらっている。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・基本方針・基本計画の策定。
- ・実態把握のための意識調査の実施。
- ・庁内の連絡会に代わる、新たな推進体制の検討。

以上

岸和田市

1. 岸和田市の概況

人口：200,546人（2007年12月1日現在）

世帯数：74,881世帯（2007年12月1日現在）

職員数：2,098人（2006年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

市民生活部人権推進課、学校教育部人権教育課

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「岸和田市人権施策基本方針」（2005年3月改訂） 「岸和田市人権教育基本方針」（2002年4月）
基本計画	「岸和田市人権施策推進プラン」（2006年11月策定、2007年12月改訂）
実施計画	なし
推進体制	なし

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・障害者について

基本方針	「第2次岸和田市障害者計画・第1期岸和田市障害福祉計画」（2007年3月） 「第2次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画」（2007年3月）
基本計画	「第2次岸和田市障害者計画・第1期岸和田市障害福祉計画」（2007年3月） 「第2次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画」（2007年3月）
実施計画	「第2次岸和田市障害者計画・第1期岸和田市障害福祉計画」（2007年3月）
推進体制	「岸和田市障害者施策推進協議会」

・男女共同参画について

基本方針	「第2期きしわだ女性プラン」（2001年3月）
基本計画	「第2期きしわだ女性プラン」（2001年3月）
実施計画	「第2期きしわだ女性プラン」に基づき毎年度策定。
推進体制	「きしわだ女性プラン推進本部」

・子どもについて

基本方針	「岸和田市次世代育成支援行動計画 新きしわだっ子プラン」（2005年3月） 「第2次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画」（2007年3月） 「岸和田市母子家庭等自立促進計画」（2006年3月）
基本計画	「岸和田市次世代育成支援行動計画 新きしわだっ子プラン」（2005年3月） 「第2次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画」（2007年3月） 「岸和田市母子家庭等自立促進計画」（2006年3月）
実施計画	「岸和田市次世代育成支援行動計画 新きしわだっ子プラン」（2005年3月） 「岸和田市母子家庭等自立促進計画」（2006年3月）
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「岸和田市老人保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」（2006年3月） 「第2次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画」（2007年3月）
基本計画	「岸和田市老人保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」（2006年3月） 「第2次岸和田市地域福祉計画・地域福祉活動推進計画」（2007年3月）
実施計画	「岸和田市老人保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」（2006年3月）
推進体制	「岸和田市介護保険事業運営等協議会」

なお、(2)、(3)については市の総合計画（第3次）の主意を反映させている。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「岸和田市人権施策基本方針」(2005年3月改訂) 「岸和田市人権教育基本方針」(2002年4月)
基本計画	「岸和田市人権施策推進プラン」(2006年11月策定、2007年12月改訂)
実施計画	なし
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	市民生活部人権推進課、学校教育部人権教育課
障害者	保健福祉部障害福祉課
男女共同参画	市民生活部自治振興課
外国人	企画調整部文化国際課
子ども	児童福祉部児童育成課
高齢者	保健福祉部高齢介護課
その他人権施策	社会福祉協議会と相談(ボランティアのことなど)

(6) 職員の人権研修について

市長公室人事課が担当し、主幹級以下の全職員を対象にビデオ教材などを使って、人権問題に対する正しい理解と認識の向上を図る目的で階層混成の人権問題ファミリー研修を実施している。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織(機構)の有無および内容について

「岸和田市人権協会」の事務局に市の関係部局の職員が入っており、「岸和田市人権協会」の事務局会議が連絡の場となっている。

**(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について
(例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて)**

- ①「岸和田市人権協会」
- ・団体会員(32団体)と個人会員によって構成される。事務局は人権推進課と教育委員会学校教育部人権教育課が担当している。研修、啓発、相談事業などを行っている。
 - ・小学校区に校区推進委員を設置。「岸和田市人権協会」全体の研修だけではなく、校区別の研修会も実施している。
- ②「岸和田市人権啓発企業連絡会」
- ・192事業所が加盟し、事務局は人権推進課が担当。研修、講座、啓発事業などを行っている。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載

・障害者について

条例	なし
宣言	「障害者福祉都市宣言」(1981年6月)

・子どもについて

条例	なし
宣言	「岸和田っ子宣言」(1992年11月)

・その他人権施策について(人権全般)

条例	「岸和田市人権尊重のまちづくり条例」(2005年12月)
宣言	「人権擁護都市宣言」(1975年12月)

**(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について**

実施されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」（1988 年、1998 年）
職員	なし

・障害者について

市民	「障害者計画策定に向けたアンケート調査」（2006 年）
職員	なし

・男女共同参画について

市民	「男女平等に関するアンケート調査」（2005年）「女性と仕事を考える調査」（2006年）
職員	なし

・子どもについて

市民	「母子家庭等自立促進計画策定に向けたアンケート調査」（2005年）
職員	なし

・高齢者について

市民	「介護保険・高齢者福祉実態調査」（2005年）
職員	なし

3. 岸和田市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・「校区別人権問題研修会」が盛んにおこなわれていること。
- ・「就職差別撤廃月間」啓発うちわ
6 月の就職差別撤廃月間に啓発メッセージとだんじりの切り絵を載せているうちわを配布している。暑い時期でもあるので、多くの人を受け取ってくれる。
- ・「岸和田市人権協会」の機関誌「人の輪」を新聞折り込みで全戸配布している。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・啓発行事の参加者が固定している（若い人の参加が少ない）。
- ・人権は難しいことだと思われてしまう。 難しく思われないようなことでやっていかなければならない。

以上

和泉市

1. 和泉市の概況

人口：179,176人（2007年12月1日現在）

世帯数：64,742世帯（2007年12月1日現在）

職員数：1,530人（2006年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

「ひと・まち創造部人権国際課」 平和も担当

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「和泉市人権行政基本方針」（2002年12月）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「和泉市人権擁護施策推進本部」

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

基本方針	「今後の同和問題解決のための施策の方向」 （2004年「同和行政推進プラン」を改訂、2008年度中の改訂を検討）
基本計画	「今後の同和問題解決のための施策の方向」
実施計画	「今後の同和問題解決のための施策の方向」
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「和泉市第2次障害者計画」（2006年3月） 「和泉市地域福祉計画」（2004年3月）
基本計画	「和泉市第2次障害者計画」（2006年3月）
実施計画	「和泉市第2次障害者計画」（2006年3月）
推進体制	「和泉市障害者施策推進協議会」

・男女共同参画について

基本方針	「和泉市男女共同参画行動計画」（1995年策定、2005年3月改訂）
基本計画	「和泉市男女共同参画行動計画」（1995年策定、2005年3月改訂）
実施計画	「和泉市男女共同参画行動計画」（1995年策定、2005年3月改訂）
推進体制	「和泉市男女共同参画施策推進本部」 「和泉市男女共同参画施策推進会議」

・外国人について

基本方針	「和泉市国際化推進指針」（2001年12月）
基本計画	「和泉市国際化推進指針」（2001年12月）
実施計画	「和泉市国際化推進指針」（2001年12月）
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「和泉市次世代育成支援対策行動計画」（2005年3月）
基本計画	「和泉市次世代育成支援対策行動計画」（2005年3月）
実施計画	「和泉市次世代育成支援対策行動計画」（2005年3月）
推進体制	「和泉市次世代育成支援対策地域協議会」

・高齢者について

基本方針	「第3期老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」（2006年3月） 「和泉市地域福祉計画」（2004年3月）
------	--

基本計画	「第3期老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」(2006年3月)
実施計画	「第3期老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」(2006年3月)
推進体制	なし

なお、(2)、(3)は市の総合計画(第4次)の主意を反映させている。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「和泉市人権行政基本方針」(2002年12月)
基本計画	「和泉市人権教育のための新計画」(現在策定中、19年度末に完成予定。)
実施計画	「和泉市人権教育のための新計画」(現在策定中、19年度末に完成予定。)
推進体制	「和泉市人権擁護施策推進本部」

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	ひと・まち創造部人権国際課、ひと・まち創造部人権文化センター
障害者	生きがい健康部障害福祉課
男女共同参画	ひと・まち創造部男女共同参画課
外国人	ひと・まち創造部人権国際課
子ども	生きがい健康部子育て支援室、教育員会
高齢者	生きがい健康部高齢介護室
その他人権施策	環境産業部労働政策課

(6) 職員の人権研修について

- ・人事課が担当し、内容・講師の選定については人権国際課も協力している。年1回は全職員に対して人権研修を実施している。
- ・新入職員採用時の新採研修は人権国際課で時間をもらい、ワークショップ形式で2、3時間実施する。
- ・職階別、年次別研修は実施していない。
- ・今後は「和泉市人権擁護施策推進本部」の推進委員の研修を人権国際課で行っていききたい。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織(機構)の有無および内容について

- ・「和泉市人権擁護施策推進本部」
市長を本部長とし、特別職及び部長級の職員を本部員、課長級の職員を幹事、課長補佐級及び係長級の職員を推進員(人権に関する課など)とする合計約60名で構成される。年2回程度、定期的に会議を開催、差別事象発生時には随時開催。市の人権課題の方向を出す、庁内での対応を決めていく機関。
- ・各個別問題については関連部署が個別に会議をもっている。
- ・人権国際課がすべての課に対してヒアリングを実施し、人権問題(職員の意識確認、問題発生の有無、職場内の人権課題等)を把握するようにしている。
- ・内部の研修も実施している。
- ・現在、推進委員は人権に関する課のみ設置することになっているが、来年度はすべての職場に「人権推進委員」を置くことを予定している。人権問題時の発生時には「人権推進委員」が人権国際課との連携を図る。

(8) 市民啓発推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について

(例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて)

①「和泉市人権啓発推進協議会」

- ・校区人権協、各種団体、専門部会(3部)に所属する団体・個人会員で構成される。事務局は人権国際課が担当しているが市から啓発事業を委託され、自主運営を行っている。
- ・部会は「多文化共生」(6人)、「歴史文化」(6人)、「情報ネットワーク」(1人)の3部から構成され、部会ごとの研修も実施している(部内向け、市民にも開放している研修の両方がある)。
- ・小学校区単位の校区別人権研修会を実施している(約30年)。校区の研修部長会で年間の予定を決定したうえで、テーマを校区ごとに決める。人権国際課は講師の紹介などを行う。

- ・市民講師の派遣事業である「たのまな人権研修支援事業」を実施（年間3、4回）。個人、団体、自治体、企業の研修依頼に講師を派遣する。費用は「人推協」で拠出。

②「和泉市人権協会」

- ・市や「大阪府人権協会」から助成金を受け、独自の企画により「人権行政入門講座」、「人権行政発展講座」の開催、市民啓発のための「人権協会ニュース」の市内全戸配布などを行っている。
- ・講座の実施などで人権国際課とも連携している。

③「和泉市企業人権協議会」

約80の事業所が加盟し、事務局は都市産業部労働政策課が担当している。研修会、街頭啓発などを実施。「和泉市人権啓発推進協議会」の事業に関わっている。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載

- ・男女共同参画について

条例	「和泉市男女共同参画推進条例」（2007年7月）
宣言	なし

- ・その他人権施策について

条例	「和泉市人権擁護に関する条例」（1997年7月）
宣言	なし

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

実施されたものについてのみ、以下に記載

- ・同和問題について

市民	「人権問題に関する市民アンケート調査」（2006年、前回は1995年）
職員	なし

- ・障害者について

市民	「人権問題に関する市民アンケート調査」（2006年、前回は1995年）
職員	なし

- ・男女共同参画について

市民	「人権問題に関する市民アンケート調査」（2006年、前回は1995年）
職員	なし

- ・外国人について

市民	「人権問題に関する市民アンケート調査」（2006年、前回は1995年）
職員	なし

- ・子どもについて

市民	「人権問題に関する市民アンケート調査」（2006年、前回は1995年）
職員	なし

- ・高齢者について

市民	「人権問題に関する市民アンケート調査」（2006年、前回は1995年）
職員	なし

3. 和泉市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・「エンパワメント活動助成事業」

「人推協」の事業として、活動・発信する人権啓発事業を行う団体に対して、内容を審査のうえ資金を援助する活動で2001年から開始。毎年同じ事業内容での申請は認められず、また事業が軌道に乗れば、自立して活動してってもらう。支援された団体の事業には現在、人権文化センターの事業に移行しているものもある。

- ・平成18年度の人権啓発冊子は、多文化共生をテーマに読みやすさを考え、写真中心の冊子を発行（市内全戸配布）した。

- ・「世界人権宣言 3 市 1 町連絡協議会」（和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町）の活動

昨年度は在日コリアンの実態調査を実施。在日コリアンの年金未受給者に対して、一般施策として年金受給を実施。実態把握から啓発にうまく結びつけることができた。

- ・市の主催する「人権啓発講座 リーダー養成講座」の修了者には、市民講師として専門部会の活動に従事する人も出てきている。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・2006 年に実施した「人権問題に関する市民アンケート調査」の分析に基づき、市民のニーズを把握し、啓発方法のあり方を検討すること。

以上

守口市

1. 守口市の概況

人口：146,363人（2007年12月1日現在）

世帯数：63,947世帯（2007年12月1日現在）

職員数：1,397人（2005年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

市民生活部人権室

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「守口市人権教育基本方針」（2001年2月）
基本計画	「守口市人権教育推進プラン」（2001年12月）
実施計画	なし
推進体制	なし

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「守口市同和行政基本方針」 （1998年3月 今年度中に「人権行政基本方針」を策定予定） 「守口市人権教育基本方針」（2001年2月）
基本計画	「守口市同和行政推進プラン」（1999年7月） 「守口市人権教育推進プラン」（2001年12月）
実施計画	なし
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「第2次守口市障害者計画」（2007年3月に改定） 「第1期守口市障害福祉計画」（2007年3月）「守口市人権教育基本方針」（2001年2月）
基本計画	「守口市人権教育推進プラン」（2001年12月） 「第2次守口市障害者計画」（2007年3月に改定） 「第1期守口市障害福祉計画」（2007年3月）
実施計画	「第2次守口市障害者計画」（2007年3月に改定） 「第1期守口市障害福祉計画」（2007年3月）
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	「守口市男女共同参画推進計画」（2006年6月） 「守口市人権教育基本方針」（2001年2月）
基本計画	「守口市男女共同参画推進計画」（2006年6月） 「守口市人権教育推進プラン」（2001年12月）
実施計画	「守口市男女共同参画推進計画」（2006年6月）
推進体制	なし

・外国人について

基本方針	「守口市人権教育基本方針」（2001年2月）
基本計画	「守口市人権教育推進プラン」（2001年12月）
実施計画	なし
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「守口市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「守口市人権教育基本方針」（2001年2月）
------	---

基本計画	「守口市次世代育成支援行動計画」(2005年3月) 「守口市人権教育推進プラン」(2001年12月)
実施計画	「守口市次世代育成支援行動計画」(2005年3月)
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「守口市老人保健福祉計画」(2006年3月)「守口市人権教育基本方針」(2001年2月)
基本計画	「守口市老人保健福祉計画」(2006年3月) 「守口市人権教育推進プラン」(2001年12月)
実施計画	「守口市老人保健福祉計画」(2006年3月)
推進体制	なし

・その他人権施策について

基本方針	「守口市人権教育基本方針」(2001年2月)
基本計画	「守口市人権教育推進プラン」(2001年12月)
実施計画	なし
推進体制	なし

なお、(2)、(3) は市の総合計画である「21世紀計画」の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「守口市人権教育基本方針」(2002年)
基本計画	「守口市人権教育推進プラン」(2002年)
実施計画	なし
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	市民生活部人権室
障害者	福祉部障害福祉課、市民生活部人権室
男女共同参画	市民生活部人権室
外国人	市民生活部人権室、教育委員会指導部教育・人権指導課
子ども	市民生活部人権室、教育委員会指導部教育・人権指導課、福祉部児童課
高齢者	市民生活部人権室、福祉部高齢介護課
その他人権施策	市民生活部人権室

(6) 職員の人権研修について

- ・人権研修を年2回実施、そのうち1回は同和研修を実施している。外部講師を招き、現状の課題を率直に述べてもらう。研修には各課から1名が参加する。
- ・階層別研修も年1回実施、

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「守口市人権啓発推進委員会」
おおむね全課の課長級の会議。定例の会議はなく、プランを立てる時などに開催される。

**(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について
（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）**

①「守口市人権協会」

- ・個人会員と団体会員で構成され、事務局は市民生活部人権室が担当している。市から補助金を受けて活動。また、市から人権相談事業（相談員2名）、地域就労支援事業（相談員2名）を委託されている。
- ・「地区公民館運営委員会」行事、障がい者週間行事、北朝鮮人権侵害問題啓発週間行事などを市と共催している。
- ・「地区別研修会」も実施している。

②「守口市企業人権推進連絡会」

- ・約 120 の事業所が加盟し、人権室が事務局を担当している。就職差別撤廃月間の啓発事業、研修会、講演会などを実施している。

③「北河内人権啓発推進協議会」

- ・守口市・門真市・寝屋川市・大東市・枚方市・四条畷市・交野市の合同啓発団体。市長・議長 に対する
トップ研修会を実施している。

**(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関する条例・宣言の有無について**

・同和問題について

条例	「守口市人権尊重のまちづくり条例」（2006 年 3 月）
宣言	「自由と基本的人権を守る都市宣言」（1994 年 3 月）

・障害者について

条例	「守口市人権尊重のまちづくり条例」（2006 年 3 月）
宣言	「自由と基本的人権を守る都市宣言」（1994 年 3 月）

・男女共同参画について

条例	「守口市人権尊重のまちづくり条例」（2006年3月）
宣言	「自由と基本的人権を守る都市宣言」（1994 年 3 月）

・外国人について

条例	「守口市人権尊重のまちづくり条例」（2006年3月）
宣言	「自由と基本的人権を守る都市宣言」（1994 年 3 月）

・子どもについて

条例	「守口市人権尊重のまちづくり条例」（2006年3月）
宣言	「自由と基本的人権を守る都市宣言」（1994 年 3 月）

・高齢者について

条例	「守口市人権尊重のまちづくり条例」（2006年3月）
宣言	「自由と基本的人権を守る都市宣言」（1994 年 3 月）

・その他人権施策について

条例	「守口市人権尊重のまちづくり条例」（2006年3月）
宣言	「自由と基本的人権を守る都市宣言」（1994 年 3 月） 「暴力排除都市宣言」（1994 年 3 月）「非核平和都市宣言」（1983 年 3 月）

**(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について**

・同和問題について

市民	大阪府が実施している調査を基に「市民意識調査」を実施
職員	なし

・障害者について

市民	大阪府が実施している調査を基に「市民意識調査」を実施
職員	なし

・男女共同参画について

市民	大阪府が実施している調査を基に「市民意識調査」を実施
職員	なし

・外国人について

市民	大阪府が実施している調査を基に「市民意識調査」を実施
職員	なし

・子どもについて

市民	大阪府が実施している調査を基に「市民意識調査」を実施
職員	なし

・高齢者について

市民	大阪府が実施している調査を基に「市民意識調査」を実施
職員	なし

・その他人権施策について

市民	大阪府が実施している調査を基に「市民意識調査」を実施
職員	なし

3. 守口市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

・人権週間記念事業「ヒューマン・ライツ・フェスティバル」

人権標語・作文・ポスターを通し人権に対する認識を深める。(表彰式) また、講演会やコンサートにより人権意識を浸透させる。

・非核平和推進事業「平和のつどい」

戦時中の体験談の語りにより平和の尊さを認識してもらう。パネルや戦時中の品物展示により、戦争の悲惨さを擬似体験。

・「守口市人権尊重のまちづくり条例」

人権啓発活動を通じて市民の人権意識の高揚を図る。

・「e セミナー」

守口市、「守口市人権協会」、大阪国際大学の3者で共催した男女共同参画の公開講座。行政から声をかけて実施。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・一方的な啓発活動ではなく参加型にシフトしていくべきではないか。
- ・個人によって人権意識が異なるので、レベルに応じた啓発が必要となる。
- ・多種多様な人権問題の提起が必要なため、時代にあった啓発活動が必要。

以上

門真市

1. 門真市の概況

人口：130,107人（2007年12月1日現在）

世帯数：56,291世帯（2007年12月1日現在）

職員数：1,054人（2006年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

市民生活部人権政策室

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「門真市人権教育推進のための行動計画」（1999年）
基本計画	「門真市人権教育・人権啓発推進基本計画」
実施計画	なし
推進体制	「門真市人権教育推進本部」

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「門真市同和行政基本方針」（1998年策定、2000年調査を踏まえて2003年改訂） 「門真市同和教育基本方針」（1982年）「門真市人権教育基本方針」（2003年）
基本計画	「門真市同和行政推進プラン」（2001年） 「門真市人権教育・人権啓発推進基本計画」（2004年3月）
実施計画	「門真市同和行政推進プラン」（2001年）
推進体制	「門真市人権教育推進本部」

・障害者について

基本方針	「門真市障害者計画」（1998年3月策定、本年度改定中） 「門真市地域福祉計画」（2007年3月）
基本計画	「門真市障害者計画」（1998年3月策定、本年度改定中） 「門真市地域福祉計画」（2007年3月）「門真市人権教育・人権啓発推進基本計画」
実施計画	「門真市障害福祉計画」（2007年3月）
推進体制	「門真市人権教育推進本部」

・男女共同参画について

基本方針	「かどま男女共同参画プラン」（2002年3月） 「門真市学校園におけるセクシュアルハラスメント防止指針」（2001年4月）
基本計画	「かどま男女共同参画プラン」「門真市人権教育・人権啓発推進基本計画」
実施計画	「かどま男女共同参画プラン」
推進体制	「門真市男女共同参画社会推進本部」「門真市人権教育推進本部」

・外国人について

基本方針	「門真市在日外国人教育基本方針」（1992年7月）
基本計画	「門真市人権教育・人権啓発推進基本計画」
実施計画	なし
推進体制	「門真市人権教育推進本部」

・子どもについて

基本方針	「いきいきかどまっ子プラン-門真市児童育成計画-」（2002年3月） 「門真市地域福祉計画」（2007年3月）
基本計画	「いきいきかどまっ子プラン-門真市児童育成計画-」 「門真市地域福祉計画」（2007年3月）「門真市人権教育・人権啓発推進基本計画」
実施計画	なし
推進体制	「門真市人権教育推進本部」

・高齢者について

基本方針	「いきいきかどま高齢者プラン-門真市高齢者保健福祉計画-」（2006年3月） 「門真市地域福祉計画」（2007年3月）
基本計画	「いきいきかどま高齢者プラン-門真市高齢者保健福祉計画-」 「門真市地域福祉計画」（2007年3月）「門真市人権教育・人権啓発推進基本計画」
実施計画	なし
推進体制	「門真市人権教育推進本部」

・その他人権施策について

基本方針	なし
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「門真市人権教育推進本部」

なお、(2)、(3) は市の総合計画（第4次）の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「門真市人権教育推進のための行動計画」（1999年） 「門真市人権教育・人権啓発推進基本計画」
基本計画	「門真市人権教育推進のための行動計画」（1999年） 「門真市人権教育・人権啓発推進基本計画」
実施計画	なし
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	市民生活部人権政策室
障害者	健康福祉部障害福祉課、市民生活部人権政策室
男女共同参画	市民生活部人権政策室
外国人	市民生活部人権政策室、学校教育部学校教育課
子ども	市民生活部人権政策室、学校教育部学校教育課、健康増進部健康増進課、健康福祉部子ども育成室子育て支援課
高齢者	健康福祉部高齢福祉課、市民生活部人権政策室
その他人権施策	市民生活部人権政策室

(6) 職員の人権研修について

- ・人権政策室と人事課が連繫をして職員研修を行う。
- ・原課においてそれぞれ啓発実践を行うことがある。必要に応じて人権政策室と連携。
- ・新人研修において、人権研修は必須となっており、行政における人権の位置付け、それぞれの部署が人権とは切り離せないこと、人権は総合行政だということを人権政策室の室長が特に説明している。
- ・他の職員研修はほとんどが指名研修になっており、内容としてはエセ同和対応など。
- ・管理職研修では外部から講師を呼んでいる。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「門真市人権教育推進本部」
市長をトップ、部長級を本部員にて本部長会、次課長にて幹事会を構成。全庁的な人権問題に対して協議し、周知徹底を図る。人権政策室が連絡、調整を担当し、必要に応じて随時開催される。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

①「門真市人権協会」

- ・団体会員（33団体）、個人会員で構成される。事務局は人権政策室が担当し、研修、啓発事業を実施している。また、市から人権相談、進路選択支援、地域就労支援、CSWを委託されている

- ・33 の団体から指導者となるべき人（推進委員＝指導者）を各団体から 5～6 人推薦してもらう（任期は 2 年）。推進委員は年 3 回の指導者養成講座に参加してもらう。

②「北河内人権啓発推進協議会」

- ・守口市・門真市・寝屋川市・大東市・枚方市・四条畷市・交野市の合同啓発団体。市長・議長 に対する
トップ研修会を実施している。

③「門真市企業人権推進連絡会」

約 80 の事業所が加盟し、人権政策室が事務局を担当。研修や課啓発活動を行っている。

**(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関する条例・宣言の有無について**

・同和問題について

条例	「門真市人権尊重のまちづくり条例」（2004 年 3 月）「門真市民憲章」（1973 年 10 月）
宣言	「人権擁護都市宣言」（1993 年 12 月）

・障害者について

条例	「門真市人権尊重のまちづくり条例」（2004 年 3 月）「門真市民憲章」（1973 年 10 月）
宣言	「人権擁護都市宣言」（1993 年 12 月）

・男女共同参画について

条例	「門真市男女共同参画推進条例」（2005 年 3 月） 「門真市人権尊重のまちづくり条例」（2004 年 3 月）「門真市民憲章」（1973 年 10 月）
宣言	「人権擁護都市宣言」（1993 年 12 月）

・外国人について

条例	「門真市人権尊重のまちづくり条例」（2004 年 3 月）「門真市民憲章」（1973 年 10 月）
宣言	「人権擁護都市宣言」（1993 年 12 月）

・子どもについて

条例	「門真市人権尊重のまちづくり条例」（2004 年 3 月）「門真市民憲章」（1973 年 10 月）
宣言	「人権擁護都市宣言」（1993 年 12 月）

・高齢者について

条例	「門真市人権尊重のまちづくり条例」（2004 年 3 月）「門真市民憲章」（1973 年 10 月）
宣言	「人権擁護都市宣言」（1993 年 12 月）

・その他人権施策について

条例	「門真市人権尊重のまちづくり条例」（2004 年 3 月）「門真市民憲章」（1973 年 10 月）
宣言	「人権擁護都市宣言」（1993 年 12 月）「非核平和都市宣言」（1983 年）

**(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について**

・同和問題について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」（2006 年 2 月）
職員	なし

・障害者について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」（2006 年 2 月）
職員	なし

・男女共同参画について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」（2006 年 2 月）「男女共同参画に関する市民意識調査」
職員	なし

・外国人について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」（2006 年 2 月）
職員	なし

・子どもについて

市民	「人権問題に関する市民意識調査」（2006 年 2 月）
職員	なし

- ・高齢者について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」 （2006年2月）
職員	なし

- ・その他人権施策について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」 （2006年2月）
職員	なし

3. 門真市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・「門真市人権尊重のまちづくり条例」
条例制定による、市民への啓発活動を通じ人権意識の浸透を図る
- ・「ひと・愛・コンサート」
コンサートを通じて、人権に対する認識をより多くの人が深めることを図る

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・人権意識の浸透度が個人によって異なるため、同じ啓発活動をして、人権意識の浸透に違いがあること
- ・時代の空気を読みながら、啓発活動を行うことが必要だと思う。
- ・評価方法の検討。

以上

箕面市

1. 箕面市の概況

人口：127,603人（2008年1月末現在）

世帯数：53,468世帯（2008年1月末現在）

職員数：1,695人（内、常勤職員1,514人、再任用職員26人、任期付職員155人）（2007年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

人権文化部人権政策課

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「箕面市人権のまち推進基本方針」（2005年3月）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「箕面市人権行政推進本部会議」（1999年4月）※

※箕面市女性施策推進本部会議（1995年）と箕面市人権啓発推進本部会議（1994年）が合併・発展改組し発足。

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・障害者について

基本方針	なし
基本計画	「箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）改訂版」（2007年3月）
実施計画	「箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）改訂版」（2007年3月）
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	なし
基本計画	「第4期箕面市男女協働参画課推進計画」（2005年3月）
実施計画	「第4期箕面市男女協働参画課推進計画」（2005年3月）
推進体制	なし

・外国人について

基本方針	なし
基本計画	「第2期箕面市国際化推進計画」（2006年3月）
実施計画	「第2期箕面市国際化推進計画」（2006年3月）
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	なし
基本計画	「箕面市新子どもプラン（次世代育成支援対策行動計画）」（2005年3月） 「人権教育基本方針」（2000年8月） 「平成19年度箕面市教育実施方針の6.人権教育の推進」（2007年4月）
実施計画	「箕面市新子どもプラン（次世代育成支援対策行動計画）」（2005年3月） 「人権教育基本方針」（2000年8月） 「平成19年度箕面市教育実施方針の6.人権教育の推進」（2007年4月）
推進体制	「子ども施策推進本部」（2001年6月）「子ども育成推進協議会」（2006年1月） 「同次世代育成支援対策部会」（2005年1月）

・高齢者について

基本方針	なし
基本計画	「第3期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（2006年5月）
実施計画	「第3期箕面市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（2006年5月）
推進体制	なし

なお、(2)、(3) は総合計画（第4次）の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「箕面市人権のまち推進基本方針」（2005年3月） 「箕面市人権教育基本方針」（2000年8月） 「平成19年度箕面市教育実施方針の6.人権教育の推進」（2007年4月）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「箕面市人権行政推進本部会議」

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	人権文化部人権政策課、萱野中央人権文化センター、桜ヶ丘人権文化センター、教育推進部人権教育課
障害者	健康福祉部障害福祉課、教育推進部人権教育課
男女共同参画	人権文化部男女協働参画課、教育推進部人権教育課
外国人	人権文化部文化国際課、教育推進部人権教育課
子ども	子ども部子ども政策課、教育推進部人権教育課
高齢者	健康福祉部高齢福祉課、教育推進部人権教育課
その他人権施策	人権文化部人権政策課、教育推進部人権教育課

(6) 職員の人権研修について

- ・講師の選定も含めて職員課で実施する。各関係部署に講師の紹介を依頼する。
- ・全職員対象（臨時職員は含まない）の研修として「人権セミナー」（人権に関する連続講座）を実施している。
- ・階層別研修（3年に1回程度指名）、新任研修において実施している。新任監督者研修時には福祉体験学習（福祉施設での介護・作業体験、手話、点字などを対象者が選択）を受講する。
- ・新規採用職員研修を、前期・後期研修に分けて実施している。前期は市人権施策や過去に市内で起こった事件などを取り上げて講義、後期は自分の身近な問題についてグループで討議を行う。講師は人権文化部の職員が担当。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「箕面市人権行政推進本部会議」
部長級会議。年に1回以上開催。事業の報告、条例の制定などがあれば開催。人権政策課が事務局となる。
- ・「人権教育プロジェクト会議」

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

①「箕面市人権啓発推進協議会」

独自に事務局を持って運営しており、市職員の出向等はない。箕面市からの事業補助金により各種事業を展開するほか、市や市外郭団体、運動団体等と共同で事業を実施している。また、市の人権関係施策を審議する各種会議等に委員を選出している。

②「箕面市人権協会」

事務局業務を人権政策課が担い、市から補助金の交付を受け独自に運営している。啓発等各種事業は、「北芝地域協議会」、「住民自治まちづくり地域協議会」が個別に実施し、「箕面市人権協会」から両地域協へ交付する補助金を予算化している。また、市の人権関係施策を審議する各種会議等に委員を選出している。

③「箕面市企業人権啓発推進員協議会」

- ・商工観光課が事務局機能を分担。63社加盟。総会時等に研修を実施。
- ・企業の立場から人権啓発の各種取組を行っている。

**(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関する条例・宣言の有無について**

・同和問題について

条例	「箕面市人権のまち条例」（2003年3月）「箕面市まちづくり理念条例」（1997年3月）
宣言	「箕面市人権宣言」（1993年12月）

・障害者について

条例	「箕面市福祉のまち総合条例」（1996年3月）「箕面市人権のまち条例」（2003年3月） 「箕面市まちづくり理念条例」（1997年3月）
宣言	「箕面市人権宣言」（1993年12月）

・男女共同参画について

条例	「箕面市人権のまち条例」（2003年3月）「箕面市まちづくり理念条例」（1997年3月）
宣言	「箕面市人権宣言」（1993年）

・外国人について

条例	「箕面市人権のまち条例」（2003年3月）「箕面市まちづくり理念条例」（1997年3月）
宣言	「箕面市人権宣言」（1993年12月）

・子どもについて

条例	「箕面市子ども条例」（1999年9月）「箕面市人権のまち条例」（2003年3月） 「箕面市まちづくり理念条例」（1997年3月）
宣言	「箕面市青少年健全育成都市宣言」（1986年10月）「箕面市人権宣言」（1993年12月）

・高齢者について

条例	「箕面市福祉のまち総合条例」（1996年3月）「箕面市人権のまち条例」（2003年3月） 「箕面市まちづくり理念条例」（1997年3月）
宣言	「箕面市人権宣言」（1993年12月）

・その他人権施策について

条例	「箕面市人権のまち条例」（2003年）「箕面市まちづくり理念条例」（1997年3月）
宣言	「箕面市人権宣言」（1993年12月）「箕面市非核平和都市宣言」（1985年3月）

**(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について**

・同和問題について

市民	「同和問題の解決に向けた実態等調査」（2000年、調査地域に居住している満15歳以上の男女を対象に実施） 「箕面市民の人権に関するアンケート調査」（2003年、市内に居住している満16歳以上の男女を対象に実施）
職員	階層別の人権研修後にアンケートを実施

・障害者について

市民	「箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）策定に伴うアンケート調査」（2002年、サービス受給対象市民に対して実施） 「箕面市民の人権に関するアンケート調査」（2003年、市内に居住している満16歳以上の男女を対象に実施）
職員	階層別の人権研修後にアンケートを実施

・男女共同参画について

市民	「箕面市民の人権に関するアンケート調査」（2003年） （市内に居住している満16歳以上の男女を対象に実施）
職員	階層別の人権研修後にアンケートを実施

・外国人について

市民	「箕面市民の人権に関するアンケート調査」（2003年、市内に居住している満16歳以上の男女を対象に実施）
職員	「『第2期箕面市国際化推進計画』窓口等での多言語化への対応の進捗状況調査」（2007年、各部局室を対象に「外国人市民の人権に対する各部局室の取り組みについて」という設問でアンケートを実施） 階層別の人権研修後にアンケートを実施

・子どもについて

市民	「次世代育成支援に関するアンケート調査」(2004 年) 「箕面市民の人権に関するアンケート調査」(2003 年、市内に居住している満 16 歳以上の男女を対象に実施)
職員	階層別の人権研修後にアンケートを実施

・高齢者について

市民	「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴うアンケート調査」(2005 年、サービス受給対象市民に対して実施)
職員	階層別の人権研修後にアンケートを実施

・その他人権施策について

市民	「箕面市民の人権に関するアンケート調査」(2003 年、市内に居住している満 16 歳以上の男女を対象に実施)
職員	階層別の人権研修後にアンケートを実施

3. 箕面市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

・「ヒューマンコミュニティみのお推進事業」

箕面市人権宣言、箕面市非核平和都市宣言、箕面市まちづくり理念条例、箕面市人権のまち条例に基づき、「平和」「人権」「国際理解」の観点からこれらを一体的にとらえた啓発事業を実施し、人権意識の高揚を図っている。

- ・「人権教育推進会議」で、人権啓発冊子を年間 3 回発行し、各学校園での人権教育等の実践を紹介するなど啓発に努めていること。

・「人権フォーラム」

実行委員会形式をとり、市民団体が課題を持ち寄って実施。全体会と各分科会で構成される。平成 19 年度で 22 回目が開催され、市民に根付いた活動となっている。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・偏見等の解消と正しい知識の啓発を、より多くの市民に対して行う必要がある。
- ・他人ごとと捉えずに、市民が当事者意識を持つことが必要。
- ・講座等の参加者の減少、また参加者が固定化しつつあること。
- ・外国人市民の人権保障。
- ・職員研修において、職員一人ひとりの「自治体の仕事は全て人権と深い関わり合いがあり、自分たち自身が人権問題を考え、啓発し、解決のため外へ発信する、まさに主体である」とい自覚をこれまで以上に高めること。

以上

大東市

1. 大東市の概況

人口：125,871人（2007年12月1日現在）

世帯数：49,985世帯（2007年12月1日現在）

職員数：1,030人（2005年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

人権推進部人権政策室 男女共同参画も担当

人権推進部啓発推進課

教育委員会学校教育部教育政策・人権室人権教育グループ

教育委員会生涯学習部

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「大東市人権行政基本方針」（2005年3月）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「大東市人権行政推進本部」（2005年4月）

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

基本方針	「大東市同和行政基本方針」（2002年3月）
基本計画	「大東市同和行政推進プラン」（2002年3月）
実施計画	「大東市同和行政推進プラン」（2002年3月）
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「大東市地域福祉計画」（2004年3月）
基本計画	「第3次大東市障害者長期計画」（2006年3月） 「大東市障害福祉計画」（2007年3月）「大東市地域福祉計画」（2004年3月）
実施計画	「第3次大東市障害者長期計画」（2006年3月） 「大東市障害福祉計画」（2007年3月）
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	なし
基本計画	「改定 大東市男女共同参画社会行動計画」（2004年3月）
実施計画	「改定 大東市男女共同参画社会行動計画」（2004年3月）
推進体制	「大東市男女共同参画社会推進本部」（1995年7月）

・子どもについて

基本方針	「大東市地域福祉計画」（2004年3月）
基本計画	「大東市次世代育成支援対策行動計画」（2005年3月） 「大東市地域福祉計画」（2004年3月）
実施計画	「大東市次世代育成支援対策行動計画」（2005年3月）
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「大東市地域福祉計画」（2004年3月）
基本計画	「第3期大東市総合介護計画」（2006年3月）「大東市地域福祉計画」（2004年3月）
実施計画	「第3期大東市総合介護計画」（2006年3月）
推進体制	

なお、(2)、(3) は総合計画（第4次）の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「大東市人権啓発基本方針」（1991年6月）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	人権推進部人権政策室、人権推進部啓発推進課
障害者	健康福祉部障害福祉課、人権推進部啓発推進課
男女共同参画	人権推進部人権政策室、人権推進部啓発推進課
外国人	人権推進部啓発推進課、政策推進部企画経営課
子ども	子ども未来部子ども支援課、人権推進部啓発推進課
高齢者	健康福祉部介護医療課、健康福祉部健康生きがい課、人権推進部啓発推進課
その他人権施策	人権推進部啓発推進課

(6) 職員の人権研修について

- ・人事課が毎年主催している人権研修に各課から何人か参加している。
- ・「人権問題職場研修推進員」（課長）が中心となって、各課にて人権研修を年度に1回実施する。テーマは推進員にまかせ、実施後に人事課へ報告
- ・「人権問題職場研修指導員」・「人権問題職場研修推進員研修」への研修を年1回実施する。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「大東市人権行政推進本部」（2005年）
- ・「人権推進部兼務職員制度」
各部の総括次長は人権推進部から辞令を受け人権推進部の業務を兼務する。行政機構内の連携、調整および指導体制の確立を図る。兼務職会議を年1回開催。各課での取り組みを発表する。
- ・「大東市男女共同参画社会推進本部」（1995年）
市長を本部長、副市長を副本部長、部長級を本部員として構成される。本部会議は必要に応じて随時開催される。推進本部の下に、具体的案件を協議、検討するために課長級で構成される幹事会を設置している。幹事会の提示した事項を検討するために、ワーキング・グループを置き、市長が任命した職員と公募の職員で協議を行う。
- ・「人権問題職場研修指導員・推進員制度」
各職場における職場研修を推進するために「人権問題研修指導員」（人権推進部兼務職員）・「人権問題研修推進員」（課長及び総務部長が指名する職員）を設置している。「指導員」と「推進員」はそれぞれ人事課が指定する研修に参加する。各課の「指導員」と「推進員」は相談のうえ、職場研修を実施する。実施後は実施状況を人事課へ報告する。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について （例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

- ①「大東市人権教育啓発推進協議会（ヒューネットだいとう）」
 - ・団体会員（24団体）、個人会員（約290名）で構成される。事務局は人権推進部啓発推進課で市から補助金を支出し運営される。
 - ・部会制を設けており、地域集会を取り仕切る「地域啓発グループ」、企画内容を検討する「企画運営グループ」、広報誌「ふりこ」を製作する「広報グループ」の3グループがある。
 - ・地域ごとに地域集会を行い、参加者と意見を交換している。
- ②「大東市人権北条地域協議会」、「大東市野崎地域人権協議会」
 - ・人権・同和問題に関する事務事業および地域支援に関する事務事業を市から委託されている

③「大東市事業所人権推進連絡会」

122 社が加盟し、人権推進部が事務局を担当している。会員、役員向けの研修会、啓発活動などを実施。ブロックごとの研修会も実施。

③「北河内人権啓発推進協議会」

・守口市・門真市・寝屋川市・大東市・枚方市・四条畷市・交野市の合同啓発団体。市長・議長 に対する
トップ研修会を実施している。

**(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関する条例・宣言の有無について**

・同和問題について

条例	「大東市人権尊重のまちづくり条例」(2001 年 9 月)
宣言	「差別撤廃・人権擁護都市宣言」(1992 年 12 月)

・障害者について

条例	「大東市人権尊重のまちづくり条例」(2001 年 9 月)
宣言	「差別撤廃・人権擁護都市宣言」(1992 年 12 月)

・男女共同参画について

条例	「大東市人権尊重のまちづくり条例」(2001 年 9 月) 「大東市男女共同参画推進条例」(2007 年 4 月)
宣言	「差別撤廃・人権擁護都市宣言」(1992 年 12 月)

・外国人について

条例	「大東市人権尊重のまちづくり条例」(2001 年 9 月)
宣言	「差別撤廃・人権擁護都市宣言」(1992 年 12 月)

・子どもについて

条例	「大東市人権尊重のまちづくり条例」(2001 年 9 月) 「大東市子ども基本条例」(2007 年 9 月)
宣言	「差別撤廃・人権擁護都市宣言」(1992 年 12 月)

・高齢者について

条例	「大東市人権尊重のまちづくり条例」(2001 年 9 月)
宣言	「差別撤廃・人権擁護都市宣言」(1992 年 12 月)

・その他人権施策について

条例	「大東市人権尊重のまちづくり条例」(2001 年 9 月)
宣言	「差別撤廃・人権擁護都市宣言」(1992 年 12 月)「非核平和都市宣言」(1983 年 9 月)

**(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について**

実施されたものについてののみ、以下に記載

・男女共同参画について

市民	「平成 14 年度 大東市市民意識調査」(2003 年 2 月実施)
職員	「男女共同参画に関する職員意識調査」(2005 年 10 月実施)

・高齢者について

市民	「大東市保健福祉計画アンケート」(2005 年 3 月実施)
職員	なし

3. 大東市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

・ナガサキ平和ツアー

長崎原爆犠牲者慰霊平和式典への参加など、被爆体験講和・原爆資料館等見学。

・人権リーフレット

毎年度人権に関するリーフレットを作成し、全世帯に配布。

- ・「大東市人権教育啓発推進協議会」に対する補助制度
多くの市民や団体の参加をもって設立された本団体へ補助することにより、市民自ら参加ことにより多彩な啓発活動の推進を図っている。
- ・「地域集会」
自治会と共催で年1回、市内各地域でビデオ映写と懇談会の開催。
- ・ゴールデンウィークの「野崎まいり」に合わせて、パネル展を開催。第1回はお寺で差別戒名を取り上げたパネル展を実施した。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

テーマを絞ったものやその他参加対象者をオープンにして講座やイベントを行っているが、参加者が少人数で固定化する傾向にある。参加して初めて分かって頂けることが多いと思うので、どうしたら広く市民が参加できるものになるか検討している。

以上

松原市

1. 松原市の概況

人口：127,453 人（2007 年 12 月 1 日現在）

世帯数：52,702 世帯（2007 年 12 月 1 日現在）

職員数：1,132 人（2006 年 4 月 1 日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

総務部人権文化室

男女協働参画、市民協働も 人権相談も主管となる。

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「松原市人権施策基本方針」（2005 年 3 月）「市民憲章」（1977 年 10 月）
基本計画	「松原市人権施策行動計画」（2007 年 1 月）
実施計画	「松原市人権施策行動計画」（2007 年 1 月）
推進体制	「松原市人権啓発推進会議」

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「同和教育基本方針」「人権教育基本方針」
基本計画	「人権教育推進プラン」
実施計画	なし
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「松原市障害者計画」（1998 年 10 月、現在改訂中） 「松原市第1期障害福祉計画」（2007 年）
基本計画	「松原市障害者計画」（1998 年 10 月、現在改訂中） 「松原市第 1 期障害福祉計画」（2007 年）
実施計画	「松原市障害者計画」（1998 年 10 月、現在改訂中） 「松原市第 1 期障害福祉計画」（2007 年）
推進体制	「松原市障害者施策推進協議会」

・男女共同参画について

基本方針	「松原市男女協働参画プラン」（1998 年、来年度見直し予定）
基本計画	「松原市男女協働参画プラン」（1998 年、来年度見直し予定）
実施計画	「松原市男女協働参画プラン」（1998 年、来年度見直し予定）
推進体制	なし

・外国人について

基本方針	「松原市在日外国人教育に関する指導の指針」
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「松原市子ども育成計画」（2002 年 3 月） 「松原市次世代育成支援行動計画」（2005 年 3 月）
基本計画	「松原市子ども育成計画」（2002 年 3 月） 「松原市次世代育成支援行動計画」（2005 年 3 月）
実施計画	「松原市子ども育成計画」（2002 年 3 月） 「松原市次世代育成支援行動計画」（2005 年 3 月）
推進体制	「松原市次世代育成支援行動計画推進協議会」

・高齢者について

基本方針	「松原市老人福祉計画・介護保険事業計画」
基本計画	「松原市老人福祉計画・介護保険事業計画」
実施計画	「松原市老人福祉計画・介護保険事業計画」
推進体制	なし

・その他人権施策について

基本方針	「人権教育基本方針」
基本計画	「人権教育推進プラン」
実施計画	なし
推進体制	なし

なお、(2)、(3)とも市の総合計画（第3次）の主意を反映させている。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「松原市人権施策基本方針」（2005年3月）
基本計画	「松原市人権施策行動計画」（2007年1月）
実施計画	「松原市人権施策行動計画」（2007年1月）
推進体制	「松原市人権尊重のまちづくり審議会」「松原市人権啓発推進会議」

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	総務部人権文化室
障害者	保健福祉部障害福祉課
男女共同参画	総務部人権文化室
外国人	総務部人権文化室（国際交流は政策推進部秘書課）
子ども	保健福祉部子育て支援課
高齢者	保健福祉部高齢介護室
その他人権施策	平和に関しては総務部総務課

(6) 職員の人権研修について

- ・全体研修については、人事課がスタンスを決め、人権文化室がアドバイスをを行い実施する。2年で全職員が受講できるようにしている。
- ・新入職採用時の新採研修は、職員に市全体の課題として認識してもらうため、実際の問題を取り上げ、3、4年前からはワークショップ形式で実施している。（講師は人権文化室職員が担当）
- ・人権文化室から関係部署には外部研修の案内をしている。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「松原市人権啓発推進会議」
啓発について横のつながりを持つための組織で人権文化室長を委員長、関係課課長級（15課＋図書館）を委員として構成される。最低年2回開催されるが、差別事象発生時などの必要時には随時開催される。人権文化室が事務局を担当している。年度の啓発テーマを決める際には、年度初めの会議で当該年度のテーマを全員で検討
- ・啓発事業（「ヒューマンフェスタ」）への参加、啓発事業の企画を行う。
- ・会議の場ではブレインストーミング的に、参加者は必ず何か意見を発言できるように実施。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

①「松原市人権啓発推進協議会」

- ・個人会員（44名）のみで構成され、人権文化室が事務局となっている。基本的に市単独の啓発事業はなく、共催として行う。
- ・役員会時に啓発行事の希望を聴取している。

- ・「人権啓発推進協議会」は地域の活躍している人が役員ということもあり、草の根的な活動を行い、市は行政の施策としての市内広範囲での活動を行う。
- ・憲法週間・人権週間・市民まつり・人権を考える市民の集い・人権教育市民セミナーなどの機会をとらえ啓発活動を行なっている。
- ②「世界人権宣言松原連絡会議」
 - ・団体（7団体）が加入。啓発事業について、「松原市人権啓発推進協議会」との共催で実施している。
- ③「松原市地域人権協議会」
 - ・同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消と人権尊重のコミュニティの実現を図るための活動を行なっており、行政とは別組織で設置されている。
- ④「松原市企業人権協議会」
 - ・76事業所が加盟し、事務局は市民生活部経済振が担当している。
 - ・企業の立場から人権啓発や就職の機会均等を図るための研修会、講演会などを実施している。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載。

- ・その他人権施策について

条例	「松原市人権尊重のまちづくり条例」（2002年）
宣言	なし

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

- ・同和問題について

市民	「第45回松原市民アンケート」（2005年）にてアンケートを実施。
職員	なし

- ・障害者について

市民	「第45回松原市民アンケート」（2005年）にてアンケートを実施。
職員	なし

- ・男女共同参画について

市民	「第45回松原市民アンケート」（2005年）にてアンケートを実施。
職員	なし

- ・外国人について

市民	「第45回松原市民アンケート」（2005年）にてアンケートを実施。
職員	なし

- ・子どもについて

市民	「第45回松原市民アンケート」（2005年）にてアンケートを実施。 「松原市次世代育成支援行動計画」策定時にニーズ調査として実施
職員	なし

- ・高齢者について

市民	「第45回松原市民アンケート」（2005年）にてアンケートを実施。
職員	なし

- ・その他人権施策について

市民	「第45回松原市民アンケート」（2005年）にてアンケートを実施。
職員	なし

3. 松原市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・「親と子でよむヒューマン絵本」

市内の高校生に作成を依頼している人権を題材とした絵本。作成は市内の高校持ち回りで行う。「人権を考える市民の集い」、「人権教育市民セミナー」等で配布している。

- ・「共に生き共につくる松原をめざして」冊子

「松原市人権施策基本方針」を小学校高学年向けに簡単にまとめた冊子。

- ・市役所及び公共施設や市内の高校や大学の女子トイレ内に DV 相談案内「ひとりで悩まないで！」を設置し、人目に触れずに相談の案内を持ち帰ることができるようにしている。
- ・精神障害者の関係機関と協働で実施した芝居などを実施。
- ・男女協働参画のブラッシュアップ講座受講生が男女協働参画の視点でのカット集を作成（男性が子守りをしているカット、女性の道路工事作業員のカットなどが掲載されている）。
- ・「出かける人権啓発事業」
学校等から人権に関する研修の依頼があった時に市の職員が出向いて、研修を実施。女性の消防士と一緒に行き男女共同参画に関する話などを行った。
- ・「松原市人権尊重のまちづくり審議会」には公募委員が 3 名参加し、市民の視点での意見を反映できるようにしている。また、実務担当の若手職員にも「審議会」のワークショップに参加してもらい若人声を反映できるように努めている。
- ・人権文化室は文化芸術の業務も担っているので（施設の管理など）、文化関係のイベント時に人権を絡める、反対に人権関連のイベント時に文化を絡めることができる。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・事業の適切な効果測定方法の検討。現在はアンケートの結果で効果を測定しているが、自分の考えと違う講演内容だったらどうしても評価は悪くなる。
- ・啓発行事に参加してくれない人にどのようにして参加してもらえるようにするか。参加者の意識はアンケートでわかるが、参加していない人の意識はわからない。

以上

富田林市

1. 富田林市の概況

人口：122,289人（2007年12月1日現在）
世帯数：45,708世帯（2007年12月1日現在）
職員数：952人（2007年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

市長部局人権文化部人権政策課
ふれあい交流課
男女共同参画係

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「富田林市人権行政基本方針」（2007年3月）
基本計画	2008年度中を目標にプランを作成中
実施計画	作成予定
推進体制	「人権啓発推進会議」

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・障害者について

基本方針	「障害者新長期計画」（1998年「障害者新長期計画」を今年度中に作成する） 「富田林市地域福祉計画」（2007年3月）
基本計画	「障害者新長期計画」（1998年「障害者新長期計画」を今年度中に作成する） 「富田林市地域福祉計画」（2007年3月）
実施計画	「障害者新長期計画」（1998年「障害者新長期計画」を今年度中に作成する） 「富田林市地域福祉計画」（2007年3月）
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	「富田林市男女共同参画計画 ウィズプラン」（2007年3月）
基本計画	「富田林市男女共同参画計画 ウィズプラン」（2007年3月）
実施計画	「富田林市男女共同参画計画 ウィズプラン」（2007年3月）
推進体制	「男女共同参画施策推進本部」

・子どもについて

基本方針	「富田林市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「富田林市地域福祉計画」（2007年3月）
基本計画	「富田林市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「富田林市地域福祉計画」（2007年3月）
実施計画	「富田林市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「富田林市地域福祉計画」（2007年3月）
推進体制	「富田林市次世代育成支援行動計画策定協議会」

・高齢者について

基本方針	「富田林市高齢者保健福祉計画および第3期介護保健事業計画」（2006年3月） 「富田林市地域福祉計画」（2007年3月）
基本計画	「富田林市高齢者保健福祉計画および第3期介護保健事業計画」（2006年3月） 「富田林市地域福祉計画」（2007年3月）
実施計画	「富田林市高齢者保健福祉計画および第3期介護保健事業計画」（2006年3月） 「富田林市地域福祉計画」（2007年3月）
推進体制	なし

なお、(2)、(3) は市の総合計画（第4次）の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「富田林市人権行政基本方針」（2007年6月）
基本計画	2008年度中を目標にプランを作成中
実施計画	作成予定
推進体制	「人権啓発推進会議」

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	人権文化部人権政策課
障害者	健康福祉部障害福祉課
男女共同参画	人権文化部ふれあい交流課
外国人	人権文化部ふれあい交流課
子ども	保健福祉部子育て支援課
高齢者	保健福祉部高齢介護課
その他人権施策	なし

(6) 職員の人権研修について

- ・階層別に分けて、原則年1回実施する方針となっている。
- ・セクハラ研修などは指針を作って全職員を対象にやっている

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「人権啓発推進会議」

庁内 20 課で構成される。年2回開催され、活動内容、人権に関わる報告、動員依頼、計画作成等について協議される。人権政策課が事務局となる。

**(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について
（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）**

①「富田林市人権教育推進協議会」

団体会員、個人会員で構成され、事務局は教育委員会教育指導室が担当している（事務局長1名が実務を担当）。内部に常任幹事会、事務局会議の部会を持つ。富田林市とは憲法週間、人権週間などでの啓発の協力、講演会などの共催を行っている。

②「富田林市人権協議会」

市が補助金を支出し、啓発活動を実施している。

③「富田林市企業人権協議会」

約 50 の事業所が加盟。研修、講習会、啓発活動等を行っている。事務局は市の人権文化部人権政策課が担当している。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

- ・同和問題について

条例	「富田林市人権尊重のまちづくり条例」（2001年6月）
宣言	なし

- ・障害者について

条例	「富田林市人権尊重のまちづくり条例」（2001年6月）
宣言	なし

- ・男女共同参画について

条例	「富田林市人権尊重のまちづくり条例」（2001年6月）
宣言	なし

・外国人について

条例	「富田林市人権尊重のまちづくり条例」(2001年6月)
宣言	なし

・子どもについて

条例	「富田林市人権尊重のまちづくり条例」(2001年6月)
宣言	なし

・高齢者について

条例	「富田林市人権尊重のまちづくり条例」(2001年6月)
宣言	なし

・その他人権施策について

条例	「富田林市人権尊重のまちづくり条例」(2001年6月)
宣言	なし

**(10) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その
他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について**

実施されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

市民	「人権に関する市民意識調査」(2006年9月)
職員	なし

・外国人について

市民	「富田林市外国籍市民アンケート調査」(2006年11月)
職員	なし

3. 富田林市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・市内で活動する各種団体が参加して、市民サイドからの啓発・情報発信を行っている。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・「人権」というと身構えられるので、「人権」という言葉になじんでもらいたい。
- ・総合計画での位置付けも市内だけで終わらせるのではなく、外に広げていきたい。
- ・市民が主体的に参画し、市民レベルから人権啓発を進めていきたい。

以上

羽曳野市

1. 羽曳野市の概況

人口：118,237人（2007年12月1日現在）

世帯数：44,384世帯（2007年12月1日現在）

職員数：695人（2005年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

市民人権部人権推進課

平和に関する啓発活動も人権推進課が行う。

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	なし
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・障害者について

基本方針	「羽曳野市障害福祉計画」（2007年3月）「羽曳野市地域福祉計画」（2006年3月）
基本計画	「羽曳野市障害福祉計画」（2007年3月）「羽曳野市地域福祉計画」（2006年3月）
実施計画	「羽曳野市障害福祉計画」（2007年3月）
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	「羽曳野市男女共同参画推進プラン」（1996年策定、2007年改訂）
基本計画	「羽曳野市男女共同参画推進プラン」（1996年策定、2007年改訂）
実施計画	「羽曳野市男女共同参画推進プラン」（1996年策定、2007年改訂）
推進体制	「羽曳野市男女共同参画推進本部」

・子どもについて

基本方針	「羽曳野市次世代育成支援行動計画（こども夢プラン）」 「羽曳野市地域福祉計画」（2006年3月）
基本計画	「羽曳野市次世代育成支援行動計画（こども夢プラン）」 「羽曳野市地域福祉計画」（2006年3月）
実施計画	「羽曳野市次世代育成支援行動計画（こども夢プラン）」
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「羽曳野市高年いきいき計画」（2000年策定、2003年、2006年3月改訂） 「羽曳野市地域福祉計画」（2006年3月）
基本計画	「羽曳野市高年いきいき計画」（2000年策定、2003年、2006年3月改訂） 「羽曳野市地域福祉計画」（2006年3月）
実施計画	「羽曳野市高年いきいき計画」（2000年策定、2003年、2006年3月改訂）
推進体制	なし

なお、(3)の各計画は、市の総合計画の主意を反映させている。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	なし
基本計画	なし

実施計画	なし
推進体制	「羽曳野市人権啓発推進協議会」

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	市民人権部人権推進課
障害者	保健福祉部福祉医療課
男女共同参画	市民人権部人権推進課
外国人	特になし
子ども	保健福祉部子ども財産課
高齢者	保健福祉部高年介護課
その他人権施策	市民人権部人権推進課

(6) 職員の人権研修について

- ・人権推進課が人事課に働きかけ実施。
- ・これまでは特に研修体系を決めていなかったが、今後は人権研修を年1回は実施してもらうように提案を行っている。
- ・昨年度は課長級以上の職員を対象に2回の研修、入庁10年目の係長級以上になった職員に研修を実施。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

市の組織としてはないが、「人権啓発推進協議会」の事務局に市の管理職も参加している。これを通じて各課に連絡。事務局の会合は総会時に1回、人権啓発推進協議会の研修会時に1回行う。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

①「羽曳野市人権啓発推進協議会」

- ・各種団体の長、人権擁護委員などの個人会員で構成されている。事務局は人権推進課が担当し、企画、運営を行っている。
- ・年度初めに当該年度のテーマを決定し、それに基づき啓発活動を検討する。
- ・1月の「羽曳野市人権啓発推進協議会」実施の研修会には市職員の参加も促している。

②「羽曳野市地域人権協会」

- ・羽曳野市と意見交換会などを実施している。

③「羽曳野市企業人権連絡会」

約40の事業所が加盟し、産業振興課が事務局を担当。研修、啓発活動などを行っている。人権推進課は人事報告を受けるのみとなっている。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載

- ・高齢者について

条例	なし「高年いきいき条例」（2000年）
宣言	なし

- ・その他人権施策について

条例	「羽曳野市人権条例」（2000年）
宣言	「人権擁護都市宣言」（1989年）

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

実施されたものについてのみ、以下に記載

- ・男女共同参画について

市民	「男女共同参画に関する市民意識調査」(2006年)
職員	なし

※約 15 年前に実施して以降、行っていないが、今後、府の人権意識調査を参考に、「方針」の策定と並行して、意識調査の実施を検討している。

3. 羽曳野市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・人権週間行事の参加者を増やすために、行事を休日に行った。昨年度は祝日に開催し、参加者 500 人、今年度は日曜日に開催し、参加者 400 人となった。
- ・男女共同参画の啓発事業である「男の生き方塾」の卒業生が OB 会を作り、活動している。
- ・「羽曳野市人権啓発推進協議会」の委員が人を連れてくることもあり、啓発イベントを行う際の出席者が多い。
- ・9 月の「ふるさとまつり」時に 12 月の人権週間の PR を行うことで、人権週間行事の参加者を増やすことができたこと。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・庁内各部および外部団体の人権啓発体制を確立させること。市内の横の連携を強化したい。
- ・公民館のグループ活動は割と活発であるが、市からの働きかけに対する反応は鈍い。

以上

河内長野市

1. 河内長野市の概況

人口：117,232人（2008年2月末日現在）

世帯数：45,349世帯（2008年2月末日現在）

職員数：695人（2007年10月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

市民文化部人権推進室

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「河内長野市人権施策基本方針」（2006年）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「河内長野市人権施策推進本部」（2005年）

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「河内長野市人権施策基本方針」（2006年）「河内長野市同和行政基本方針」（1999年）
基本計画	現在作成中
実施計画	なし
推進体制	「河内長野市人権施策推進本部」

・障害者について

基本方針	「河内長野市人権施策基本方針」（2006年） 「河内長野市障害者長期計画」（1998年、現在第2次計画を作成中） 「河内長野市地域福祉計画」
基本計画	「河内長野市障害者長期計画」（1998年、現在第2次計画を作成中） 「河内長野市地域福祉計画」
実施計画	「河内長野市障害者長期計画」（1998年、現在第2次計画を作成中）
推進体制	「河内長野市人権施策推進本部」

・男女共同参画について

基本方針	「河内長野市人権施策基本方針」（2006年）
基本計画	「河内長野市男女共同参画計画」（2008年4月）
実施計画	なし
推進体制	「河内長野市男女共同参画推進本部」

・外国人について

基本方針	「河内長野市人権施策基本方針」（2006年）
基本計画	「河内長野市国際化施策計画」（1990年）
実施計画	「河内長野市国際化施策計画」（1990年）
推進体制	「河内長野市人権施策推進本部」

・子どもについて

基本方針	「河内長野市人権施策基本方針」（2006年） 「河内長野市次世代育成支援対策行動計画」（2005年3月） 「河内長野市ひとり親家庭自立促進計画」「河内長野市地域福祉計画」
基本計画	「河内長野市次世代育成支援対策行動計画」（2005年3月） 「河内長野市ひとり親家庭自立促進計画」
実施計画	「河内長野市次世代育成支援対策行動計画」（2005年3月） 「河内長野市ひとり親家庭自立促進計画」
推進体制	「河内長野市人権施策推進本部」

・高齢者について

基本方針	「河内長野市人権施策基本方針」（2006年） 「河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（2000年策定、2003年、2006年3月に改訂） 「河内長野市地域福祉計画」
基本計画	「河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（2000年策定、2003年、2006年3月に改訂） 「河内長野市地域福祉計画」
実施計画	「河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（2000年策定、2003年、2006年3月に改訂）
推進体制	「河内長野市人権施策推進本部」

・その他人権施策について

基本方針	「河内長野市人権施策基本方針」（2006年）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「河内長野市人権施策推進本部」

なお、(2)、(3) のそれぞれの項目と総合計画との関連について、外国人については関連づけていないが、それ以外については市の総合計画（第4次）と関連付けがなされている。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「河内長野市人権施策基本方針」（2006年）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「河内長野市人権施策推進本部」

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	市民文化部人権推進室
障害者	保健福祉部保健政策室障害福祉課および各施策担当課
男女共同参画	市民文化部生涯学習推進室
外国人	市民文化部生涯学習推進室
子ども	保健福祉部福祉政策室子育て支援課
高齢者	保健福祉部保健政策室介護高齢課
その他人権施策	特になし

(6) 職員の人権研修について

- ・人事課からの依頼により、人権推進室が実施。
- ・年に1、2回研修を実施し、極力受講してもらうように依頼している（参加は100名前後）。
- ・新任研修は、人事課からの依頼により実施することがある
- ・新入職員採用時の新採研修の際に人権研修を行うとは決まっていない。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「河内長野市人権施策推進本部」

本部（市長、特別職、部長級）、幹事会（室長、課長級）、主担者会（主幹級の職員）の3部体制。年に1、2回開催される。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

①「河内長野市人権協会」

- ・団体会員と個人会員で構成される。事務局を独自に持ち、市が啓発事業、人権相談等を委託している。

- ・「啓発部会」、「自立・支援部会」、「相談部会」の3つの部会と「地区（校区）福祉委員会」（15地区）を設置し、それぞれで活動している。
- ・「人権ふれあい講座助成校」という、各小中学校区に人権に関する学校行事を行うように依頼し、実施する場合には補助金を支出するという制度を設立しており、地区単位での啓発事業を行っている。
- ②「河内長野市企業人権協議会」
63の事業所が加入し、事務局は人権推進室が担当している。就職差別撤廃月間の啓発、研修会、「愛・いのち・平和展」および「人権を考える市民の集い」の支援等を行っている。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載

- ・同和問題について

条例	「河内長野市思いやりとぬくもりのある人権尊重のまちづくり条例」（2001年3月）
宣言	なし

- ・男女共同参画について

条例	「河内長野市男女共同参画推進条例」（2006年1月施行）
宣言	なし

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

- ・同和問題について

市民	「人権課題に対する意識調査」（2007年）、個別には実施していない。
職員	実施せず

- ・障害者について

市民	「人権課題に対する意識調査」（2007年）
職員	実施せず

- ・男女共同参画について

市民	「人権課題に対する意識調査」（2007年）「男女共同参画社会に関する意識」（2005年）
職員	実施せず

- ・外国人について

市民	「人権課題に対する意識調査」（2007年）
職員	実施せず

- ・子どもについて

市民	「人権課題に対する意識調査」（2007年） 2003年度に個別の意識調査を実施。2008年度にも実施予定
職員	実施せず

- ・高齢者について

市民	「人権課題に対する意識調査」（2007年） 上記以外に個別に3年ごとに調査を実施している
職員	実施せず

- ・その他人権施策について

市民	「人権課題に対する意識調査」（2007年）
職員	実施せず

3. 河内長野市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・上述の「人権ふれあい講座助成校」を土日のPTAの参観の日開催するように依頼し、保護者だけではなく、児童生徒も参加できるようにしている（約10年続いている）。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- 各個人の意識の高揚や変化はわかりにくいので、効果測定が困難であること。
- すべての人の参加というのは不可能に近い。

以上

池田市

1. 池田市の概況

人口：104,442人（2007年12月1日現在）

世帯数：45,414世帯（2007年12月1日現在）

職員数：1,325人（2007年4月1日現在 普通会計、企業会計等）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

子育て・人権部人権推進課 男女共同参画も担当。

なお、付随する組織として「人権文化交流センター」がある。

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「人権を大切にするまちづくりの推進に関する条例」（1997年3月） 「人権行政基本方針」（2007年3月）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「人権を大切にするまちづくりの推進に関する条例」推進本部

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

基本方針	「池田市同和行政基本方針」（1997年）
基本計画	「池田市同和行政推進プラン」（2003年4月）
実施計画	なし
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	「池田市男女共同参画推進条例」（2002年9月） 「池田市男女共同参画推進計画」（2000年策定、2006年3月改定）
基本計画	「池田市男女共同参画推進計画」（2000年策定、2006年3月改定）
実施計画	「池田市男女共同参画推進計画」（2000年策定、2006年3月改定）
推進体制	「男女共同参画推進本部」

・子どもについて

基本方針	「池田市次世代育成支援行動計画 新・いけだ子ども未来夢プラン」 （1999年12月策定、2005年3月改訂）
基本計画	「池田市次世代育成支援行動計画 新・いけだ子ども未来夢プラン」 （1999年12月策定、2005年3月改訂）
実施計画	「池田市次世代育成支援行動計画 新・いけだ子ども未来夢プラン」 （1999年12月策定、2005年3月改訂）
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「池田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（2000年策定、2002年、2006年改訂）
基本計画	「池田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（2000年策定、2002年、2006年改訂）
実施計画	「池田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（2000年策定、2002年、2006年改訂）
推進体制	なし

・その他人権施策について

基本方針	「人権行政基本方針」で各人権問題をフォロー
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

なお、(2)、(3)については市の総合計画（第5次）の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「人権啓発基本方針」
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	子育て・人権部人権推進課
障害者	保健福祉部障害福祉課
男女共同参画	子育て・人権部人権推進課
外国人	子育て・人権部人権推進課
子ども	教育委員会事務局教育部人権教育課
高齢者	保健福祉部高齢介護室
その他人権施策	子育て・人権部人権推進課

(6) 職員の人権研修について

- ・人事課が主管で、テーマも人事課が設定し、実施する。人権推進課は情報提供を行う。
- ・職階別（パート職員、アルバイトも）に研修を実施し、全職員が年1回は受講するようになっている。
- ・新入職員採用時の新採研修のときには、部内講師もしくは教育委員会の委員が研修を実施する。
- ・新任課長・主査等にも研修を実施する。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「人権を大切にするまちづくり条例推進本部」
市長を推進本部長は市長、部長クラスを本部員として構成。定期的に会議が開催されているわけではなく、啓発事業の検討、庁内の周知徹底事項発生時に随時開催している。事務局は人権推進課が担当。
- ・「女性政策推進本部」
年1～2回、本部会議を開催し、事業報告などを行っている。
- ・教育関係部署・人事部等とは、必要時にその都度協議している。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について

（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

①「池田市人権擁護推進協議会」

- ・団体会員(65団体、169名)で構成され、事務局は市の人権推進課・人権教育課が担当。研修会、啓発活動等を行っている。
- ・市庁の各部で啓発推進委員を1名任命しており、リーダー養成講座などの行事に参加してもらっている。

②「池田市人権協会」

市から補助金を支出し、独自で啓発、相談、交流事業、市から委託されている相談事業、人権ケースワーク事業を行っている。

③「池田地区企業人権啓発推進員協議会」

池田市（57社）、豊能町（6社）、能勢町（5社）の1市2町の企業で構成され、「子育て・人権部人権推進課」が事務局を担当している。研修、街頭啓発などを行っている。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

- ・同和問題について

条例	「人権を大切にするまちづくりの推進に関する条例」（1997年3月）
----	-----------------------------------

宣言	なし
・ 障害者について	
条例	「人権を大切にするまちづくりの推進に関する条例」(1997年3月)
宣言	なし
・ 男女共同参画について	
条例	「人権を大切にするまちづくりの推進に関する条例」(1997年3月) 「池田市男女共同参画推進条例」(2002年9月)
宣言	なし
・ 外国人について	
条例	「人権を大切にするまちづくりの推進に関する条例」(1997年3月)
宣言	なし
・ 子どもについて	
条例	「人権を大切にするまちづくりの推進に関する条例」(1997年3月)
宣言	なし
・ 高齢者について	
条例	「人権を大切にするまちづくりの推進に関する条例」(1997年3月)
宣言	なし
・ その他人権施策について	
条例	「人権を大切にするまちづくりの推進に関する条例」(1997年3月)
宣言	なし

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

・ 同和問題について	
市民	「人権・男女共同参画市民意識調査」(2004年)
職員	なし
・ 障害者について	
市民	「人権・男女共同参画市民意識調査」(2004年)
職員	なし
・ 男女共同参画について	
市民	「人権・男女共同参画市民意識調査」(2004年)
職員	なし
・ 外国人について	
市民	「人権・男女共同参画市民意識調査」(2004年)
職員	なし
・ 子どもについて	
市民	「人権・男女共同参画市民意識調査」(2004年)
職員	なし
・ 高齢者について	
市民	「人権・男女共同参画市民意識調査」(2004年)
職員	なし
・ その他人権施策について	
市民	「人権・男女共同参画市民意識調査」(2004年)
職員	なし

3. 池田市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

・ 人権啓発カレンダーの作成

募集したポスター、詩、標語をカレンダーにして保育所・幼稚園・小・中学生に配布し各家庭に(13,500部作成)。保育所児・幼稚園児・小・中学生を通して各家庭に行きわたり、各家庭で目につくようになることを狙いとしている。

- ・人権標語入りの年賀ハガキ
募集した標語、「池田市人権擁護推進協議会」の名前をハガキに入れて販売。
- ・人権擁護委員のイメージキャラクター「人権まもる君・あゆみちゃん」の人形・ストラップの配布。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・啓発事業参加者が固定化、減少傾向にあるので、新規参加者の掘り起こしを行う必要がある。
- ・心の病を持っている人の相談等、特定の相手がない内容の人権相談が増えている。

以上

泉佐野市

1. 泉佐野市の概況

人口：99,649 人（2007 年 12 月 1 日現在）

世帯数：37,757 世帯（2007 年 12 月 1 日現在）

職員数：1,365 人（2006 年 4 月 1 日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

人権推進部人権推進課

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「泉佐野市人権行政基本方針」（2004年7月）
基本計画	「泉佐野市人権行政基本方針」（2004 年 7 月）
実施計画	なし
推進体制	「泉佐野市人権対策本部」

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「泉佐野市同和行政基本方針（改訂）」（2002 年 4 月）
基本計画	「泉佐野市同和行政推進プラン（改訂）」（2004 年 4 月）
実施計画	「泉佐野市同和行政推進プラン（改訂）」（2004 年 4 月）
推進体制	「泉佐野市人権対策本部」

・障害者について

基本方針	「泉佐野市地域福祉計画」（2006 年 3 月） 「泉佐野市第 1 期障害福祉計画」（2007 年 3 月）「泉佐野市障害者計画」（2002 年 3 月）
基本計画	「泉佐野市地域福祉計画」（2006 年 3 月） 「泉佐野市第 1 期障害福祉計画」（2007 年 3 月）「泉佐野市障害者計画」（2002 年 3 月）
実施計画	「泉佐野市第 1 期障害福祉計画」（2007 年 3 月） 「泉佐野市障害者計画」（2002 年 3 月）
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	「泉佐野市男女共同参画すいしん計画『改訂 人ひとプラン』」（2007年4月）
基本計画	「泉佐野市男女共同参画すいしん計画『改訂 人ひとプラン』」（2007年4月）
実施計画	「泉佐野市男女共同参画すいしん計画『改訂 人ひとプラン』」（2007年4月）
推進体制	「泉佐野市男女共同参画推進会議」

・外国人について

基本方針	「泉佐野市人権行政基本方針」（2004年7月）
基本計画	「泉佐野市人権行政基本方針」（2004年7月）
実施計画	なし
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「泉佐野市次世代育成支援行動計画」（2005 年 3 月） 「泉佐野市人権保育基本方針」（2003 年 3 月）「泉佐野市地域福祉計画」（2006 年 3 月）
基本計画	「泉佐野市次世代育成支援行動計画」（2005 年 3 月） 「泉佐野市人権保育基本方針」（2003 年 3 月）
実施計画	「泉佐野市次世代育成支援行動計画」（2005 年 3 月）
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「泉佐野市第3期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」（2006年3月） 「泉佐野市地域福祉計画」（2006年3月）
基本計画	「泉佐野市第3期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」（2006年3月） 「泉佐野市地域福祉計画」（2006年3月）
実施計画	「泉佐野市第3期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」（2006年3月） 「泉佐野市地域福祉計画」（2006年3月）
推進体制	なし

・その他人権施策について

基本方針	「泉佐野市人権行政基本方針」
基本計画	「泉佐野市人権行政基本方針」
実施計画	なし
推進体制	なし

なお、(2)、(3) は市の総合計画（第3次）の主意を反映させている。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「泉佐野市人権教育推進計画」（2005年10月）
基本計画	「泉佐野市人権教育推進計画」（2005年10月）
実施計画	「泉佐野市人権教育実施計画」（2005年10月）
推進体制	「人権教育のための10年推進委員会」

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	人権推進部人権推進課、人権推進部人権文化センター
障害者	健康福祉部高齢・障害福祉課、人権推進部人権推進課
男女共同参画	人権推進部人権推進課
外国人	人権推進部人権推進課
子ども	健康福祉部児童福祉課、学校教育部人権教育室、人権推進部人権推進課
高齢者	健康福祉部高齢・障害福祉課、人権推進部人権推進課
その他人権施策	人権推進部人権推進課

(6) 職員の人権研修について

「人権問題職場研修員（詳細は後述）」が各職場で年2回以上、人権問題に関する職場研修を実施する。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

・「泉佐野市人権対策本部」及び「啓発部会」（1978年設置）

市長を本部長、副市長を副本部長、収入役、教育長、病院事業管理者、全部長級で本部委員を構成し、全職員を本部員と位置づけている。関係機関との連絡調整、差別事象に対する調査、分析、啓発、その他必要な措置に関する協議などをおこなう。

「泉佐野市人権対策本部」のもとには「人権啓発小委員会」、「人権行政推進小委員会」、「人権小委員会」、「人権教育推進委員会」の委員会が置かれ、それぞれの委員会のもとに各種部会が設置され、各部会で活動している。

「啓発部会」は「泉佐野市人権対策本部」の下にある「人権啓発小委員会」の部会で、各種啓発事業を企画・立案し実施している。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について

（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

①「泉佐野市人権を守る市民の会」

人権推進課に事務局を置き、専任の事務局員を配置。市からの団体補助金にて活動している。人権週間行事等を市との共催で開催している。草の根人権啓発の事業を市職員が各地域を担当し開催。

②「社団法人 泉佐野市人権協会」

市からの補助金、相談事業の委託料、会費収入が財源。市の人権行政を推進していく上での協力機関として位置付けている。相談事業、自立支援、交流等の事業を実施している。

③「泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会」

泉佐野市（約 160 事業所）、熊取町（約 20 事業所）、田尻町（約 10 事業所）で構成される。生活産業部商工労働観光課が事務局を担当し、研修会、啓発事業などを行っている。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

・同和問題について

条例	「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」(1993 年 9 月)
宣言	「人権擁護都市宣言」(1978 年 3 月)

・障害者について

条例	「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」(1993 年 9 月)
宣言	「人権擁護都市宣言」(1978 年 3 月)

・男女共同参画について

条例	「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」(1993 年 9 月)
宣言	「人権擁護都市宣言」(1978 年 3 月)

・外国人について

条例	「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」(1993 年 9 月)
宣言	「人権擁護都市宣言」(1978 年 3 月)

・子どもについて

条例	「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」(1993 年 9 月)
宣言	「人権擁護都市宣言」(1978 年 3 月)

・高齢者について

条例	「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」(1993 年 9 月)
宣言	「人権擁護都市宣言」(1978 年 3 月)

・その他人権施策について

条例	「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」(1993 年 9 月)
宣言	「人権擁護都市宣言」(1978 年 3 月)

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

実施されたものについてののみ、以下に記載

・その他人権施策について

市民	「泉佐野市人権意識調査」	1996 年
職員	「泉佐野市職員意識調査」	1993 年

※個別の人権の課題ごとの意識調査は行っていない

3. 泉佐野市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

・人権対策本部の取り組みとしての「人権問題町別懇談会」

部課長級の市職員が講師となり、市内各町会、自治会で人権問題に関する学習会を実施している。職員と市民とひざを突き合わせて、本音を出し合う場としての学習会と位置付け、毎年度実施している。年度毎のテーマ設定を行い、講師となる部課長を対象に事前研修会を開催。

・「人権問題職場研修員」制度

課長代理級職員全員を人権問題職場研修員として委嘱。各職場で年 2 回以上、人権問題に関する職場研修を実施する。テーマを設定し、研修員全体への研修会を実施するとともに、職場研修員独自でテーマ（職務に関連するテーマ）を設定し、実施。

また、人権大学修了生を人権問題職場研修指導員として位置付け、テーマ設定、職場研修の方法等についての意見やアドバイスをもらうようにしている。

- ・「人権推進課兼務職員制度」

各部の総務担当課及び関係課の課長代理級職員を人権推進部人権推進課の兼務職員として辞令を交付する。その主な業務として、以下のことを行う。

①各種施策や事業、さらには各種施策の計画・実施にあたって、人権の視点からのチェック・検証作業を行い、意見を提出する。

②人権尊重の視点、チェックポイント作成、申請書等一覧のチェック、電話・窓口対応等の作成など、市全体の仕組み等についての検証作業等を行う。

また、総合計画の内容を議論する際には、兼務職員が参加している。

- ・「泉佐野市人権研究集会」

実行委員会形式で開催される研究集会。全体会だけではなく、「泉佐野市人権行政基本方針」に書かれている同和問題をはじめとする各課題の分科会も設けている。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・人権啓発に関する市民の中でのリーダー・人材養成と活用方法の検討。市民から市民への啓発活動になって行くことが望ましい。
- ・人権啓発・教育に関する予算の確保（財政危機による予算の削減）。
- ・差別事象や人権相談等の事例の集約による独自の教材化とその活用方法。
- ・対象者や学習ニーズ等に応じて、きめ細かい啓発・教育を実施できる教材の確保や情報提供、視聴覚教材の整備。
- ・紙媒体だけでなく、インターネットやCATVなど新しい媒体を活用した情報提供方法の検討。
- ・各種団体、NPO、企業やグループ等との連携の強化。

以上

貝塚市

1. 貝塚市の概況

人口：90,500人（2007年12月1日現在）

世帯数：32,616世帯（2007年12月1日現在）

職員数：952人（2006年10月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

都市政策部人権政策課

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「貝塚市人権行政基本方針」（2005年4月）
基本計画	「貝塚市人権行政基本方針」（2005年4月）
実施計画	なし
推進体制	「貝塚市人権擁護施策推進本部」（2004年8月）

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

基本方針	「今後の同和行政のあり方について ～同和問題解決に向けた施策の基本方針と各分野の推進プラン～」（2005年4月）
基本計画	「今後の同和行政のあり方について ～同和問題解決に向けた施策の基本方針と各分野の推進プラン～」（2005年4月）
実施計画	「今後の同和行政のあり方について ～同和問題解決に向けた施策の基本方針と各分野の推進プラン～」（2005年4月）
推進体制	「貝塚市人権擁護施策推進本部」

・障害者について

基本方針	「貝塚市地域福祉計画」（2005年3月）「貝塚市障害者福祉計画」（1998年8月）
基本計画	「貝塚市地域福祉計画」（2005年3月）「貝塚市障害者福祉計画」（1998年8月）
実施計画	「貝塚市障害福祉計画」（2007年3月）
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	「貝塚市男女共同参画計画（第2期）コスモスプラン」（2003年3月）
基本計画	「貝塚市男女共同参画計画（第2期）コスモスプラン」（2003年3月）
実施計画	「貝塚市男女共同参画計画（第2期）コスモスプラン」（2003年3月）
推進体制	「貝塚市男女共同参画推進本部」「男女共同参画推進委員会」

・子どもについて

基本方針	「貝塚市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「貝塚市母子家庭等自立促進計画」（2007年3月）「貝塚市地域福祉計画」（2005年3月）
基本計画	「貝塚市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「貝塚市地域福祉計画」（2005年3月） 「貝塚市母子家庭等自立促進計画」（2007年3月）
実施計画	「貝塚市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「貝塚市母子家庭等自立促進計画」（2007年3月）
推進体制	「児童虐待防止ネットワーク会議」

・高齢者について

基本方針	「貝塚市老人保健福祉計画・介護保険事業計画2006」（2006年3月） 「貝塚市地域福祉計画」（2005年3月）
基本計画	「貝塚市老人保健福祉計画・介護保険事業計画2006」（2006年3月）

	「貝塚市地域福祉計画」(2005年3月)
実施計画	「貝塚市老人保健福祉計画・介護保険事業計画 2006」(2006年3月)
推進体制	

なお、(2)、(3)は市の総合計画(第4次)の主意を反映させている。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「貝塚市人権行政基本方針」(2005年4月)
基本計画	「貝塚市人権行政基本方針」(2005年4月)
実施計画	なし
推進体制	「貝塚市人権擁護施策推進本部」(2004年8月)

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	都市政策部人権政策課
障害者	健康福祉部障害福祉課
男女共同参画	都市政策部人権政策課
外国人	都市政策部交流推進課 他
子ども	健康福祉部児童福祉課 他
高齢者	健康福祉部高齢介護課
その他人権施策	都市政策部人権政策課

(6) 職員の人権研修について

- ・全体研修は行っておらず、新採研修だけ定例的に実施している。人事課から依頼に基づき、人権政策課が講師となって研修する。
- ・2年前までは全職員に対して数年にわたり、各問題の研修を実施していた。
- ・人事研修の一環として「人権啓発指導者養成講座」(市民向けでもある)に部内で2名以上の職員を参加させている。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織(機構)の有無および内容について

- ・「貝塚市人権擁護施策推進本部」
市長を本部長、副市長・教育長を副本部長、部長級を本部員、関係各課の課長級を幹事として構成され、必要に応じて召集される。問題事象発生時にはその都度、人権政策課が関連部署と連絡を取る
- ・「男女共同参画推進委員会」
係長級以上の女性職員(46名。関係各課以外も含む)で構成され、啓発冊子の作成、フォーラムの開催、庁内の啓発、推進などを行っている。今後は男性職員も推進委員に含める方針。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について(例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて)

① 貝塚市人権教育推進委員協議会(1979年)

- ・個人会員で構成され、事務局は人権政策課が担当し、啓発活動の企画も人権政策課が行う。企画を立てた後、役員会に諮り決定する。
- ・町会単位から選出される「推進委員(各地区2名)」で「校区委員会」を構成し、「校区委員会」は小学校区での活動を推進する。
- ・希望があった校区には「校区別研修」を実施。校区の研修会のテーマは校区で決め、それに対して人権政策課でアドバイスする。人権政策課では参加者数などの最終的な報告を受ける。
- ・「人権啓発指導者養成入門講座」を実施。対象は限定しておらず、広報で広く募集している。

② 「貝塚市地域人権協会」

「市民のつどい」などで市と連携。人権ケースワーク事業を貝塚市から委託されている。

③ 「貝塚市企業人権協議会」

環境生活部商工課が事務局を担当し、「市民のつどい」の際には市と連携している。市の人権政策課への

研修依頼はないが、講師の紹介依頼がある。また、「世界人権宣言貝塚連絡会議」のメンバーになっている。

他にも「人権擁護委員会」、「教育委員会」、「世界人権宣言貝塚連絡会」などと共同して、各種人権啓発活動を行っている。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載

・その他人権施策について

条例	「貝塚市人権擁護に関する条例」（1994年9月）
宣言	なし

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

実施していない。今後行う一般の市民意識調査に人権の項目を盛り込みたい。

3. 貝塚市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

・「人権啓発指導者養成講座」

貝塚市・貝塚市教育委員会・「貝塚市市人権教育推進委員協議会」が実施する連続講座で、入門講座と専門講座がある。2007年度は専門講座が「高齢者の虐待を防ぐには」、「子どもへの虐待の気付きとその対応について」、「薬物依存の動向と治療」、「現在の労働環境について」という内容で実施された。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

社会状況の変化、また人々の価値観・生活観等の違いから、人権が多様化していることもあり、市民のニーズが分かりにくい。時代に合った啓発活動ができているか不安を感じる。

以上

摂津市

1. 摂津市の概況

人口：84,301人（2007年12月1日現在）

世帯数：34,641世帯（2007年12月1日現在）

職員数：755人（2006年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

市長公室人権室人権推進課

市長公室人権室女性政策課

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「摂津市人権行政推進計画」（2004年4月） 「摂津市人間尊重のまちづくり条例」（1997年3月）
基本計画	「摂津市人権行政推進計画」（2004年4月）
実施計画	なし
推進体制	「人権行政推進本部」

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「摂津市人権行政推進計画」（2004年4月）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「摂津市人権行政推進計画」（2004年4月）「摂津市地域福祉計画」（2005年3月） 「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」（2006年3月） 「第1期摂津市障害福祉計画」（2007年3月）
基本計画	「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」（2006年3月） 「第1期摂津市障害福祉計画」（2007年3月）
実施計画	「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」（2006年3月） 「第1期摂津市障害福祉計画」（2007年3月）
推進体制	「摂津市障害者施策推進協議会」、「摂津市地域福祉計画推進協議会」

・男女共同参画について

基本方針	「摂津市人権行政推進計画」（2004年4月） 「摂津市男女共同参画計画 摂津女性プラン（第二期）」（2007年3月）
基本計画	「摂津市男女共同参画計画 摂津女性プラン（第二期）」（2007年3月）
実施計画	「摂津市男女共同参画計画 摂津女性プラン（第二期）」（2007年3月）
推進体制	「摂津市女性政策推進本部」

・外国人について

基本方針	「摂津市人権行政推進計画」（2004年4月）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「摂津市人権行政推進計画」（2004年4月）「摂津市地域福祉計画」（2005年3月） 「摂津市次世代育成支援行動計画」（2004年2月）
基本計画	「摂津市次世代育成支援行動計画」（2004年2月）
実施計画	「摂津市次世代育成支援行動計画」（2004年2月）

推進体制	「摂津市次世代育成支援行動計画推進協議会」「摂津市地域福祉計画推進協議会」
------	---------------------------------------

・高齢者について

基本方針	「摂津市人権行政推進計画」（2004年4月）「摂津市地域福祉計画」（2005年3月） 「第3期せつつ高齢者かがやきプラン」（2006年3月）
基本計画	「第3期せつつ高齢者かがやきプラン」（2006年3月）
実施計画	「第3期せつつ高齢者かがやきプラン」（2006年3月）
推進体制	「せつつ高齢者かがやきプラン推進会議」 「摂津市地域福祉計画推進協議会」

・その他人権施策について

基本方針	「摂津市人権行政推進計画」（2004年4月）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

なお、(2)、(3) について、摂津市の総合計画（第8次）の主意を反映させている。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「摂津市人権行政推進計画」（2004年4月）
基本計画	「摂津市人権行政推進計画」（2004年4月）
実施計画	なし
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

啓発の担当部局は市長公室人権室人権推進課となっている。なお、施策についての担当部局は以下のとおり。

同和問題	市長公室人権室人権推進課、教育委員会人権教育室
障害者	保健福祉部高齢者障害者福祉課
男女共同参画	市長公室人権室女性政策課
外国人	市長公室人権室人権推進課、教育委員会人権教育室
子ども	保健福祉部子ども育成課、教育委員会人権教育室
高齢者	保健福祉部高齢者障害者福祉課
その他人権施策	市長公室人権室人権推進課、教育委員会人権教育室

(6) 職員の人権研修について

- ・新人研修は人事課主催で月1回の半日研修を1年にわたり実施。人権推進課の非常勤特別職の職員が講師となる。座学ではなく、グループワーク形式をとり、自分で考えることを重視している。3月には職員が1年の人権研修の総括を発表する「人権研修成果報告会」を行う。
- ・例年の職員研修は人事課が主催し、人権推進課がアドバイスをを行っている。一般職研修（年3回実施し、そのうち1回参加する）と管理職研修（年2回実施し、どちらか1回に参加する）とがある。
- ・各担当課から研修の要望があり、特別研修として全職員に実施することもある（セクハラ防止研修など）。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「人権行政推進本部」
市長を本部長、部長級職員を部員として構成されている。「基本方針」作成時に開催。下に検討、連絡調整機関として「推進本部幹事会」がある。
- ・「児童虐待防止連絡会」、「DV防止連絡会」、「高齢者虐待防止連絡会」が作られ、会合を開いており、各事案についてはその時に連絡している（それぞれの会は課長級による「連絡会議」と実務者レベルの「担当者会議」がある）。
- ・各担当課で連絡会議等を立ち上げた際には人権推進課に連絡するようになっている。
- ・今後、庁内で事務局会議を設立しようと計画している。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について

(例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて)

①「摂津市人権協会」(2005年設立)

- ・団体会員(33団体)と中学校単位で活動している「個人推進委員」で構成されている。人権推進課が事務局を担当している。
- ・人権推進課は主に全市民向けに大会場を使った大規模な啓発行事を、「摂津市人権協会」は主に小規模な啓発行事をそれぞれ実施している。
- ・中学校校区ごと(5区)でも啓発活動を実施している。市は補助金の拠出のみ行い、校区の推進委員が企画、実施している。

②「摂津地区人権推進企業連絡会」

- ・80数社が加盟し、生活環境部産業振興課が事務局となっている。現在の人権推進課の特別非常勤職員が会長をしていたこともあり、摂津市とは連携が取れている。
- ・ヒューマンセミナーの講義の一環として加盟企業を回り、企業の人権活動を見学。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載

・障害者について

条例	なし
宣言	「障害者福祉(ふれあい)都市宣言」(1984年4月)

・子どもについて

条例	なし
宣言	「子どもの安全安心都市宣言」(2006年4月)

・その他人権施策について

条例	「人間尊重のまちづくり条例」(1997年3月)
宣言	「憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言」(1983年3月制定、1999年4月改正) 「健康都市宣言」(1986年4月制定、2000年改正) 「環境創造都市宣言」(1994年4月)「暴力追放都市宣言」(1994年4月)

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

・同和問題について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」(2006年10月)
職員	なし

・障害者について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」(2006年10月) 「摂津市障害者施策に関する長期行動計画(第3次)」に伴う意識調査(2005年1月) 「摂津市地域福祉計画」策定に伴う意識調査(2004年3月)
職員	なし

・男女共同参画について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」(2006年10月) 「摂津市男女共同参画計画」策定に伴う意識調査(2005年11月)
職員	なし

・外国人について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」(2006年10月)
職員	なし

・子どもについて

市民	「人権問題に関する市民意識調査」(2006年10月) 「摂津市次世代育成支援行動計画」策定に伴う意識調査(2004年2月)
----	--

	「摂津市地域福祉計画」策定に伴う意識調査（2004年3月）
職員	なし

・高齢者について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」（2006年10月） 「摂津高齢者ががやきプラン」策定に伴う意識調査（2005年6月） 「摂津市地域福祉計画」策定に伴う意識調査（2004年3月）
職員	なし

・その他人権施策について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」（2006年10月）
職員	なし

なお、「人権問題に関する市民意識調査」は過去2回、8年ごとに実施している。

3. 摂津市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・啓発行事後のアンケートに住所名前を記載してもらい、その後1年間、同様のイベントの案を送付している。
- ・摂津市内の旧村のパネルディスカッションを実施し、市の昔の姿を知ることができ、市民に好評だった。
- ・以前から市と地域の顔の見える関係を構築していったことが、現在の「摂津市人権協会」の校区ごとの自主的な啓発活動に結び付いたと考える。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・マスメディア等で取り上げられる人権問題には大きな関心が集まり、啓発効果も高いが、関心が低い人権問題をどのように啓発していくか。
- ・啓発方法（特に世代別の啓発方法）の検討。
- ・市職員の意識調査を実施し、人権課題を発見、啓発していきたい。
- ・市と「摂津市人権協会」の役割分担をどのようにしていくか。
- ・人権啓発の評価方法の検討。

以上

泉大津市

1. 泉大津市の概況

人口：78,017人（2007年12月1日現在）

世帯数：30,591世帯（2007年12月1日現在）

職員数：803人（2006年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

市民産業部人権啓発課

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり条例」（1994年12月制定、2006年改訂） 「泉大津市人権を尊ぶまちづくり基本方針（改訂版）」（2006年）
基本計画	「泉大津市人権教育・啓発推進計画」（2007年4月）
実施計画	なし
推進体制	「泉大津市人権施策推進本部」（1985年 市長を本部長とする）

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり基本方針（改訂版）」（2006年）
基本計画	「泉大津市人権教育・啓発推進計画」（2007年4月）
実施計画	「泉大津市人権教育・啓発推進計画」（2007年4月）
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり基本方針（改訂版）」（2006年） 「泉大津市第3次障害者計画および障害福祉計画」（2007年3月） 「泉大津市地域福祉計画」（2005年3月）
基本計画	「泉大津市第3次障害者計画および障害福祉計画」（2007年3月） 「泉大津市地域福祉計画」（2005年3月）
実施計画	「泉大津市第3次障害者計画および障害福祉計画」（2007年3月） 「泉大津市地域福祉計画」（2005年3月）
推進体制	「泉大津市地域福祉計画推進委員会」

・男女共同参画について

基本方針	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり基本方針（改訂版）」（2006年） 「泉大津市男女共同参画のまちづくりを推進する条例」（2007年） 「泉大津市男女共同参画推進計画 にんじんプラン」（2006年3月）
基本計画	「泉大津市男女共同参画推進計画 にんじんプラン」（2006年3月）
実施計画	「泉大津市男女共同参画推進計画 にんじんプラン」（2006年3月）
推進体制	「泉大津市男女共同参画推進本部」

・外国人について

基本方針	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり基本方針（改訂版）」（2006年）
基本計画	「泉大津市人権教育・啓発推進計画」（2007年）
実施計画	なし
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり基本方針（改訂版）」（2006年） 「泉大津市次世代育成支援・地域行動計画」（2005年3月） 「泉大津市地域福祉計画」（2005年3月）
基本計画	「泉大津市次世代育成支援・地域行動計画」（2005年3月）

	「泉大津市地域福祉計画」(2005 年 3 月)
実施計画	「泉大津市次世代育成支援・地域行動計画」(2005 年 3 月) 「泉大津市地域福祉計画」(2005 年 3 月)
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり基本方針(改訂版)」(2006年) 「泉大津市地域福祉計画」(2005年3月)
基本計画	「泉大津市地域福祉計画」(2005 年 3 月)
実施計画	「泉大津市地域福祉計画」(2005 年 3 月)
推進体制	「泉大津市地域福祉計画推進委員会」

・その他人権施策について

基本方針	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり基本方針(改訂版)」(2006年)
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

なお、(2)、(3)のそれぞれについて、総合計画(第3次)の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり条例」(1994 年 12 月制定、2006 年改訂) 「泉大津市人権を尊ぶまちづくり基本方針(改訂版)」(2006 年)
基本計画	「泉大津市人権教育・啓発推進計画」(2007 年 4 月)
実施計画	なし
推進体制	「泉大津市人権施策推進本部」(1985 年 市長を本部長とする)

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	市民産業部人権啓発課
障害者	健康福祉部地域福祉課障害福祉室
男女共同参画	市民産業部人権啓発課
外国人	市民産業部人権啓発課
子ども	健康福祉部児童福祉課、生涯学習課
高齢者	健康福祉部地域福祉課、健康福祉部介護保険課、健康福祉部健康推進課
その他人権施策	市民産業部人権啓発課

(6) 職員の人権研修について

- ・研修の企画は人権啓発課が行い、人事課が実施する。
- ・職員研修として、市民向けの研修会・講演会に各課から1名参加してもらう(6月、12月)別途社会福祉協議会の研修にも参加してもらうこともある)。また、憲法週間、人権週間の行事にも参加してもらう。
- ・階層で限定した研修を実施することもある。
- ・新入職員には新採研修時に、人権啓発課の職員が研修を実施する。
- ・特別養護老人ホームへの研修も実施している。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織(機構)の有無および内容について

- ・「人権施策推進本部」
部長級の機関で、その下に課長級の「幹事会」がある。人権関係の会議は議題がある時(戸籍の不正入手などに)随時開催し、男女共同参画関係では1年に2回程度開催している。
- ・「人権相談事業関係連絡会」
人権啓発課が事務局。警察、病院等と連携している。
- ・「男女共同参画推進本部幹事会」の下部組織として実務担当者による「研究会(8名)」がある。育児休暇についての職員の意識調査、セクハラ対策、市民向けの意識調査の設問の考案などを行っている。

**(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について
（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）**

①「泉大津市人権啓発推進協議会」

- ・個人会員で構成され、事務局は人権啓発課が担当。講演内容などは事務局で決定している。街頭啓発や研修会などを行っている。
- ・「泉大津市人権協会」の市民啓発部会となっている。
- ・「校区委員会」があり、校区での活動を行っている。

②「泉大津市人権協会」

団体会員(27 団体)で構成され、事務局は人権啓発課が担当している。研修やフィールドワークを実施している。

③「泉大津市事業所人権協議会」

人権啓発課が事務局を担当。「泉大津市人権協会」の事業所啓発部会となっている。研修会や講座の開催、街頭啓発を行っている。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

・同和問題について

条例	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり条例」(1994 年 12 月)
宣言	「泉大津市人権擁護都市宣言」(1978 年 5 月)

・障害者について

条例	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり条例」(1994 年 12 月)
宣言	「泉大津市人権擁護都市宣言」(1978 年 5 月)

・男女共同参画について

条例	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり条例」(1994年12月) 「男女共同参画のまちづくりを推進する条例」(2007年)
宣言	「泉大津市人権擁護都市宣言」(1978 年 5 月)

・外国人について

条例	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり条例」(1994年12月)
宣言	「泉大津市人権擁護都市宣言」(1978 年 5 月)

・子どもについて

条例	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり条例」(1994年12月)
宣言	「泉大津市人権擁護都市宣言」(1978 年 5 月)

・高齢者について

条例	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり条例」(1994年12月)
宣言	「泉大津市人権擁護都市宣言」(1978 年 5 月)

・その他人権施策について

条例	「泉大津市人権を尊ぶまちづくり条例」(1994年12月)
宣言	「泉大津市人権擁護都市宣言」(1978 年 5 月)

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

実施されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

市民	「市民の同和問題意識調査」(1986 年)
職員	なし

・障害者について

市民	「泉大津市障害者計画及び障害福祉計画策定のための市民アンケート調査」(2006 年)
職員	なし

・男女共同参画について

市民	「市民の男女共同参画に対する意識調査」(2004年)
職員	2007 年度中に実施予定

・子どもについて

市民	「次世代育成支援・地域行動計画策定のための意識調査」(2003 年)
職員	なし

・高齢者について

市民	「介護保険に係る市民意識調査」(2005年)
職員	なし

3. 泉大津市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

・「壁面花壇」

「人権協会」の市民啓発部会である「人権啓発推進協議会」が、草花を植え、育てること、また視覚に訴えることを通して人権尊重を伝えるため、壁面状の花壇に季節の花を植え、散水するなどして花を育てている。(15m×2m 480 鉢) 植え替えには、かなりの手間がかかるため、昨年からは、市内の知的障害者共同作業所の人にも呼びかけ、交流を深めながら作業を行っている。

・「出前講座」

郵便局、農協、公民館(利用グループに対しての研修)からも出前講座の依頼がある。また、市の新採時の人権研修の際には、「泉大津市事業所人権協議会」加入企業の新人の研修も兼ねている。こうした地道な活動により人権意識が浸透すると考える。

・啓発事業の参加者の増加を目標としているので、役員に目標人数を振り分けて集まってもらう。最初は無理にでも参加してもらえれば、後にくつのはないかと考える。

・泉北三市一町連絡会(泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町)の協力体制。

昨年度は在日コリアンの実態調査を実施し、在日コリアンの介護説明会につなげていった。実態把握から啓発にうまく結びつけることができた。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・全体的には「人権は大切なもの」という意識は十分持たれているものの、まだまだ自分自身の問題として捕えられていないため、意識は高いとはいえない。例えば、講演会等にも自発的な参加は少なく、動員をかけざるを得ない状況にある。
- ・啓発行事などの情報をどのように伝え、人権について関心を持っていない人に来てもらうための方法を模索すること。

以上

交野市

1. 交野市の概況

人口：77,862人（2007年12月1日現在）

世帯数：28,178世帯（2007年12月1日現在）

職員数：581人（2006年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

市長公室人権政策担当

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「交野市人権啓発基本方針」（2007年度に「交野市人権教育基本方針」から改正） 「交野市同和行政基本方針」（2004年） 「男女共同参画行動計画」（1998年 現在、見直しを検討）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

基本方針	「交野市同和行政基本方針」（2004年）
基本計画	「交野市同和行政基本方針」（2004年）
実施計画	「交野市同和行政基本方針」（2004年）
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「交野市地域福祉計画」（2006年3月）「交野市障害福祉計画」（2007年3月） 「交野市第2次障害者（児）福祉長期計画」（2005年3月）
基本計画	「交野市障害福祉計画」（2007年3月） 「交野市第2次障害者（児）福祉長期計画」（2005年3月）
実施計画	「交野市障害福祉計画」（2007年3月） 「交野市第2次障害者（児）福祉長期計画」（2005年3月）
推進体制	「交野市障害者（児）生活支援推進委員会」

・男女共同参画について

基本方針	「交野市男女共同参画計画」（2005年3月）
基本計画	「交野市男女共同参画計画」（2005年3月）
実施計画	「交野市男女共同参画計画」（2005年3月）
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「交野市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「交野市地域福祉計画」（2006年3月）
基本計画	「交野市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「交野市母子家庭等自立促進計画」（2006年7月）
実施計画	「交野市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「交野市母子家庭等自立促進計画」（2006年7月）
推進体制	「交野市次世代育成支援行動計画策定協議会」

・高齢者について

基本方針	「交野市高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画」（2006年3月） 「交野市地域福祉計画」（2006年3月）
------	--

基本計画	「交野市高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画」（2006年3月）
実施計画	「交野市高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画」（2006年3月）
推進体制	「交野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」

なお、(2)、(3) は市の総合計画（第3次）の主意を反映させている。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「交野市人権啓発基本方針」（2007年）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	市長公室人権政策担当
障害者	保健福祉部障がい福祉課
男女共同参画	市長公室人権政策担当
外国人	市長公室人権政策担当
子ども	保健福祉部社会福祉課、教育委員会
高齢者	保健福祉部高齢介護課
その他人権施策	市長公室人権政策担当

(6) 職員研修について

- ・人事課主催のものと市長公室主催のものがある。
- ・人事課の研修では新任研修と各課の担当者研修を年に 3～5 回実施。テーマについては人事課が市長公室に意向を伝え、市長公室から提案する。
- ・「交野市人権協会」主催の市民研修（年 2 回）への参加も、人事課から呼びかけてもらう。
- ・「啓発職員」は「北河内人権啓発推進協議会」の職員向け研修に参加する。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「人権・同和問題検討委員会」
市長を本部長、各部長を委員として構成。年 1 回、行政交渉の前に開催される。施策の提案、事象発生時の対応等について協議する。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について （例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

①「交野市人権協会」（2005 年設立）

- ・原則は団体会員（33 団体）であるが、一部個人会員（約 80 名）も認めている（組織の脱会者、人権擁護委員等）。
- ・市長公室人が事務局を担当し、企画・立案も市長公室が行っている。なお、啓発行事は市単独の行事についても「交野市人権協会主催」としている。
- ・平成 14 年から啓発部（啓発行事の実施）、広報部（情報誌「そよかぜ 21」の発行）、研修部（講座、研修会の実施）、地域ネットワーク部（地域ネットワークづくりの推進）の部会を敷いて活動している。

②「交野事業所人権推進連絡協議会」

- ・37 事業所が加盟し、市長公室が事務局を担当。「交野市人権協会」と協力しながら、ブロック研修会、ハローワーク研修会、就職差別撤廃の啓発活動等を行っている。

③「北河内人権啓発推進協議会」

- ・守口市・門真市・寝屋川市・大東市・枚方市・四条畷市・交野市の合同啓発団体。市長・議長 に対する
トップ研修会を実施している。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他

人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてののみ、以下に記載

・その他人権施策について

条例	「交野市人権尊重のまちづくり条例」(2004年3月)
宣言	「交野市平和と人権を守る都市宣言」(2001年11月)

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

・同和問題について

市民	「人権についての交野市市民意識調査」(2006年11月実施)
職員	なし

・障害者について

市民	「人権についての交野市市民意識調査」(2006年11月実施)
職員	なし

・男女共同参画について

市民	「人権についての交野市市民意識調査」(2006年11月実施)
職員	なし

・外国人について

市民	「人権についての交野市市民意識調査」(2006年11月実施)
職員	なし

・子どもについて

市民	「人権についての交野市市民意識調査」(2006年11月実施)
職員	なし

・高齢者について

市民	「人権についての交野市市民意識調査」(2006年11月実施)
職員	なし

・その他人権施策について

市民	「人権についての交野市市民意識調査」(2006年11月実施)
職員	なし

3. 交野市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・人権週間行事等が定着しており、市の動員がなくても多くの人に来てくれる。
- ・「DV サポーター養成講座」の終了後、OB 会を結成(市役所主導で結成、自由参加)。地域とのつながり役を期待している。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・人員が少なく年間計画を立てることが難しいので、まず身近なことをタイムリーに取り上げることが必要となっている。
- ・人権啓発の事業は担当者の意識が反映されるので、担当者が関心を持ち、前向きに取り組んでいくことが必須である。

以上

柏原市

1. 柏原市の概況

人口：75,928人（2007年12月1日現在）

世帯数：29,635世帯（2007年12月1日現在）

職員数：731人（2006年10月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

市民生活部人権推進課

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「柏原市人権行政基本方針」（2006年10月）
基本計画	「柏原市人権行政推進プラン」（2006年10月）
実施計画	なし
推進体制	なし

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

基本方針	「柏原市同和行政基本方針」（1998年策定 2003年改訂）
基本計画	「柏原市同和行政推進プラン」（1998年策定 2003年改訂）
実施計画	「柏原市同和行政推進プラン」（1998年策定 2003年改訂）
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「新柏原市障害者福祉計画」（2007年3月）「第1期柏原市障害福祉計画」（2007年3月）
基本計画	「第1期柏原市障害福祉計画」（2007年3月）
実施計画	「第1期柏原市障害福祉計画」（2007年3月）
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	「かしわら男女共同参画プラン」（2005年3月）
基本計画	「かしわら男女共同参画プラン」（2005年3月）
実施計画	「かしわら男女共同参画プラン」（2005年3月）
推進体制	「柏原市男女共同参画推進本部」

・子どもについて

基本方針	「柏原市次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
基本計画	「柏原市次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
実施計画	「柏原市次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「第3期柏原市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」（2006年3月）
基本計画	「第3期柏原市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」（2006年3月）
実施計画	「第3期柏原市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」（2006年3月）
推進体制	なし

なお、(2)、(3)については市の総合計画（第3次）の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「柏原市人権行政基本方針」（2006年10月） 「柏原市人権教育基本方針」（1968年制定、2005年改正）
基本計画	「柏原市人権行政推進プラン」（2006年10月）

実施計画	なし
推進体制	なし

**(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関する啓発の担当部局について**

同和問題	市民生活部人権推進課
障害者	健康福祉部社会福祉課
男女共同参画	市民生活部人権推進課
外国人	市民生活部人権推進課
子ども	健康福祉部児童福祉課
高齢者	健康福祉部高齢介護課
その他人権施策	市民生活部人権推進課

(6) 職員研修について

- ・ 主担は人事部で人権推進課にテーマを相談する。
- ・ 全職員に最低年1回は研修を実施する。事象発生時など必要があれば都度実施する。
- ・ 新入職員採用時の新採研修の際には人権に関する研修を実施していない。
- ・ 研修、啓発内容について、年1回の行政交渉時に各課の意見を集約している。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

特になし。問題発生時には庁議（毎週火曜日 部長対象）を通じて、各課に周知する。今後は関係各課の相談員が生での連携が取れるように、連絡会を作っていくたい。

**(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について
（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）**

- ①「柏原市人権協会」（2005年設立）
 - ・ 団体会員、個人会員で構成され、事務局は人権推進課が担当し、事業の企画も人権推進課でおこなっている。憲法週間および人権週間における街頭啓発、年数回のフィールドワークや講義の研修、人権週間のイベント開催を行っている。
- ②「柏原市企業人権連絡協議会」
 - ・ 約50の事業所が加盟。事務局は人権推進課が担当している。研修、街頭啓発、人権週間の講演の開催などを行っている。

**(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関する条例・宣言の有無について**

制定されたものについてのみ、以下に記載

- ・ 同和問題について

条例	「柏原市人権条例」（2001年3月）
宣言	なし

- ・ 男女共同参画について

条例	「柏原市男女共同参画推進条例」（2007年）
宣言	なし

- ・ 子どもについて

条例	なし
宣言	「すこやかなこどもを育てる都市宣言」（1983年）

- ・ その他人権施策について

条例	なし
宣言	「人権擁護都市宣言」（1973年、人権全般）「平和都市宣言」（1985年、人権全般）

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他

人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

・ 同和問題について

市民	人権問題全般について市民意識調査を実施。(2007 年) 1996 年に実施。10 年 1 回サイクルで実施している。
職員	なし

・ 障害者について

市民	人権問題全般について市民意識調査を実施。(2007 年)
職員	なし

・ 男女共同参画について

市民	人権問題全般について市民意識調査を実施。(2007 年) 「男女共同参画プラン」作成前に実施 (2005 年)
職員	なし

・ 外国人について

市民	人権問題全般について市民意識調査を実施。(2007 年)
職員	なし

・ 子どもについて

市民	人権問題全般について市民意識調査を実施。(2007 年)
職員	なし

・ 高齢者について

市民	人権問題全般について市民意識調査を実施。(2007 年)
職員	なし

・ その他人権施策について

市民	人権問題全般について市民意識調査を実施。(2007 年)
職員	なし

3. 柏原市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・ 研修ツアー (20 人～30 人参加) は参加者にとって知らないことをじかに知ることができるので有意義であり、評判も良好。
- ・ 「平和展」と「人権のつどい」は好評なので続けたい。
- ・ 男女共同参画の啓発事業後にグループが結成されて、啓発行事の手伝いをしてきている。また、女性グループの発表会である「フローラルフェスタ」は自主的に企画され実施している。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・ 啓発活動の市民への効果的な周知方法の検討。
- ・ 啓発行事について、参加した市民からの評判が良いが、参加するまでの壁が高いので、市民（特に若い市民）が参加しやすい方法の検討。

以上

藤井寺市

1. 藤井寺市の概況

人口：66,736人（2007年11月30日現在）

世帯数：26,637世帯（2007年11月30日現在）

職員数：626人（2006年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

市民生活部地域振興課人権政策室

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「藤井寺市人権行政基本方針」（2005年3月）
基本計画	「藤井寺市人権行政推進プラン」（2005年3月）
実施計画	なし
推進体制	「藤井寺市人権行政推進本部」（2003年6月）

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

基本方針	「藤井寺市同和行政基本方針」（2000年2月）
基本計画	「藤井寺市同和行政推進プラン」（2001年12月）
実施計画	「藤井寺市同和行政推進プラン」（2001年12月）
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	「男女共同参画のための藤井寺市行動計画」（2001年4月）
基本計画	「男女共同参画のための藤井寺市行動計画」（2001年4月）
実施計画	「男女共同参画のための藤井寺市行動計画」（2001年4月）
推進体制	「藤井寺市人権行政推進本部」

・子どもについて

基本方針	「藤井寺市次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
基本計画	「藤井寺市次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
実施計画	「藤井寺市次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「第3期藤井寺市いきいき長寿プラン」（2006年3月）
基本計画	「第3期藤井寺市いきいき長寿プラン」（2006年3月）
実施計画	「第3期藤井寺市いきいき長寿プラン」（2006年3月）
推進体制	なし

なお、(2)、(3)は市の総合計画（第4次）の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「藤井寺市人権行政推進プラン」（2005年3月）
基本計画	「藤井寺市人権教育・啓発のための推進プログラム」（2005年10月）
実施計画	なし
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	市民生活部地域振興課人権政策室
------	-----------------

障害者	健康福祉部福祉課
男女共同参画	市民生活部地域振興課人権政策室
外国人	市民生活部地域振興課人権政策室
子ども	健康福祉部子育て支援課
高齢者	健康福祉部高齢介護課
その他人権施策	特になし

(6) 職員の人権研修について

全職員を対象に、年1回5コマに分けて実施され、いずれか1回を受講することになっている。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「藤井寺市人権行政推進本部」（2003年）

市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長、本部員を各部部長、課長及び庶務主管を幹事として構成される。必要に応じて庁議の後に開催され、各部局の意思確認の場となっている。緊急の場合には臨時に開催される。

- ・庁議（毎月1回開催）
- ・市民からの相談事項が複数部署にまたがる場合にはケース会議を行う。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について

（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

- ①「藤井寺市人権のまちづくり協会」（2005年設立）

- ・「人権啓発推進協議会」、「企業人権協」、「平和展を開催する会」を統合し設立。市補助金等などにより、人権啓発に関する研修・講座の開催、リーフレットの作成等の啓発活動、人権相談事業等を行っている。
- ・構成団体は婦人会、PTA、民生委員、老人クラブ、女性問題研究グループ、被爆者の会、身体障害者福祉協議会、遺族会、青少年指導委員会など。
- ・事務局は地域振興課人権政策室が担当している。
- ・内部に「啓発委員会」、「事業所啓発委員会（地域の企業連絡会）」などを置いて活動している。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載

- ・その他人権施策について

条例	藤井寺市人権を守るまちづくり条例（2001年4月）
宣言	藤井寺市人権を守る都市宣言（1997年12月）

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

- ・同和問題について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」（2007年1月）
職員	なし

- ・障害者について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」（2007年1月）
職員	なし

- ・男女共同参画について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」（2007年1月）
職員	なし

- ・外国人について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」（2007年1月）
職員	なし

- ・子どもについて

市民	「人権問題に関する市民意識調査」 （2007年1月）
職員	なし

・高齢者について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」 （2007年1月）
職員	なし

・その他人権施策について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」 （2007年1月）
職員	なし

3. 藤井寺市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・男女共同参画の研究グループ「みらい」の結成、活動。
市のリーダー養成講座（2001 年から市の啓発事業として数年にわたって実施。現在は実施されていない）の卒業生が独自にグループを結成（メンバーは約 15 名）。現在、啓発活動の協力も行っている。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・人権啓発活動や人権施策に対する市民の認知度の向上方法の検討。
- ・各啓発行事への市民参加の工夫。参加した市民の反応は良いが、参加しない人のニーズの把握が課題。また、土日開催をしてみるも、目立った効果はなかった。

以上

泉南市

1. 泉南市の概況

人口：66,092人（2007年12月1日現在）

世帯数：24,657世帯（2007年12月1日現在）

職員数：616人（2006年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

人権推進部 同和政策課
人権ふれあいセンター
人権推進課 男女共同参画も担当

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	現在作成中
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「泉南市人権政策推進本部」

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

基本方針	「泉南市同和行政基本方針」（1998年7月）
基本計画	「泉南市同和行政推進プラン」（2001年3月）
実施計画	なし
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「泉南市地域福祉計画」（2007年3月）「泉南市障害者福祉計画」（2006年） 「第2次泉南市障害者計画」（2004年3月）
基本計画	「泉南市障害者福祉計画」（2006年）「第2次泉南市障害者計画」（2004年3月）
実施計画	「泉南市障害者福祉計画」（2006年）「第2次泉南市障害者計画」（2004年3月）
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	「せんなん男女平等参画プラン」（2002年3月策定、2008年3月改訂）
基本計画	「せんなん男女平等参画プラン」（2002年3月策定、2008年3月改訂）
実施計画	「せんなん男女平等参画プラン」（2002年3月策定、2008年3月改訂）
推進体制	「泉南市男女共同参画施策推進本部」

・子どもについて

基本方針	「泉南市地域福祉計画」（2007年3月） 「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画 泉南っ子・わくわく・夢プラン」（2005年3月）
基本計画	「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画 泉南っ子・わくわく・夢プラン」（2005年3月）
実施計画	「泉南市次世代育成支援対策地域行動計画 泉南っ子・わくわく・夢プラン」（2005年3月）
推進体制	「次世代育成支援対策地域協議会」

・高齢者について

基本方針	「泉南市地域福祉計画」（2007年3月）「泉南市第3期高齢者保健福祉計画」（2006年3月）
基本計画	「泉南市第3期高齢者保健福祉計画」（2006年3月）
実施計画	「泉南市第3期高齢者保健福祉計画」（2006年3月）
推進体制	「泉南市高齢者保健福祉計画推進委員会」

なお、(2)、(3)は市の総合計画（第4次）の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「泉南市人権教育基本方針」（2007年3月）「泉南市人権保育基本方針」（2006年12月）
基本計画	「人権教育のための国連10年 泉南市行動計画」（2000年3月）
実施計画	「泉南市人権教育推進プラン」（2008年3月）「泉南市人権保育推進プラン」（2008年3月）
推進体制	「泉南市人権施策推進本部」「施設連絡会」

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	人権推進部人権推進課
障害者	健康福祉部高齢障害介護課
男女共同参画	人権推進部人権推進課
外国人	総務部政策推進課
子ども	健康福祉部子育て支援課、教育委員会
高齢者	健康福祉部高齢障害介護課
その他人権施策	市民生活環境部商工労働課（労働者について）

(6) 職員の人権研修について

- ・特定職員を対象とした人権研修と、人権推進課および生涯学習課が担当している市民向け講座を人権研修と位置づけて、職員も参加できるようにし、そのいずれかを受講することにより、ほとんどの職員が1年に1回は人権研修を受講するようにしている。
- ・新入職員の採用時には人権大学を受講した職員を講師として新採研修を実施。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「泉南市人権政策推進本部」
市長を本部長、副市長・教育長を副本部長、各部長を本部員、課長クラスを部会メンバーとして構成されている。必要に応じて開催され、人権に関する方針・計画策定時の諮問、差別事象発生時の庁内の対策の協議などを行う。担当課の職員が集まり「推進本部」の中の「職員研修部会」で会議を開いて、年度の人権研修を決める（研修の実施は人事課）

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について

（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

- ①「泉南市人権啓発推進協議会」
 - ・個人会員により構成され、人権推進課が事務局を担当し、イベント、研修、講習会などを行っている。
 - ・「協議会」内部に「運営委員会」と「校区協議会」が設置されており、校区内で総会、「区民のつどい」、フィールドワークなどを行っている。
- ②「地域人権協会」
 - ・相談事業及び「人権週間市民の集い」、「人権フォーラム」、国際交流事業などのイベントを共催している。事務局は同和政策課。
- ③「泉南市事業所人権推進連絡会」
 - 研修会、啓発行事等を行っている。市の商工労働課が事務局を担当している。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載

- ・同和問題について

条例	「泉南市部落差別などあらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」（1995年3月）
宣言	なし

- ・その他人権施策について

条例	なし
宣言	「非核平和都市宣言」(1984 年 12 月)

**(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について**

・同和問題について

市民	「泉南市民人権意識調査」(2006 年 11 月)
職員	なし

・障害者について

市民	「泉南市民人権意識調査」(2006 年 11 月)
職員	なし

・男女共同参画について

市民	「男女共同参画に関する市民意識調査」(2000 年度)
職員	「男女共同参画に関する職員の意識調査」(2007 年 2 月)

・外国人について

市民	「泉南市民人権意識調査」(2006 年 11 月)
職員	なし

・子どもについて

市民	「泉南市民人権意識調査」(2006 年 11 月)
職員	なし

・高齢者について

市民	「泉南市民人権意識調査」(2006 年 11 月)
職員	なし

・その他人権施策について

市民	「泉南市民人権意識調査」(2006 年 11 月)
職員	なし

3. 泉南市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・連続講座である「ヒューマンライツセミナー」開催時に、そのセミナーに関連する活動を行っている市内のグループを紹介し、活動を広げていこうとしている。
- ・「人権」というと壁が高くとらえられがちなので、一見すると人権と関係ないようなものでも実は関係があるという、参加しやすい形をとるように心がけている（ゴスペル・かんから三線など）。
- ・市の「ふれあいセンター」でも人権文化講座、歴史講座、フォーラム等の啓発事業を実施している。男女共同参画の 1 グループが企画に協力し、またそのグループをきっかけに、他の人権行事にも参加するようになっている。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・差別落書き事象が 2 回起きていること、校区再編の問題をみると、部落差別が残っている現状をどのように啓発していくか。
- ・市民が主体的に人権のまちづくりに参加してもらえるようになるための取り組み手法の検討、実施。
- ・どのようにして分かりやすく啓発していくか。

以上

高石市

1. 高石市の概況

人口：60,678人（2007年12月1日現在）

世帯数：24,124世帯（2007年12月1日現在）

職員数：485人（2007年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

総務部人権推進課

なお、同じ場所では人権協会の人権相談員1名が週3日勤務している。

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「高石市人権啓発基本方針」（1993年）「高石市同和行政推進大綱」（1999年7月） 「高石市人権教育基本方針」（2002年4月）
基本計画	「高石市人権行政推進プラン」（2001年3月）
実施計画	なし
推進体制	なし

※平成20年度に新たに「人権行政基本方針」を策定予定。

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「高石市人権啓発基本方針」（1993年）「高石市人権教育基本方針」（2002年4月）
基本計画	「高石市人権行政推進プラン」（2001年3月）
実施計画	なし
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「高石市人権啓発基本方針」（1993年）「高石市障害福祉計画」（2007年3月） 「高石市障害者計画」（2000年）「第2次高石市地域福祉計画」（2000年） 「高石市人権教育基本方針」（2002年4月）
基本計画	「高石市人権行政推進プラン」（2001年3月）「高石市障害福祉計画」（2007年3月） 「高石市障害者計画」（2000年）「第2次高石市地域福祉計画」（2000年）
実施計画	「高石市障害福祉計画」（2007年3月）「高石市障害者計画」（2000年） 「高石市地域福祉活動計画」（2006年3月）
推進体制	「高石市障害者施策推進協議会」「高石市保健医療福祉審議会」 「高石市地域福祉活動計画推進委員会」

・男女共同参画について

基本方針	「高石市人権啓発基本方針」（1993年）「高石市男女共同参画計画」（2007年3月） 「高石市人権教育基本方針」（2002年4月）
基本計画	「高石市男女共同参画計画」（2007年3月）
実施計画	「高石市男女共同参画計画」（2007年3月）
推進体制	「男女共同参画推進本部」「高石市男女共同参画懇話会」

・外国人について

基本方針	「高石市人権啓発基本方針」（1993年）「高石市人権教育基本方針」（2002年4月）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「高石市人権啓発基本方針」（2002年4月）
------	------------------------

	「高石市次世代育成支援行動計画」(2005年3月) 「高石市人権教育基本方針」(2002年4月)「第2次高石市地域福祉計画」(2000年)
基本計画	「高石市人権行政推進プラン」(2001年3月) 「高石市次世代育成支援行動計画」(2005年3月) 「第2次高石市地域福祉計画」(2000年)
実施計画	「高石市次世代育成支援行動計画」(2005年3月)
推進体制	「高石市次世代育成支援対策地域協議会」「高石市子育て支援検討委員会」

・高齢者について

基本方針	「高石市人権啓発基本方針」(1993年) 「高石市保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」(2006年3月) 「高石市人権教育基本方針」(2002年4月)「第2次高石市地域福祉計画」(2000年)
基本計画	「高石市人権行政推進プラン」(2001年3月) 「高石市保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」(2006年3月) 「第2次高石市地域福祉計画」(2000年)
実施計画	「高石市人権教育基本方針」(2002年4月) 「高石市保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」(2006年3月) 「高石市地域福祉活動計画」(2006年3月)
推進体制	「高石市保健医療福祉審議会」「高石市地域福祉活動計画推進委員会」

・その他人権施策について

基本方針	「高石市人権擁護に関する条例」(1998年8月)
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「高石市人権擁護審議会」

なお、(2)、(3)についてはそれぞれ策定時の総合計画の主意を反映させている。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「高石市人権啓発基本方針」「高石市同和行政推進大綱」「高石市人権啓発基本方針」
基本計画	「高石市人権行政推進プラン」
実施計画	なし
推進体制	「高石市人権擁護審議会」

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

人権啓発施策は人権推進課が担当し、行政啓発施策としては以下の課が担当

同和問題	総務部人権推進課
障害者	保健福祉部高齢・障害福祉課、保健福祉部介護保険課、保健福祉部社会福祉課
男女共同参画	総務部人権推進課
外国人	総務部人権推進課（多文化共生施策として）他に市民課、社会福祉課等が関係。
子ども	保健福祉部子育て支援課、 教育委員会（教育指導課人権教育推進室、教育センター等）
高齢者	保健福祉部高齢・障害福祉課、保健福祉部介護保険課、 保健福祉部社会福祉課（社会福祉協議会）
その他人権施策	総務部人権推進課

なお、市内居住外国人への識字教室は人権推進課と生涯学習課が協力して実施している。

(6) 職員の人権研修について

- ・年1回（8月）に全職員対象の研修を実施。
- ・新規職員採用時には、新採研修の際に1コマ（60分）の人権教育を実施している。
- ・研修のテーマ設定は人事課と人権推進課と協議して決定している。講師については職員で対応する場合と外部講師を依頼する場合とがあるが、いずれにせよ人権推進課が調整したあとに人事課に引き継ぐ。
- ・毎年、市職員1名が「解法大学」を受講している。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「庁議」
- ・「同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求高石市推進本部会議」
年に1回（2月ごろ）協議を行う。市長をトップとし、部長級を本部員として構成される。
- ・「高石市戸籍謄本等不正入手・身元調査事件対策本部会議」
- ・「男女共同参画推進本部会議」
- ・「人権行政基本方針」策定時（平成20年度予定）には「人権行政推進本部」を設立したいとの意向がある。

**(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について
（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）**

①「高石市人権協会」（2005年設立）

- ・団体会員（20団体）と個人会員で構成され、人権推進課が事務局を担当している。
- ・啓発の企画は「高石市人権協会」と「高石市事業所人権教育推進協議会」の事務局がもっぱら行い、総会などに諮り、承認を得たうえで実施している。
- ・主な事業は、各種人権啓発事業の実施、講演・講座・研修会、展示会等の開催、人権相談事業の実施。啓発事業はもっぱら「高石市人権協会」が行っている。
- ・会議は通常、総会を年1回、役員会を年2回開催している。（臨時総会、役員会を開催する場合もある）。

②「高石市事業所人権教育推進協議会」

加入事業所数は66社で、事務局は人権推進課が担当している。啓発活動、研修などへの参加要請を行っている。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載

- ・その他人権施策について

条例	「高石市人権擁護に関する条例」（1998年5月）
宣言	「福祉都市宣言」（1998年8月）

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

- ・同和問題について

市民	「高石市人権意識調査」（1989年1月）
職員	なし

- ・障害者について

市民	「高石市人権意識調査」（1989年1月）、「高石市障害者福祉に関するアンケート調査」
職員	なし

- ・男女共同参画について

市民	「高石市男女平等に関する市民意識調査」（2005年11月）
職員	なし

- ・外国人について

市民	「高石市人権意識調査」（1989年1月）
職員	なし

- ・子どもについて

市民	「高石市人権意識調査」（1989年1月） 「高石市次世代育成支援に関するニーズ調査」（2004年1月）
職員	なし

- ・高齢者について

市民	「高石市人権意識調査」(1989年1月) 「高石市高齢者保健福祉計画及び第3期介護保険事業計画に関するニーズ調査」(2004年1月) 「高石市地域福祉活動計画アンケート調査」(2005年7月)
職員	なし

・その他人権施策について

市民	「高石市人権(市民)意識調査」(1989年) 「大阪人権行政推進協議会」が2005年に実施した意識調査を集約・分析している。
職員	なし

3. 高石市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・市人権協会と連携し、(財)大阪府人権協会の「地域啓発交流支援事業」助成金を活用し、人権啓発臨地研修会、各種人権啓発講演会・講座等を実施している。
- ・毎年、人権週間中に「人権啓発標語・ポスター展」を、また8月には「非核平和展」を開催している。
- ・法務局の地域啓発ネットワーク協議会からの再委託を受けて、3年連続、全7小学校で「人権の花運動」を実施している(再委託事業は、2007年度から)。
- ・泉北三市一町連絡会(高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町)の協力体制。昨年度は在日コリアンの実態調査を実施し、在日コリアンの介護説明会につなげていった。実態把握から啓発にうまく結びつけることができた。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・近年、実施していない、「人権市民意識調査」を実施すること。
- ・現在、策定していない「人権行政基本方針」及び「推進計画」を、2005年の府調査を踏まえて策定に向けて早期に取り組むこと。
- ・人権啓発行事の中では、女性政策は人が集まるが、人権政策は動員をかけざるをえない
- ・人権を入りやすいようなものにしたい。ワークショップもそうであるが、臨地研修は外に出て実態を見たり、当事者の話を聞けたりするので、行った人の反応も良い。話を聞くよりも体験・実感すること啓発活動に効果があると考えるので、どんどん導入していきたい

以上

大阪狭山市

1. 市の概況

人口：58,575人（2007年12月1日現在）

世帯数：22,495世帯（2007年12月1日現在）

市職員数436人（2007年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

総務部人権広報グループ

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「大阪狭山市人権行政基本方針」（2005年5月）
基本計画	2008年度中に「大阪狭山市人権行政推進計画」を策定予定
実施計画	なし
推進体制	「大阪狭山市人権施策推進本部」を設置（2003年）

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「大阪狭山市人権行政基本方針」（2005年5月）
基本計画	「大阪狭山市人権行政基本方針」（2005年5月）
実施計画	なし
推進体制	「大阪狭山市人権施策推進本部」

・障害者について

基本方針	「大阪狭山市人権行政基本方針」（2005年5月）「大阪狭山市地域福祉計画」（2005年3月）
基本計画	「大阪狭山市人権行政基本方針」（2005年5月）「大阪狭山市地域福祉計画」（2005年3月）
実施計画	「大阪狭山市地域福祉計画実施計画」（2006年2月）
推進体制	「大阪狭山市人権施策推進本部」「大阪狭山市地域福祉計画運営協議会」

・男女共同参画について

基本方針	「大阪狭山市人権行政基本方針」（2005年5月） 「大阪狭山市男女共同参画推進プラン」（2005年3月）
基本計画	「大阪狭山市人権行政基本方針」（2005年5月） 「大阪狭山市男女共同参画推進プラン」（2005年3月）
実施計画	「大阪狭山市男女共同参画推進プラン」（2005年3月）
推進体制	「大阪狭山市人権施策推進本部」「大阪狭山市男女共同参画推進本部」

・外国人について

基本方針	「大阪狭山市人権行政基本方針」（2005年5月）
基本計画	「大阪狭山市人権行政基本方針」（2005年5月）
実施計画	なし
推進体制	「大阪狭山市人権施策推進本部」

・子どもについて

基本方針	「大阪狭山市人権行政基本方針」（2005年5月）「大阪狭山市地域福祉計画」（2005年3月） 「大阪狭山市次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
基本計画	「大阪狭山市人権行政基本方針」（2005年5月） 「大阪狭山市次世代育成支援行動計画」（2005年3月） 「大阪狭山市地域福祉計画」（2005年3月）
実施計画	「大阪狭山市次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
推進体制	「大阪狭山市人権施策推進本部」「大阪狭山市地域福祉計画運営協議会」

・高齢者について

基本方針	「大阪狭山市人権行政基本方針」（2005年5月）
------	--------------------------

	「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(2006年3月) 「大阪狭山市地域福祉計画」(2005年3月)
基本計画	「大阪狭山市人権行政基本方針」(2005年5月) 「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(2006年3月) 「大阪狭山市地域福祉計画」(2005年3月)
実施計画	「大阪狭山市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(2006年3月)
推進体制	「大阪狭山市人権施策推進本部」「大阪狭山市地域福祉計画運営協議会」

・その他人権施策について

基本方針	「大阪狭山市人権行政基本方針」(2005年5月)
基本計画	「大阪狭山市人権行政基本方針」(2005年5月)
実施計画	なし
推進体制	「大阪狭山市人権施策推進本部」

なお、(2)、(3) に関しては、市の総合計画(第3次)の主意を反映させている。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「大阪狭山市人権行政基本方針」(2005年5月)
基本計画	現在作成中の「大阪狭山市人権行政推進計画」に含めている。
実施計画	なし
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	総務部人権広報グループ
障害者	総務部人権広報グループ
男女共同参画	総務部人権広報グループ
外国人	総務部人権広報グループ
子ども	総務部人権広報グループ
高齢者	総務部人権広報グループ
その他人権施策	総務部人権広報グループ

なお、学校教育と社会教育での啓発については教育委員会とも連携している。

(6) 職員の人権研修について

- ・人事グループと人権広報グループが連携して行う。全体研修として年度内に3、4回講座を設け、全職員が最低年1回はいずれかの講座を必ず受講するようになっている。
- ・新入職員採用時の新採研修・階層別研修内でも人権研修を実施している。
- ・なお、図書館、公民館などの指定管理者に対する研修も協定書の中で要件となっているので、人権広報グループへ依頼のうえ、研修を実施している。「大阪狭山市企業人権協議会」に加入している指定管理者については、市の「大阪狭山市人権協会」および「大阪狭山市企業人権協議会」などの研修にも参加することを勧めている。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織(機構)の有無および内容について

- ・「大阪狭山市人権施策推進本部」

市長を本部長、総務担当副市長を副本部長、部長級で構成され、2007年度は2回協議を開催。事務局は人権広報グループが担当している。推進本部の下に所掌事務を円滑に推進するために課長級による幹事会が設置され、2007年度は4回協議を開催された。なお、戸籍不正入手事件があった際には、別に本部会議を作った。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について

（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

① 大阪狭山市人権協会」（2005 年設立）

- ・団体会員（35 団体）と個人会員（人権擁護委員）で構成され、人権広報グループが事務局を担当している。
- ・「大阪狭山市人権協会 5 ヶ年計画（ジャンププラン）」を策定し、専属の事務局員の配置、組織運営の強化、広報活動の強化などに取り組んでいく方針を立て、今後「大阪狭山市人権協会」が市における人権に関する総合調整機能の中心的役割を担うことと定めている。

② 「大阪狭山市企業人権協議会」

- ・33 事業所が加盟。事務局は人権広報グループが担当している。啓発事業、指導者養成事業、事業所内の研修の実施などを行っている。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

・同和問題について

条例	「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」（2001 年 6 月）
宣言	なし

・障害者について

条例	「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」（2001 年 6 月）
宣言	なし

・男女共同参画について

条例	「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」（2001 年 6 月） 「大阪狭山市男女共同参画推進条例」（2006 年）
宣言	なし

・外国人について

条例	「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」（2001 年 6 月）
宣言	なし

・子どもについて

条例	「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」（2001 年 6 月）
宣言	なし

・高齢者について

条例	「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」（2001 年 6 月）
宣言	なし

・その他人権施策について

条例	「大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり条例」（2001 年 6 月）
宣言	「核兵器廃絶・平和都市宣言」（1985 年） 『人権擁護都市宣言』に関する決議」（1993 年）

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

・同和問題について

市民	「人権に関する市民意識調査」（2007 年 5 月）
職員	なし

・障害者について

市民	「人権に関する市民意識調査」（2007 年 5 月） 「大阪狭山市障害者計画・大阪狭山市障害者福祉計画策定に向けたアンケート」（2006 年 7 月）
職員	なし

・男女共同参画について

市民	「人権に関する市民意識調査」（2007 年 5 月） 「大阪狭山市男女共同参画に関する市民の意識実態調査」（2004 年 1 月）
職員	「大阪狭山市男女共同参画に関する市職員の意識実態調査」（2003 年 11 月）

・外国人について

市民	「人権に関する市民意識調査」(2007年5月)
職員	なし

・子どもについて

市民	「人権に関する市民意識調査」(2007年5月) 「大阪狭山市次世代育成支援に関するアンケート」(2003年12月)
職員	なし

・高齢者について

市民	「人権に関する市民意識調査」(2007年5月) 「高齢者保健福祉に関する調査」(2002年2月)
職員	なし

・その他人権施策について

市民	「人権に関する市民意識調査」(2007年5月)
職員	なし

3. 大阪狭山市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

人権週間企画の「人権を考える市民の集い」において、子どもが描いた絵を展示し、その保護者に見に来てもらうことで、参加者を増加させた。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・人権に関する市民意識調査の結果からも、市が今日まで取り組んできた人権教育、人権啓発に効果が十分であったとは見られない部分もあり、一過的な教育、啓発に止まっていた可能性がうかがわれる。家庭や学校、地域社会など、様々な場、機会における人権啓発の方法に今一層の改善や工夫の必要がある。
- ・職員の意識が変わらないと市民の意識も変わらないので、職員研修を充実させていきたい。単純に研修の質や量でその効果を測定することは難しいので、地道にコツコツと行っていくしかない。
- ・「大阪狭山市人権協会」をどのようにして独り立ちさせていくか。

以上

四条畷市

1. 四条畷市の概況

人口：57,222人（2007年12月1日現在）

世帯数：21,844世帯（2007年12月1日現在）

職員数：480人（2006年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

総務部人権政策推進課

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「四条畷市人権行政基本方針」（2007年4月）
基本計画	現在作成中(2008年度完成予定)
実施計画	なし
推進体制	なし

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

基本方針	「四条畷市同和行政基本方針」
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「なわてみんなの福祉プラン 第1期四条畷市地域福祉計画」（2004年3月） 「なわて障害者プラン」（2004年3月）
基本計画	「なわて障害者プラン」（2004年3月）
実施計画	「なわて障害者プラン」（2004年3月）
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	なし
基本計画	2008年度策定予定
実施計画	なし
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「なわてみんなの福祉プラン 第1期四条畷市地域福祉計画」（2004年3月） 「なわて子どもプラン」（2004年3月）
基本計画	「なわて子どもプラン」（2004年3月）
実施計画	「なわて子どもプラン」（2004年3月）
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「なわてみんなの福祉プラン 第1期四条畷市地域福祉計画」（2004年3月） 「なわて高齢者プラン」（2003年3月）
基本計画	「なわて高齢者プラン」（2003年3月）
実施計画	「なわて高齢者プラン」（2003年3月）
推進体制	なし

なお、(2)、(3)については策定時の総合計画の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「四条畷市人権行政基本方針」 （2007年4月）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	「四条畷市人権施策推進本部」

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	総務部人権政策推進課
障害者	健康福祉部障がい福祉課
男女共同参画	総務部人権政策推進課
外国人	総務部人権政策推進課
子ども	健康福祉部子ども福祉課
高齢者	健康福祉部高齢福祉課
その他人権施策	総務部人権政策推進課

(6) 職員の人権研修について

- ・人事課が担当しているが、内容は人権政策推進課で企画している。
- ・全職員を対象にした研修を5ステージくらいに分けて実施し、年1回は受講するようになっている。
- ・上記のほかに新採研修、職階別研修（必要時）を実施。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「四条畷市人権施策推進本部」
市長を本部長、部長を本部員として構成され、庁内の報告組織となっている。課長、課長代理、係長級で構成される実務レベルの協議を行う「企画調整委員会」を持つ。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

- ①「四条畷市人権協会」
 - ・団体会員と個人会員で構成され、事務局は人権政策推進課が担当し、企画運営を行う。
 - ・啓発行事が有料の場合には「人権協会」主催とし、無料の場合には「人権政策推進課」主催としている。
 - ・平成19年度からバスツアーの参加負担金を取り始めるが、参加者の減少にはつながっていない。
- ②「四条畷市事業所人権連絡会」
 - 40の事業所が加盟し、人権政策推進課が事務局を担当している。講演会・研修・就職差別撤廃月間の街頭啓発、・新規学卒求人説明会などを実施している。
- ③「北河内人権啓発推進協議会」
 - ・守口市・門真市・寝屋川市・大東市・枚方市・四条畷市・交野市の合同啓発団体。市長・議長 に対するトップ研修会を実施している。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載

- ・男女共同参画について

条例	「四条畷市男女共同参画推進条例」 （2006年6月）
宣言	なし

- ・其他人権施策について

条例	「四条畷市人権文化をはぐくむまちづくり条例」 （2003年12月）
宣言	なし

**(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について**

実施されたものについてのみ、以下に記載

- ・同和問題について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」（2006 年 2 月）
職員	なし

3. 四条畷市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・「人権ハイキング」

一見すると人権に関係ないような研修ツアーの要所に、人権に関する要素を混ぜ入れ、「気づき」の積み重ねを実践する。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・市内の人権担当者の教育をしていくこと。
- ・「社会教育」行事だと人は集まるが、「人権」行事だと人は集まらないことから「人権」に対する忌避意識があることがわかる。この壁をいかにして越えるか。
- ・蓄積ができる前に担当者が異動することがよくあるので、ある程度年限を設けていく必要があるのではないか。また、人権協会でプロパー職員を養成し、中心として啓発活動を行うことが必要なのではないか。
- ・時代の流れに合わせた啓発活動を実施していくことが必要。

以上

阪南市

1. 阪南市の概況

人口：56,851人（2007年12月1日現在）

世帯数：20,174世帯（2007年12月1日現在）

職員数：449人（2006年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

総務部人権推進課

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「阪南市人権施策推進基本方針」（1998年2月策定、2005年4月改定）
基本計画	「阪南市人権施策推進基本方針」（1998年2月策定、2005年4月改定）
実施計画	なし
推進体制	「阪南市人権行政推進本部」

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「阪南市同和行政基本方針」（1998年7月）
基本計画	「阪南市同和行政推進プラン」（2000年3月）
実施計画	「阪南市同和行政推進プラン」（2000年3月）
推進体制	「阪南市人権行政推進本部」

・障害者について

基本方針	「阪南市障害者基本計画」（1999年策定、2005年改訂） 「阪南市障害福祉計画」（2007年） 「阪南市地域福祉推進計画」（2000年策定、2007年見直し）
基本計画	「阪南市障害者基本計画」（1999年策定、2005年改訂） 「阪南市障害福祉計画」（2007年）
実施計画	「阪南市障害者基本計画」（1999年策定、2005年改訂） 「阪南市障害福祉計画」（2007年）
推進体制	「地域自立支援協議会」の設置準備を行っている。 「地域福祉推進連絡協議会」

・男女共同参画について

基本方針	「阪南市男女共同参画プラン」（2007年3月）
基本計画	「阪南市男女共同参画プラン」（2007年3月）
実施計画	「阪南市男女共同参画プラン」（2007年3月）
推進体制	「阪南市男女共同参画推進本部」

・外国人について

基本方針	「阪南市人権施策推進基本方針」（1998年2月策定、2005年4月改定）
基本計画	「阪南市人権施策推進基本方針」（1998年2月策定、2005年4月改定）
実施計画	なし
推進体制	「阪南市人権行政推進本部」

・子どもについて

基本方針	「次世代育成支援対策地域行動計画」（2005年3月） 「阪南市地域福祉推進計画」（2000年策定、2007年見直し）
基本計画	「次世代育成支援対策地域行動計画」（2005年3月）
実施計画	「次世代育成支援対策地域行動計画」（2005年3月）
推進体制	「次世代育成支援対策地域行動計画作業委員会」「地域福祉推進連絡協議会」

・高齢者について

基本方針	「阪南市地域福祉推進計画」（2000年策定、2007年見直し） 「第三期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（2006年3月）
基本計画	「第三期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（2006年3月）
実施計画	「第三期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（2006年3月）
推進体制	「介護保険運営協議会」「地域福祉推進連絡協議会」

・その他人権施策について

基本方針	「阪南市人権施策推進基本方針」
基本計画	「阪南市人権施策推進基本方針」
実施計画	なし
推進体制	「阪南市人権行政推進本部」

なお、(2)、(3)は市の総合計画の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「阪南市人権施策推進基本方針」
基本計画	「阪南市人権施策推進基本方針」
実施計画	なし
推進体制	「阪南市人権行政推進本部」

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	総務部人権推進課
障害者	総務部人権推進課、保健福祉部市民福祉課
男女共同参画	総合政策企画部企画課、総務部人権推進課
外国人	総務部人権推進課
子ども	総務部人権推進課、保健福祉部こども家庭課
高齢者	総務部人権推進課、保健福祉部介護保険課
その他人権施策	総務部人権推進課、保健福祉部市民福祉課

(6) 職員の人権研修について

- ・臨時職員も含めて年1回以上、全職員を対象に実施。
- ・市及び阪南市人権協会共催の「ヒューマンライツセミナー」（全6回）を職員研修と位置付けて、職員を各自1回以上参加させている。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「阪南市人権行政推進本部」
市長を本部長、副市長および教育長を副本部長、部長級を本部員として推進本部を、各部の庶務担当課長により常任委員会をそれぞれ構成している。人権行政推進のための企画、連絡、調整などを行う。
- ・「人権行政推進委員会」
「阪南市人権行政推進本部」の所掌事務を推進するための機関。市長が委嘱する者が委員となる。毎年、研修会を含めた会議を数回開催している。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について （例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

- ①「阪南市人権協会」
・団体会員と個人会員で構成され、事務局は市の人権推進課と生涯学習推進課が担当している。各人権啓発事業を市と共催。また、市から人権相談業務を受託している。
- ②「阪南市事業所人権問題連絡会」
・大阪企業人権協議会の地域連絡会として市内25会員事業所で構成され、事務局は人権推進課が担当している。公正採用選考を中心とした企業における人権啓発活動、人権問題に関する情報提供等を行う。

**(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関する条例・宣言の有無について**

・同和問題について

条例	「阪南市人権擁護に関する条例」（1994 年 4 月）
宣言	「人権擁護都市宣言」

・障害者について

条例	「阪南市人権擁護に関する条例」（1994 年 4 月）
宣言	「人権擁護都市宣言」

・男女共同参画について

条例	「阪南市人権擁護に関する条例」（1994年4月）
宣言	「人権擁護都市宣言」

・外国人について

条例	「阪南市人権擁護に関する条例」（1994年4月）
宣言	「人権擁護都市宣言」

・子どもについて

条例	「阪南市人権擁護に関する条例」（1994年4月）
宣言	「人権擁護都市宣言」

・高齢者について

条例	「阪南市人権擁護に関する条例」（1994年4月）
宣言	「人権擁護都市宣言」

・その他人権施策について

条例	「阪南市人権擁護に関する条例」（1994年4月）
宣言	「人権擁護都市宣言」

**(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について**

・同和問題について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」（1997 年）
職員	なし

・障害者について

市民	「阪南市障害者等実態調査」（2004 年）
職員	なし

・男女共同参画について

市民	「男女共同参画に関する市民意識調査」（2005 年 8 月）
職員	なし

・外国人について

市民	「人権問題に関する市民意識調査」（1997年）
職員	なし

・子どもについて

市民	「阪南市次世代育成支援地域行動計画策定調査」（2004 年）
職員	なし

・高齢者について

市民	「高齢者アンケート調査」（2005 年）
職員	なし

・その他人権施策について

市民	「団塊の世代意識調査」（2007 年） 地域福祉を進めて行く上で地域の核となりうる団塊の世代の意識調査。
職員	なし

3. 阪南市における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・市及び人権協会が共催で行っている「ヒューマンライツセミナー」は 10 年以上続いており、また、人権

協会会員団体が主体的に企画・運営を行っている「ヒューマンライツセミナー出張講座」は各団体の活性化にもなっている。人権協会は予算の拠出、周知等のバックアップを行なっている。

- ・「阪南市人権協会」の総会時には出張講座をアピールするようにしている。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・人権啓発セミナー・イベント等への参加者が固定化する傾向にあり、より幅広く一般市民への啓発が行えるような、効果的な啓発が求められていると考える（地域性や就業実態の差異等を考慮した啓発機会の均等化、多様化するニーズに応える啓発方法など）。

以上

熊取町

1. 熊取町の概況（2007 年 11 月末現在）

人口：44,610 人

世帯数：16,209 世帯

職員数：402 人

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

政策推進部人権推進課

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「熊取町人権行政推進大綱」（1998 年 12 月策定、2003 年 3 月改訂）
基本計画	「熊取町人権行政推進プラン」（2001 年 2 月策定、2003 年 3 月改訂）
実施計画	なし
推進体制	「熊取町人権擁護審議会」（1996 年 3 月制定）

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「熊取町人権行政推進大綱」（2001 年 2 月策定、2003 年 3 月改訂）
基本計画	「熊取町人権行政推進プラン」（2001 年 2 月策定、2003 年 3 月改訂）
実施計画	なし
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「熊取町人権行政推進プラン」（2001 年 2 月策定、2003 年 3 月改訂） 「熊取町第 2 次障害者計画」（2007 年 3 月）「熊取町第 1 期障害福祉計画」（2007 年 3 月）
基本計画	「熊取町人権行政推進プラン」（2001 年 2 月策定、2003 年 3 月改訂） 「熊取町第 2 次障害者計画」（2007 年 3 月）「熊取町第 1 期障害福祉計画」（2007 年 3 月）
実施計画	「熊取町第 2 次障害者計画」（2007 年 3 月）「熊取町第 1 期障害福祉計画」（2007 年 3 月）
推進体制	「熊取町障害者施策推進委員会」

・男女共同参画について

基本方針	「熊取町人権行政推進プラン」（2001 年 2 月策定、2003 年 3 月改訂） 「熊取町男女共同参画プラン」（2003 年 3 月）
基本計画	「熊取町人権行政推進プラン」（2001 年 2 月策定、2003 年 3 月改訂） 「熊取町男女共同参画プラン」（2003 年 3 月）
実施計画	「熊取町男女共同参画プラン」（2003 年 3 月）
推進体制	なし

・外国人について

基本方針	「熊取町人権行政推進プラン」（2001 年 2 月策定、2003 年 3 月改訂）
基本計画	「熊取町人権行政推進プラン」（2001 年 2 月策定、2003 年 3 月改訂）
実施計画	なし
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「熊取町人権行政推進プラン」（2001 年 2 月策定、2003 年 3 月改訂） 「熊取町次世代育成支援対策地域行動計画」（2005 年 3 月）
基本計画	「熊取町人権行政推進プラン」（2001 年 2 月策定、2003 年 3 月改訂） 「熊取町次世代育成支援対策地域行動計画」（2005 年 3 月）
実施計画	なし
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「熊取町人権行政推進プラン」（2001年2月策定、2003年3月改訂） 「熊取町第3期老人保健福祉計画・介護保険事業計画」（2006年3月）
基本計画	「熊取町人権行政推進プラン」（2001年2月策定、2003年3月改訂） 「熊取町第3期老人保健福祉計画・介護保険事業計画」（2006年3月）
実施計画	「熊取町第3期老人保健福祉計画・介護保険事業計画」（2006年3月）
推進体制	「老人保健福祉計画推進委員会」

・その他人権施策について

基本方針	「熊取町人権行政推進プラン」（2001年2月策定、2003年3月改訂）
基本計画	「熊取町人権行政推進プラン」（2001年2月策定、2003年3月改訂）
実施計画	なし
推進体制	なし
推進体制	なし

なお、(2)、(3)については町の総合計画（第2次）の主意を反映させている。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「熊取町人権行政推進大綱」（1998年12月策定、2003年3月改訂）
基本計画	「熊取町人権行政推進プラン」（2001年2月策定、2003年3月改訂）
実施計画	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	政策推進部人権推進課
障害者	健康福祉部福祉課
男女共同参画	政策推進部人権推進課
外国人	政策推進部人権推進課
子ども	健康福祉部こども家庭課
高齢者	健康福祉部福祉課
その他人権施策	政策推進部人権推進課

(6) 職員の人権研修について

- ・秘書室人事係と協力し、年1回、職員全員に研修を実施し、さらに課内毎に研修を行いスキルアップに努めている。
- ・全体研修後、管理職を対象に研修を実施し、職場研修の題材を提示する。
- ・管理職は職場研修を実施して、秘書室人事係に報告する。秘書室人事係と人権推進課はその報告をもとに、次回のテーマ設定などを行っている。
- ・来年度は人権推進課が各課を巡回するなどの方法での研修が可能であるかどうか検討したい。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・連絡会議 有。必要に応じて、ケース会議を開催している。今後は、定期的な開催を実施する予定である。
- ・人権相談を行っている中で、他部署に関わる場合は他の課にも協力してもらうこともある。
- ・生涯学習担当課で人権関連の講座を行っている。その講座には積極的に職員も参加している。

(8) 住民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

①「熊取町人権協会」（2005年に人推協から改組）

〔人員体制〕

- ・事務局3名（うち部長1名）
- ・各種団体、事業所の長並びに推進委員、学校長、個人会員など(147名)で構成される。事務局は町の人権推進課が担当している。

〔事業内容〕

- ・人権啓発地域映画会、憲法週間、人権週間に伴うポスター・パネル展及び街頭啓発、男女共同参画、人権平和、人とひと・ふれあいの集いなどの各種講演会、地域啓発交流支援事業に係る講演会、社会啓発情報誌の作成などを行っている。
- ②「泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会」
 - ・泉佐野市（約 160 事業所）、熊取町（約 20 事業所）、田尻町（約 10 事業所）で構成される。総会を始めとする各種講演会、研修会、啓発事業などを行っている。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

・同和問題について

条例	「人権擁護条例」（1995 年 3 月）
宣言	なし

・障害者について

条例	「人権擁護条例」（1995 年 3 月）
宣言	なし

・男女共同参画について

条例	「人権擁護条例」（1995年3月）
宣言	なし

・外国人について

条例	「人権擁護条例」（1995年3月）
宣言	なし

・子どもについて

条例	「人権擁護条例」（1995年3月）
宣言	なし

・高齢者について

条例	「人権擁護条例」（1995年3月）
宣言	なし

・その他人権施策について

条例	「人権擁護条例」（1995年3月）
宣言	なし

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

実施されたものについてのみ、以下に記載

・障害者について

住民	実施している。
職員	なし

・子どもについて

住民	実施している。
職員	なし

・高齢者について

住民	実施している
職員	なし

3. 熊取町における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・「熊取町人権協会」の役員に人権に関する行事の企画や計画について、企画の段階から参画してもらい、役員の考え方を取り入れることにより、住民の立場からの発想や考え方も取り入れるようにしている。
- ・啓発行事の参加者がここ 2 年増えているが、これは宣伝の効果、特に各団体（青年団、婦人会など）、各区長への協力電話での要請などこまめな働きかけによるものだと思う。

- ・映画会は平日の夜に実施しているが、参加者も増えている。しかし、さらなる参加増を考えた場合、住民の参加しやすい時間帯に上映を実施するなど、状況に応じた対応が今後の検討課題としている。
- ・人権啓発地域映画会で使用する題材の検討は、映画会社から作品を借用し、検討会で試写をしたうえで選定している。
- ・各家庭で日頃から人権について意識できるように「人権カレンダー」、「ぬりえカレンダー」を作成し、配布している。
- ・人権週間、憲法週間の横断幕をそれぞれの該当週間より早めに対応し、住民に意識されるようにしている。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・人権啓発の1つの手段となる講演会などに、住民が積極的に参加してもらう方法の検討が必要である。

以上

島本町

1. 島本町の概況

人口：28,882人（2007年12月1日現在）

世帯数：11,037世帯（2007年12月1日現在）

職員数：233人（2006年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

総合政策部人権推進課

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「島本町人権擁護に関する基本条例」（1985年3月）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

基本方針	「島本町同和行政基本方針」（1999年4月）
基本計画	「島本町同和行政推進プラン」（2001年4月） 「島本町における今後の同和行政のあり方について」（2003年3月）
実施計画	なし
推進体制	「島本町同和問題啓発推進協議会」

・障害者について

基本方針	「島本町障害者計画および障害福祉計画 ともに生きるために」（2007年3月「島本町障害者計画」から改定） 「島本町地域福祉計画」（2004年3月）
基本計画	「島本町障害者計画および障害福祉計画 ともに生きるために」（2007年3月「島本町障害者計画」から改定） 「島本町地域福祉計画」（2004年3月）
実施計画	「島本町障害者計画および障害福祉計画 ともに生きるために」（2007年3月「島本町障害者計画」から改定）
推進体制	「障害者施策推進協議会」

・男女共同参画について

基本方針	「島本町生涯学習推進基本構想・基本計画」（2004年2月） 「島本町男女共同参画社会をめざす計画」（2002年策定、2007年7月改訂）
基本計画	「島本町生涯学習推進基本構想・基本計画」（2004年2月） 「島本町男女共同参画社会をめざす計画」（2002年策定、2007年7月改訂）
実施計画	「島本町男女共同参画社会をめざす計画」（2002年策定、2007年7月改訂）
推進体制	「島本町生涯学習推進本部」

・子どもについて

基本方針	「島本町母子家庭自立促進計画」（2005年3月）「島本町地域福祉計画」（2004年3月） 「島本町子育て支援プラン」（2005年3月）
基本計画	「島本町母子家庭自立促進計画」（2005年3月） 「島本町子育て支援プラン」（2005年3月） 「島本町特定事業主行動計画」（2005年3月）「島本町地域福祉計画」（2004年3月）
実施計画	「島本町母子家庭自立促進計画」（2005年3月） 「島本町子育て支援プラン」（2005年3月）「島本町特定事業主行動計画」（2005年3月）
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「第3期島本町福祉保健計画及び介護保険事業計画」(2006年3月) 「島本町地域福祉計画」(2004年3月)
基本計画	「第3期島本町福祉保健計画及び介護保険事業計画」(2006年3月) 「島本町地域福祉計画」(2004年3月)
実施計画	「第3期島本町福祉保健計画及び介護保険事業計画」(2006年3月)
推進体制	なし

なお、(2)、(3)は町の総合計画(第3次)の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	なし
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	総合政策部人権推進課
障害者	民生部福祉保健課
男女共同参画	総合政策部人権推進課
外国人	総合政策部人権推進課
子ども	民生部子ども支援課
高齢者	民生部高齢福祉課
その他人権施策	なし

(6) 職員の人権研修について

- ・大阪府が毎年、新任職員を対象にした3～4日間の研修を実施しているので、それに参加している。
- ・人事課が開催する新任職員研修で同和問題などの人権研修を行っている。
- ・全職員を対象に同和問題研修、ハラスメント（セクハラ、パワハラ）防止研修を開催。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「島本町人権啓発推進協議会」
詳細は下記

**(8) 住民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について
（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）**

- ①「島本町人権啓発推進協議会」
・個人会員（約590名）と団体会員（約24団体）で構成される。事務局は人権推進課が担当している。個人部会、団体部会、専門委員会の3つの部会が置かれている。
- ②「島本地域人権協会」
約70名の会員で構成され、啓発事業、研修事業などを実施している。町から人権相談事業、就労支援事業などを委託されている。
- ③「島本町企業内人権啓発推進連絡会」
・約25の事業所が加盟し、町の総合政策部が事務局を担当している。研修・啓発活動を実施している。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

- 制定されたものについてのみ、以下に記載
- ・男女共同参画について

条例	「島本町男女共同参画推進条例」 (2006年2月)
宣言	なし
・ 其他人権施策について	
条例	「島本町人権啓発施策審議会条例」 (1995 年 3 月)
宣言	なし

**(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関連する町民・職員を対象とした意識調査の実施状況について**

実施されたものについてのみ、以下に記載

・ 同和問題について

住民	「同和問題の解決に向けた実態等調査」 (2000 年 5 月)
職員	なし

・ 男女共同参画について

住民	「第2期島本町障害者計画等策定に関するアンケート調査」 (2006年10月)
職員	なし

・ 子どもについて

住民	「次世代育成支援に関するニーズ調査」 (2003年)
職員	なし

※パブリックコメントの受付、審議会の公開なども行い、広く住民の意見を集めている。

3. 島本町における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について
男性保護者同士の連携を作りたいと考え、「男女共生セミナー」の際にお父さん同士でワークショップを作った。これをきっかけにして仲良くなり、その後も継続して啓発行事に参加する人もいる。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・「人権、人権」と言っているが、同和問題、部落差別抜きでは研修は進まないと思う。
- ・昭和 44 年以降取り組みをしているが、同じような啓発でマンネリ化している。どのような方法で啓発をしていったらいいのか難しい部分がある。

以上

豊能町

1. 豊能町の概況

人口：23,026人（2007年12月1日現在）

世帯数：7,935世帯（2007年12月1日現在）

職員数：289人（2003年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

総務部自治人権課

男女共同参画も担当

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「豊能町人権尊重のまちづくり条例」（1997年12月） 「豊能町人権行政基本方針」（2006年3月）
基本計画	「豊能町人権行政推進計画」（2007年12月）
実施計画	なし
推進体制	なし

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、 その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

基本方針	「豊能町同和行政基本方針」（2007年3月）
基本計画	現在作成中
実施計画	なし
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「豊能町障害者計画及び障害福祉計画」（2007年3月）「豊能町地域福祉計画」（2005年3月）
基本計画	「豊能町障害者計画及び障害福祉計画」（2007年3月） 「豊能町地域福祉計画」（2005年3月）
実施計画	「豊能町障害者計画及び障害福祉計画」（2007年3月）
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	「豊能町男女共同参画プラン」（2005年3月）
基本計画	「豊能町男女共同参画プラン」（2005年3月）
実施計画	「豊能町男女共同参画プラン」（2005年3月）
推進体制	「豊能町男女共同参画社会推進本部」（2005年1月）

・子どもについて

基本方針	「豊能町次世代育成支援行動計画」（2005年3月）「豊能町地域福祉計画」（2005年3月）
基本計画	「豊能町次世代育成支援行動計画」（2005年3月）「豊能町地域福祉計画」（2005年3月）
実施計画	「豊能町次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
推進体制	

・高齢者について

基本方針	「第3期豊能町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（2006年3月） 「豊能町地域福祉計画」（2005年3月）
基本計画	「第3期豊能町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（2006年3月） 「豊能町地域福祉計画」（2005年3月）
実施計画	「第3期豊能町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」（2006年3月）
推進体制	「介護保険運営委員会」

・その他人権施策について

基本方針	「豊能町人権教育基本方針」（2002 年）
基本計画	「豊能町人権行政推進計画」（豊能町人権教育推進計画を含む）（2007 年 12 月）
実施計画	「豊能町人権行政推進計画」（豊能町人権教育推進計画を含む）（2007 年 12 月）
推進体制	なし

なお、(2)、(3) の一部の計画について、総合計画（第 3 次）の主意を反映させている。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「豊能町人権行政基本方針」（2007年3月）
基本計画	「豊能町人権行政推進計画」（2007年12月）
実施計画	「豊能町人権行政推進計画」（2007 年 12 月）
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	総務部自治人権課
障害者	生活福祉部高齢障害福祉課
男女共同参画	総務部自治人権課
外国人	総務部自治人権課
子ども	生活福祉部子育て支援課
高齢者	生活福祉部高齢障害福祉課
その他人権施策	総務部自治人権課

なお、人権教育は教育委員会指導課が担当。

(6) 職員の人権研修について

- ・職員全体の定期的な研修はなく、単発的に実施している。研修の担当は総務課。
- ・新規採用職員には新採研修時に自治人権課の職員が研修を行っている。
- ・来年度以降に、役場内の人権リーダーを設置していく方針を立てている。
- ・ふれあい文化センターでの住民への啓発事業や啓発団体の啓発事業に職員が参加する場合もある。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・現在のところ設置していない。個別課題については各担当課で会議を持って対応する。
- ・現在策定中の「推進計画」の内容に、役場内に横断的な組織を設けることを盛り込んでいる。
- ・自治人権課から各課の担当者レベルで話をするが、部・課レベルでの協議は持っていない。

(8) 市民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

①「豊能町人権まちづくり協会」（2002 設立）

- ・町内各自治会及び各種団体から選出された推進委員と個人で構成され、事務局は自治人権課が担当している。町の人権啓発はすべて「まちづくり協会」で実施し、町は活動事業への予算補助のみを行う。
- ・啓発活動、研修会などを行っている。
- ・2006、2007 年度には「とよの人権地域協議会」と合同で研修会を実施している。

②「とよの人権地域協議会」（2005 年設立）

- ・参与等として参画し、町では協議、協力機関と位置付けている。予算面での支援は行っていない。人権相談事業の受託先となっている。
- ・「大阪府人権協会」から地域啓発交流事業活動助成金を受け、町民向けの啓発を実施（映画会、バスツアー等）
- ・町、教育委員会から後援を受けるなどの協力を受けている。

③「池田地区企業人権啓発推進員協議会」

- ・池田市（57 社）、豊能町（6 社）、能勢町（5 社）の 1 市 2 町の企業で構成され、池田市の「子育て・人権

部人権推進課」が事務局を担当している。研修、街頭啓発などを行っている。

**(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関する条例・宣言の有無について**

制定されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

条例	なし
宣言	「部落解放・人権擁護の町宣言」（1993 年）

・子どもについて

条例	なし
宣言	「青少年健全育成の町宣言」（1989 年）

・その他人権施策について

条例	「豊能町人権尊重のまちづくり条例」（1997年12月）
宣言	なし

**(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について**

実施されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

市民	「人権に関する町民意識調査」（2005 年 12 月）
職員	なし

・障害者について

市民	アンケートを実施。
職員	なし

・男女共同参画について

市民	「男女共同参画社会に関するアンケート」（2004年1月）
職員	なし

・高齢者について

市民	「介護保険高齢者一般調査」（2005年4月）
職員	なし

・その他人権施策について

市民	「人権に関する町民意識調査」（2005 年 12 月）
職員	なし

3. 豊能町における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・参加者が「聞いて良かった。」と思われる活動を心がけている。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・広い範囲での住民の意識にどこまで浸透するものとなるのか。効果測定の限界。

以上

岬町

1. 市町村の概況

人口：18,706人（2007年12月1日現在）

世帯数：7,784世帯（2007年12月1日現在）

町職員数：183人

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

企画部人権推進課、
教育部指導課

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「岬町同和行政基本方針」を活かしている
基本計画	「岬町同和行政推進プラン」を活かしている。現在、「人権行政推進プラン」を検討中
実施計画	なし。
推進体制	なし

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてののみ、以下に記載

・同和問題について

基本方針	「岬町同和行政基本方針」（1998年7月）
基本計画	「岬町同和行政推進プラン」（2001年7月）
実施計画	「岬町同和行政推進プラン」（2001年7月）
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「岬町第2次障害者基本計画・第1期障害福祉計画」（2007年3月）
基本計画	「岬町第2次障害者基本計画・第1期障害福祉計画」（2007年3月）
実施計画	「岬町第2次障害者基本計画・第1期障害福祉計画」（2007年3月）
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	「岬町男女共同参画プラン」（2003年3月） 「セクシャルハラスメント防止方針」（2001年10月）
基本計画	「岬町男女共同参画プラン」（2003年3月）
実施計画	「岬町男女共同参画プラン」（2003年3月）
推進体制	「ウィッシュプラン推進リーダー」

・外国人について

基本方針	「岬町在日外国人に対する指導の方針」（1993年11月）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「岬町次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
基本計画	「岬町次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
実施計画	「岬町次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「岬町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（2006年3月）
基本計画	「岬町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（2006年3月）

実施計画	「岬町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（2006年3月）
推進体制	なし

なお、(2)、(3)については町の総合計画（第3次）の主意を反映させている。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「岬町同和行政基本方針」に含めている。「岬町人権教育基本方針」（2001年11月）
基本計画	「岬町同和行政推進プラン」に含めている。
実施計画	「岬町同和行政推進プラン」に含めている。
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	企画部人権推進課
障害者	福祉部地域福祉課
男女共同参画	企画部人権推進課
外国人	企画部人権推進課
子ども	福祉部子育て支援課
高齢者	福祉部高齢福祉課
その他人権施策	なし

啓発活動について、それぞれ独自のものはなく、人権推進課との連携を図っている。

(6) 職員の人権研修について

年1回のペースで実施。講師による講演形式だと、研修時間および参加可能な職員に限られてしまうので、職員全員が参加できるように、今年から時間枠を細かく設けて、ビデオ研修を行っている。人権推進課で企画し、企画人事課で実施している。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「人権政策確立要求岬町実行委員会」
副町長をトップとして設置される。現在のところは特に決まった活動は行っていない。
- ・上記以外に特に決まった組織はないが、必要に応じて各課の担当者が随時集まっている。

(8) 住民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について （例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

- ①「岬町人権啓発推進協議会」
岬町内の22団体、28名の代表で構成される。人権推進課が事務局を担当し、企画と講師の案は「岬町人権啓発推進協議会」から提案してもらい、啓発行事・研修等を実施している。
- ②「地域人権協議会」
町内に2団体あり年数回の研修を実施。同和問題の啓発に関しては、「岬町人権啓発推進協議会」と協力しながら、「地域人権協議会」がメインとなって実施している。
- ③「岬町事業所人権問題連絡協議会」
現在18社加盟し、人権推進課が事務局を担当。総会と年数回の会合を行っている。
- ④「パートナースタッフ」
一般公募した7名の住民（主婦層）と人権推進課が意見交換をしながら、町内の人権推進に当たっている。
月に1回会議を開催。2002年から開始。
- ⑤「泉南郡3町（熊取・田尻・岬）教育委員会連絡協議会」
管理職の研修、教員の研修をそれぞれ年1回実施している。
- ⑥「岬町人権教育研究協議会」
総会時・夏・冬に教員研修を実施。

**(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関する条例・宣言の有無について**

制定されたものについてのみ、以下に記載

- ・同和問題について

条例	「岬町部落差別の撤廃と人権擁護に関する条例」（1994年9月）
宣言	なし

**(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
他人権施策に関連する住民・職員を対象とした意識調査の実施状況について**

- ・同和問題について

住民	「岬町住民人権意識調査」（1991、1998年）
職員	なし

- ・障害者について

住民	「岬町住民人権意識調査」（1991、1998年）
職員	なし

- ・男女共同参画について

住民	「岬町住民人権意識調査」（1991、1998年）
職員	なし

- ・外国人について

住民	「岬町住民人権意識調査」（1991、1998年）
職員	なし

- ・子どもについて

住民	「岬町住民人権意識調査」（1991、1998年）
職員	なし

- ・高齢者について

住民	「岬町住民人権意識調査」（1991、1998年）
職員	なし

- ・その他人権施策について

住民	「岬町住民人権意識調査」（1991、1998年）
職員	なし

3. 岬町における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・「みさき小町」の結成

2－(8) で記載の「パートナースタッフ」を巣立った人が、自発的に結成した会。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・各啓発行事の参加者が固定化されているので、新たな人を開拓していきたい。その具体的な方法として、パートナースタッフから一人ひとり声をかけてもらうようにしていきたい。
- ・各啓発行事について、固い話を交えると内容は良いが人は集まらない。逆に固くならない内容にすると人は集まるが啓発効果としては疑問が残る。どのような啓発の形がよいか検討する必要がある。
- ・各啓発行事の費用対効果を検討する際に、アンケートや参加人数を指標としているが、それが妥当であるかは疑問。アンケートも行事に積極的に参加した人の回答であるので、おおむね良いことしか書いていない。

以上

忠岡町

1. 忠岡町の概況

人口：17,863人（2007年12月1日現在）

世帯数：6,626世帯（2007年12月1日現在）

職員数：233人（2006年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

町長公室自治推進課人権平和室

男女共同参画も担当。

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「人権行政に関する基本方針」（1997年7月策定、2003年4月改訂） 「忠岡町同和行政推進大綱」（2003年4月改訂） 「忠岡町人権教育基本方針」（2001年4月）
基本計画	「忠岡町人権啓発プラン」（2003年4月）
実施計画	なし
推進体制	なし

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「人権行政に関する基本方針」（1997年7月策定、2003年4月改訂） 「忠岡町同和行政推進大綱」（2003年4月改訂）
基本計画	「忠岡町人権啓発プラン」（2003年4月改訂）
実施計画	なし
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「忠岡町人権行政に関する基本方針」（1997年7月策定、2003年4月改訂） 「第2次忠岡町障害者計画」（2007年3月）
基本計画	「第2次忠岡町障害者計画」（2007年3月）
実施計画	「第2次忠岡町障害者計画」（2007年3月）
推進体制	「障害者施策推進協議会」

・男女共同参画について

基本方針	「人権行政に関する基本方針」（1997年7月策定、2003年4月改訂）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

・外国人について

基本方針	「人権行政に関する基本方針」（1997年7月策定、2003年4月改訂）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「人権行政に関する基本方針」（1997年7月策定、2003年4月改訂） 「忠岡町次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
基本計画	「忠岡町次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
実施計画	「忠岡町次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「人権行政に関する基本方針」（1997年7月策定、2003年4月改訂） 「忠岡町地域福祉計画」（2005年3月） 「忠岡町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」（2006年3月）
基本計画	「忠岡町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」（2006年3月）
実施計画	「忠岡町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」（2006年3月）
推進体制	介護について、「介護保険運営協議会」をはじめ、他にも数組織あり。

・その他人権施策について

基本方針	「人権行政に関する基本方針」（1997年7月策定、2003年4月改訂） 「忠岡町人権擁護に関する条例」（1995年）
基本計画	なし
実施計画	なし
推進体制	なし

なお、(2)、(3)について、策定時における町の「総合計画」の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「人権行政に関する基本方針」（1997年7月策定、2003年4月改訂） 「忠岡町同和行政推進大綱」（2003年4月改訂） 「忠岡町人権教育基本方針」（2001年4月）
基本計画	「忠岡町人権啓発プラン」（2003年4月）
実施計画	なし
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	町長公室自治推進課人権平和室
障害者	町長公室自治推進課人権平和室、健康福祉部いきがい支援課
男女共同参画	町長公室自治推進課人権平和室、働く婦人の家（教育委員会）
外国人	町長公室自治推進課人権平和室
子ども	町長公室自治推進課人権平和室、健康推進部すこやか推進課、学事課（教育委員会）
高齢者	町長公室自治推進課人権平和室、健康福祉部いきがい支援課
その他人権施策	町長公室自治推進課人権平和室

(6) 職員の人権研修について

- ・毎年1回実施。人権平和室では主催部署の秘書室からの相談・依頼に対応する。
- ・「忠岡町人権協会」の総会後の研修会に参加できる職員は参加してもらう。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「部課長会」
人権課題が発生すれば、部・課長会（月1回）で協議する。
- ・個別に問題が起こった際には、それに対応するための会を作ることもある。
- ・ケースワーク事業（28件）の内容に応じて個別に各部署に連携を図る。
- ・「同和問題解決（部落解放）・人権政策確立要求忠岡町実行委員会」
- ・「忠岡町戸籍謄本等不正入手・身元調査事件対策本部」

(8) 住民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について （例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

- ①「忠岡町人権協会」
 - ・事務局は人権平和室が担当し、研修会、啓発活動等を実施している。会議は総会、役員会の年2回開催。
 - ・啓発行事には役場の職員・職員組合も参加。
- ②「忠岡町企業人権問題推進委員連絡会」

- ・自治推進課人権平和室が事務局を担当。14の事業所が加盟し、人権協会に加入している。
- ・単独では総会を開いておらず、「忠岡町人権協会」の総会に兼ねて開催している。

**(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関する条例・宣言の有無について**

制定されたものについてのみ、以下に記載

- ・其他人権施策について

条例	「忠岡町人権擁護に関する条例」（1995年12月）
宣言	「人権擁護都市宣言」（1981年）

**(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他
人権施策に関連する住民・職員を対象とした意識調査の実施状況について**

実施されたものについてのみ、以下に記載

- ・障害者について

住民	「障害者福祉に関するアンケート調査」（2006年）
職員	なし

- ・外国人について

住民	「泉州地域在日高齢者福祉実態調査」（2006年）
職員	なし

- ・子どもについて

住民	「忠岡町次世代育成支援に関するニーズ調査」（2004年）
職員	なし

- ・高齢者について

住民	「地域福祉に関する意識調査」（2004年） 「介護サービス等の利用に関するアンケート調査」
職員	なし

3. 忠岡町における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・図書による人権啓発を図るべく、人権週間時に人権図書の特設コーナーを図書館に設置。
- ・忠岡小学校の二年生に対して、人権授業（人権図書の読み聞かせ）を実施。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・人権啓発、研修会などを継続して行うことにより、多くの人は人権の大切さを認識していると考えますが、府の意識調査からもまだまだ解決に至っていない状況である。講演会を実施するにあたっては、まだまだ参加者が少ない状態であり、より多くの町民の人権意識の高揚を図るべく苦慮している。

以上

河南町

1. 河南町の概況

人口：17,440人（2007年12月1日現在）

世帯数：6,618世帯（2007年12月1日現在）

職員数：176人（2005年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主幹部署

住民部生活環境課人権男女共同社会室

平和に関する啓発も担当

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「河南町人権擁護都市宣言」（1994年） 「河南町人権行政基本方針」 （2007年3月「河南町同和行政基本方針」から改訂） 「人権教育のための国連10年河南町行動計画」（2000年2月） 「河南町人権をまもるまちづくり条例・同施行規則」（2001年12月）
基本計画	「河南町人権行政推進プラン」 （2005年2月、「河南町人権啓発プラン」を包括して作成）
実施計画	なし
推進体制	「人権をまもるまちづくり審議会」 「人権擁護に関する庁内検討委員会」

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、 その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「河南町人権行政基本方針」（2007年3月）
基本計画	「河南町人権行政推進プラン」（2005年2月）
実施計画	なし
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「河南町人権行政基本方針」（2007年3月）
基本計画	「河南町人権行政推進プラン」（2005年2月）
実施計画	なし
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	「河南町人権行政基本方針」（2007年3月） 「河南町男女共同参画プラン」（2003年3月）
基本計画	「河南町人権行政推進プラン」（2005年2月） 「河南町男女共同参画プラン」（2003年3月）
実施計画	「河南町男女共同参画プラン」（2003年3月）
推進体制	「河南町男女共同参画社会推進本部」

・外国人について

基本方針	「河南町人権行政基本方針」（2007年3月）
基本計画	「河南町人権行政推進プラン」（2005年2月）
実施計画	なし
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「河南町人権教育基本方針」(2007年3月)
基本計画	「河南町人権行政推進プラン」(2005年2月)
実施計画	なし
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「河南町人権行政基本方針」(2007年3月)
基本計画	「河南町人権行政推進プラン」(2005年2月)
実施計画	なし
推進体制	なし

・その他人権施策について

基本方針	「河南町人権行政基本方針」(2007年3月)
基本計画	「河南町人権行政推進プラン」(2005年2月)
実施計画	なし
推進体制	なし

なお、(2)、(3) それぞれについて、町の総合計画(第3次)の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「河南町人権行政基本方針」(2007年3月) 「河南町人権をまもるまちづくり条例・同施行規則」(2001年12月)
基本計画	「河南町人権行政推進プラン」(2005年2月)
実施計画	なし
推進体制	「人権をまもるまちづくり審議会」 「河南町人権をまもる会」

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	住民部生活環境課人権男女共同社会室
障害者	健康福祉部高齢障害福祉課
男女共同参画	住民部生活環境課人権男女共同社会室
外国人	住民部生活環境課人権男女共同社会室
子ども	健康福祉部子育て健康課
高齢者	健康福祉部高齢障害福祉課
その他人権施策	住民部生活環境課人権男女共同社会室

(6) 職員の人権研修について

- ・人事広報課が研修を実施。人権男女共同社会室では講師の相談等を受ける。
- ・全職員が年に1回研修(河南町・太子町・千早赤阪村合同で実施、男女共同参画でも年1回実施)を受講する。
- ・新入職員採用時の新採研修は町の業務の一環として人権問題への取り組みを紹介している。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織(機構)の有無および内容について

- ・「人権擁護に関する庁内検討委員会」
町長をトップとし、課長級以上の職員で構成される。随時開催され、人権同和問題の課題や今後の方針を協議する。

(8) 住民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について (例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて)

①「河南町人権をまもる会」

団体会員(35団体)と個人会員(3名)で構成される。会員総数は延べ466名。事務局は人権男女共同社

会室が担当し、啓発事業、人権相談事業などを行っている。啓発事業の企画は人権男女共同社会室が行い、「河南町人権をまもる会」の役員会で決定する。

②「河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会」

事務局は3町村で2年ごとに順番に回り、2007年度、2008年度は太子町が担当している。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

条例	なし
宣言	「人権擁護都市宣言」（1994年）

・その他人権施策について

条例	「河南町人権をまもるまちづくり条例・同施行規則」（2001年12月）
宣言	なし

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する住民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

実施されたものについてのみ、以下に記載

・男女共同参画について

住民	「男女共同参画プラン策定にかかる意識調査」（2001年度）
職員	なし

※町単独の意識調査の実施は難しいので、大阪府の調査のブロック別の集計結果を今後参考にしていく。

3. 河南町における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・毎年100人以上の参加者が集まる平和バスツアー。
- ・町村レベルで「男女共同参画センター」を持っていること。
- ・町村レベルのわりには啓発行事を多く行っている。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・啓発行事について、難しいテーマだと参加者が少なくなること。
- ・交通の便が悪いので、啓発行事に参加しにくい面があると思われる。
- ・効果測定方法。住民の意識にどの程度浸透しているかがわからない。

以上

太子町

1. 太子町の概況

人口：14,458人（2007年12月1日現在）

世帯数：4,942世帯（2007年12月1日現在）

職員数：127人（2006年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

住民部住民生活課

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「太子町人権行政基本方針」（2004年3月策定、2007年3月改訂）
基本計画	「太子町人権行政推進プラン」（2005年3月策定、2007年3月改訂）
実施計画	なし
推進体制	なし

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「太子町人権行政基本方針」（2004年3月策定、2007年3月改訂）
基本計画	「太子町人権行政推進プラン」（2005年3月策定、2007年3月改訂）
実施計画	なし
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「太子町人権行政基本方針」（2004年3月策定、2007年3月改訂）
基本計画	「太子町人権行政推進プラン」（2005年3月策定、2007年3月改訂）
実施計画	なし
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	「太子町人権行政基本方針」（2004年3月策定、2007年3月改訂） 「太子町女性プラン」（1998年）
基本計画	「太子町人権行政推進プラン」（2005年3月策定、2007年3月改訂） 「太子町女性プラン」（1998年）
実施計画	「太子町女性プラン」（1998年）
推進体制	なし

・外国人について

基本方針	「太子町人権行政基本方針」（2004年3月策定、2007年3月改訂）
基本計画	「太子町人権行政推進プラン」（2005年3月策定、2007年3月改訂）
実施計画	なし
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「太子町人権行政基本方針」（2004年3月策定、2007年3月改訂） 「太子町子ども育成計画 次世代“太子っ子”子育てプラン」（2005年3月）
基本計画	「太子町人権行政推進プラン」（2005年3月策定、2007年3月改訂） 「太子町子ども育成計画 次世代“太子っ子”子育てプラン」（2005年3月）
実施計画	「太子町子ども育成計画 次世代“太子っ子”子育てプラン」（2005年3月）
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「太子町人権行政基本方針」（2004年3月策定、2007年3月改訂）
------	------------------------------------

基本計画	「太子町人権行政推進プラン」(2005年3月策定、2007年3月改訂)
実施計画	なし
推進体制	なし

・その他人権施策について

基本方針	「太子町人権行政基本方針」(2004年3月策定、2007年3月改訂)
基本計画	「太子町人権行政推進プラン」(2005年3月策定、2007年3月改訂)
実施計画	なし
推進体制	なし

なお、(2)、(3) は町の総合計画(第4次)の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「太子町人権行政基本方針」(2004年3月策定、2007年3月改訂)
基本計画	「太子町人権行政推進プラン」(2005年3月策定、2007年3月改訂)
実施計画	なし
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	住民部住民生活課
障害者	住民部住民生活課、健康福祉部福祉室
男女共同参画	住民部住民生活課、教育委員会
外国人	住民部住民生活課
子ども	住民部住民生活課、教育委員会
高齢者	住民部住民生活課、健康福祉部福祉室
その他人権施策	住民部住民生活課

(6) 職員の人権研修について

- ・総務部秘書課で計画づけられており、年1回人権研修を実施。
- ・太子町、河南町、千早赤阪村が共同で年に2回は人権研修を実施する。
- ・研修内容についても総務部秘書課が決定するが、住民生活課への相談もある。
- ・「大阪人権問題映像啓発推進協議会」が作成した土地差別に関するビデオを活用し、戸籍の不正入手対策業務に活用している。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織(機構)の有無および内容について

- ・「課長会」
月に1回定例会が開かれ、日常の課題について協議する。

(8) 住民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について

(例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて)

①「太子町人権協会」

個人会員(約110名)で構成され、住民生活課が事務局を担当し、実質的に運営している。啓発と研修事業を中心に活動。

部会として「子どもの人権を守る部会」が設置されている。子どもの人権意識の高揚と啓発活動の推進を目的とする。

②「河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会」

太子町では21の事業所が加盟し、事務局は構成市町村が2年ごとに持ち回りで担当している

(19年度、20年度は太子町が担当)。街頭啓発、啓発物品の作成、「大阪府企業人権協議会」の行事への参加などを行っている。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他

人権施策に関する条例・宣言の有無について

・同和問題について

条例	「太子町人権尊重のまちづくり条例」(2001年12月)
宣言	「人権擁護都市宣言」(1994年)

・障害者について

条例	「太子町人権尊重のまちづくり条例」(2001年12月)
宣言	「人権擁護都市宣言」(1994年)

・男女共同参画について

条例	「太子町人権尊重のまちづくり条例」(2001年12月)
宣言	「人権擁護都市宣言」(1994年)

・外国人について

条例	「太子町人権尊重のまちづくり条例」(2001年12月)
宣言	「人権擁護都市宣言」(1994年)

・子どもについて

条例	「太子町人権尊重のまちづくり条例」(2001年12月)
宣言	「人権擁護都市宣言」(1994年)

・高齢者について

条例	「太子町人権尊重のまちづくり条例」(2001年12月)
宣言	「人権擁護都市宣言」(1994年)

・その他人権施策について

条例	「太子町人権尊重のまちづくり条例」(2001年12月)
宣言	「人権擁護都市宣言」(1994年)

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

これまで実施していない。

3. 太子町における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・「太子町人権協会」と共に、「人権」ということで堅苦しくならないように取り組んでいる。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・企画がマンネリ化してしまう傾向がある。
- ・住民の嗜好が多様になり対応が難しくなっている。興味を持ってもらうにはインパクトのあるものが求められるが、近年、予算的に非常にきびしいものがある。
- ・人権啓発は、ほぼ浸透していると感じる。個別場面での人権意識は、個々の資質に影響されるのではないかと。

以上

能勢町

1. 能勢町の概況

人口：12,339人（2007年12月1日現在）

世帯数：3,905世帯（2007年12月1日現在）

職員数：139人（2006年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

総務部人権総務課人権自治係

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「能勢町同和行政基本方針」（1999年）「能勢町人権教育基本方針」（2000年） 「今後の人権啓発のあり方」（2001年）
基本計画	「能勢町同和行政推進プラン」（1999年）「能勢町人権教育推進プラン」（2000年）
実施計画	なし
推進体制	なし

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他 人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

策定・設置されたものについてのみ、以下に記載

・同和問題について

基本方針	「能勢町同和行政基本方針」（1999年）
基本計画	「能勢町同和行政推進プラン」（1999年）
実施計画	なし
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「能勢町障害者計画」（1999年3月）「能勢町地域福祉計画」（2006年3月）
基本計画	「能勢町障害者計画」（1999年3月）
実施計画	「能勢町障害者計画」（1999年3月）
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	「能勢町男女共同参画計画」（2003年3月）
基本計画	「能勢町男女共同参画計画」（2003年3月）
実施計画	「能勢町男女共同参画計画」（2003年3月）
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「能勢町地域福祉計画」（2006年3月）「能勢町次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
基本計画	「能勢町次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
実施計画	「能勢町次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「能勢町地域福祉計画」（2006年3月） 「能勢町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」（2006年3月）
基本計画	「能勢町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」（2006年3月）
実施計画	「能勢町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」（2006年3月）
推進体制	なし

なお、(2)、(3) は町の総合計画（第4次）の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「今後の人権啓発のあり方」（2001年）
------	----------------------

基本計画	「今後の人権啓発のあり方」(2001 年)
実施計画	「今後の人権啓発のあり方」(2001 年)
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	総務部
障害者	福祉部
男女共同参画	総務部
外国人	総務部
子ども	福祉部
高齢者	福祉部
その他人権施策	総務部

(6) 職員の人権研修について

- ・人権総務課の行事を研修と位置づけ、職員に参加を呼びかけてできるだけ参加してもらうようにしている。
- ・新入職員採用時の研修においては人権研修を特に実施せず、人権総務課の業務として町の人権への取り組みを紹介している。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「庁議」

町長と部長で構成され、月 2 回開催する。案件発生時には案件を提出のうえ説明し、全庁的に連絡する。

**(8) 住民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について
（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）**

①「能勢町人権啓発推進委員協議会」

個人会員（約 400 名）で構成され、人権総務課が事務局を担当し、講演会、研修、啓発活動等を実施している。校区単位（5 校）で組織され、校区単位でも活動している。各校区の会長が「能勢町人権啓発推進委員協議会」の副会長を務める。

②「能勢町人権協会」

町から補助金を支出し、企画、運営は「能勢町人権協会」が行う。町と行事の共催もしている。地域での独自の啓発活動も行っている。

③「池田地区企業人権啓発推進員協議会」

池田市（57 社）、豊能町（6 社）、能勢町（5 社）の 1 市 2 町の企業で構成され、池田市の「子育て・人権部人権推進課」が事務局を担当している。研修、街頭啓発などを行っている。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載

- ・その他人権施策について

条例	「能勢町人権擁護に関する条例」(1996 年 3 月)
宣言	「『人権擁護の町』宣言」(1993 年 3 月) 「『恒久平和を希求し核兵器を廃絶する町』に関する宣言」(1986 年 6 月)

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する住民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

これまで町の独自の調査は実施していないが、府の意識調査を参考に人権意識調査の実施を計画中。同和地区の意識と地区外の意識をそれぞれ調査して比較してみたい。

3. 能勢町における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・ 標語が入ったメモ帳（100 枚つづり）

- ・ 「人権と平和のつどい」

8 月の「平和のつどい」と 12 月の「人権のつどい」から成る。実行委員会形式をとり、それぞれ市民団体や学校が参加し、活動発表の場となっている。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・ 啓発行事の参加者数の増加と参加者層の拡大方法の検討。

以上

田尻町

1. 田尻町の概況

人口：7,819人（2007年12月1日現在）

世帯数：3,083世帯（2007年年12月1日現在）

職員数：140人（2007年4月1日現在、教育長含む、派遣職員、臨時職員および非常勤職員を除く）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

総務部企画人権課

男女共同参画も担当

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「田尻町人権擁護に関する条例」（1995年3月） 「田尻町人権行政推進大綱」（2003年8月に同和行政推進大綱から改訂）
基本計画	「田尻町人権行政推進プラン」（2003年8月）
実施計画	なし
推進体制	「田尻町人権対策本部」（1998年）

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「田尻町人権行政推進プラン」（2003年8月）
基本計画	「田尻町人権行政推進プラン」（2003年8月）
実施計画	なし
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「田尻町障害者福祉計画」（2005年3月）
基本計画	「田尻町障害者福祉計画」（2005年3月）
実施計画	「田尻町障害者福祉計画」（2005年3月）
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	「田尻町男女共同参画推進条例（2005年3月）」「田尻町男女共同参画プラン」（2005年3月）
基本計画	「田尻町男女共同参画プラン」（2005年3月）
実施計画	「田尻町男女共同参画プラン」（2005年3月）
推進体制	なし

・外国人について

基本方針	「田尻町国際化ビジョン」（2004年3月）
基本計画	「田尻町国際化ビジョン」（2004年3月）
実施計画	なし
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「田尻町次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
基本計画	「田尻町次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
実施計画	「田尻町次世代育成支援行動計画」（2005年3月）
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「田尻町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」（2006年3月）
基本計画	「田尻町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」（2006年3月）
実施計画	「田尻町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」（2006年3月）
推進体制	なし

・その他人権施策について

基本方針	「田尻町地域福祉計画」(2005年3月)
基本計画	「田尻町地域福祉計画」(2005年3月)
実施計画	なし
推進体制	なし

なお、(2)、(3)について、町の新総合計画の主意を反映させている。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「田尻町人権行政推進大綱」(2003年8月に同和行政推進大綱から改訂)
基本計画	「田尻町人権行政推進プラン」(2003年8月)
実施計画	なし
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	総務部企画人権課
障害者	民生部地域福祉課、総務部企画人権課
男女共同参画	総務部企画人権課
外国人	総務部企画人権課
子ども	民生部地域福祉課、総務部企画人権課
高齢者	民生部地域福祉課、総務部企画人権課
その他人権施策	総務部企画人権課

(6) 職員の人権研修について

- ・企画人権課が企画・調整し、秘書課が実施。各職員が年2回受講するようになっている。
- ・人権協会の講演会などにも時間があれば参加してもらう。
- ・男女共同参画の職員研修については、管理職及び議員と一般職員の研修を分けている。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・「田尻町人権対策本部」
毎年定期的な会合はないが、男女共同参画条例等の策定時、差別事象発生時の対策を協議するために会議を開催する。
- ・地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を目指す組織としては「地域包括ケア会議」を設置。関係機関は保険所、警察、消防署、民生委員など。ネットワークに「田尻町人権協会」（企画人権課）が関わる。
- ・企画人権課と他の部署とは普段からつながりがあるので、必要に応じて情報交換を行っている。

(8) 住民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

①「田尻町人権協会」

- ・個人会員、各団体の長、事業所、役場職員により構成され、企画人権課が事務局を担当し、啓発活動の企画も企画人権課が行っている。
- ・年約5回の啓発活動、相談事業（人権相談・就労相談・進路選択支援相談・女性総合相談）、広報事業を行っている。

②「泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会」

泉佐野市（160社）・熊取町（20社）・田尻町（10社）（2008年2月4日現在）と合同で設立。事務局は泉佐野市の生活産業部商工労働観光課が担当し、研修会、啓発事業などを行っている。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

制定されたものについてのみ、以下に記載

・男女共同参画について

条例	「田尻町男女共同参画推進条例」(2005年3月)
宣言	なし

・其他人権施策について

条例	なし
宣言	「非核平和都市宣言」(1985年)、「人権擁護都市宣言」(1993年)

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画(性的マイノリティを含む)、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する住民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

実施されたものについてのみ、以下に記載

・障害者について

住民	「田尻町障害者福祉計画」策定時に実施
職員	なし

・男女共同参画について

住民	「男女共同参画プラン」策定時に実施
職員	なし

・子どもについて

住民	「田尻町次世代育成支援行動計画」策定時に実施
職員	なし

・高齢者について

住民	「田尻町地域福祉計画」作成時に実施
職員	なし

3. 田尻町における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

- ・参加することで心の豊かさが増すような啓発活動を目指している。
- ・女性ネットワークたじり「c h a、c h a、c h a」の活動。
講演会参加者への呼びかけにより結成された組織で、講演会・講座のアドバイス、手伝いを行っている。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・啓発事業への参加者が固定化しており、新たな参加者(特に人権問題を抱えている人)をどう増やすか。
- ・人権課題をかかえる人の発見が難しいこと。
- ・人権リーダーの養成が難しいこと。
- ・参加者の意識変化の測定方法を検討すること。

以上

千早赤阪村

1. 村の概況

人口：6,291人（2007年12月1日現在）

世帯数：2,145世帯（2007年12月1日現在）

村職員数：107人（2006年4月1日現在）

2. 人権啓発の体制について

(1) 主管部署

住民課

(2) 人権行政にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

基本方針	「千早赤阪村人権行政基本方針」（2004年3月策定、2007年3月改定）
基本計画	「千早赤阪村人権行政推進プラン」（2005年3月策定、2008年3月改定予定）
実施計画	なし
推進体制	なし

(3) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する基本方針・基本計画・実施計画・推進体制などの有無について

・同和問題について

基本方針	「千早赤阪村人権行政基本方針」（2004年3月策定、2007年3月改定）
基本計画	「千早赤阪村人権行政推進プラン」（2005年3月策定、2008年3月改定予定）
実施計画	なし
推進体制	なし

・障害者について

基本方針	「千早赤阪村人権行政基本方針」（2004年3月策定、2007年3月改定）
基本計画	「千早赤阪村人権行政推進プラン」（2005年3月策定、2008年3月改定予定）
実施計画	なし
推進体制	なし

・男女共同参画について

基本方針	「千早赤阪村人権行政基本方針」（2004年3月策定、2007年3月改定） 「千早赤阪村男女共同参画推進計画」（2006年3月）
基本計画	「千早赤阪村人権行政推進プラン」（2005年3月策定、2008年3月改定予定） 「千早赤阪村男女共同参画推進計画」（2006年3月）
実施計画	「千早赤阪村男女共同参画推進計画」（2006年3月）
推進体制	「千早赤阪村男女共同参画社会推進本部」

・外国人について

基本方針	「千早赤阪村人権行政基本方針」（2004年3月策定、2007年3月改定）
基本計画	「千早赤阪村人権行政推進プラン」（2005年3月策定、2008年3月改定予定）
実施計画	なし
推進体制	なし

・子どもについて

基本方針	「千早赤阪村人権行政基本方針」（2004年3月策定、2007年3月改定） 「千早赤阪村子育て支援計画」（2005年3月）
基本計画	「千早赤阪村人権行政推進プラン」（2005年3月策定、2008年3月改定予定） 「千早赤阪村子育て支援計画」（2005年3月）
実施計画	「千早赤阪村子育て支援計画」（2005年3月）
推進体制	なし

・高齢者について

基本方針	「千早赤阪村人権行政基本方針」（2004年3月策定、2007年3月改定）
基本計画	「千早赤阪村人権行政推進プラン」（2005年3月策定、2008年3月改定予定）

実施計画	なし
推進体制	なし

・その他人権施策について

基本方針	「千早赤阪村人権行政基本方針」（2004年3月策定、2007年3月改定）
基本計画	「千早赤阪村人権行政推進プラン」（2005年3月策定、2008年3月改定予定）
実施計画	なし
推進体制	なし

なお、(2)、(3)に関しては、村の総合計画の主意を反映している。

(4) 人権啓発にかかわる基本方針・基本計画・実施計画・推進体制の有無について

基本方針	「千早赤阪村人権行政基本方針」（2004年3月策定、2007年3月改定）
基本計画	「千早赤阪村人権行政推進プラン」（2005年3月策定、2008年3月改定予定）
実施計画	なし
推進体制	なし

(5) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する啓発の担当部局について

同和問題	住民課
障害者	住民課・健康福祉課
男女共同参画	住民課
外国人	住民課
子ども	住民課・教育委員会
高齢者	住民課・健康福祉課
その他人権施策	住民課

(6) 職員の人権研修について

- ・「千早赤阪村人権協会」の総会での研修や「人権の集い」に、職員もできるだけ参加してもらうようにしている。
- ・課長会での研修（行政職員向けのビデオを上映）
- ・南河内3町村合同で職員の人権研修を実施（年3～4回）。

(7) 人権啓発についての庁内の横断的な連絡調整組織（機構）の有無および内容について

- ・課長会がその役目を果たしている。上記のとおり研修を実施している。

(8) 住民啓発の推進のための人権啓発推進団体および地域人権協会との関係について

（例えば、啓発についての人員体制・予算・事業内容などについて）

①「千早赤阪村人権協会」

住民課が事務局を担当し、運営している。啓発と研修事業を中心に活動している。事業は役員会が企画し、住民課が調整を行っている。

②「河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会」

千早赤阪村では5事業所が加盟し、事務局は河南町の「民生部住民生活課人権男女協同社会室」が担当している。

(9) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関する条例・宣言の有無について

・同和問題について

条例	「千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例」（2001年12月）
宣言	なし

・障害者について

条例	「千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例」(2001年12月)
宣言	なし

・男女共同参画について

条例	「千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例」(2001年12月)
宣言	なし

・外国人について

条例	「千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例」(2001年12月)
宣言	なし

・子どもについて

条例	「千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例」(2001年12月)
宣言	なし

・高齢者について

条例	「千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例」(2001年12月)
宣言	なし

・その他人権施策について

条例	「千早赤阪村人権尊重のまちづくり条例」(2001年12月)
宣言	「人権擁護の村宣言」

(10) 同和問題、障害者、男女共同参画（性的マイノリティを含む）、外国人、子ども、高齢者、その他人権施策に関連する市民・職員を対象とした意識調査の実施状況について

現在まで実施していない。

3. 千早赤阪村における、特に人権確立に向けて効果のあったと考えられる施策・啓発について

・「人権カレンダー」

小学校（4年生以上）、中学校の生徒を対象に「人権啓発標語ポスター」コンクールを開催し、入選作品を利用したカレンダーを作成して各教室に配布している。

・「人権教室」

小学校3、4年生を対象に人権のアニメビデオを見てもらい、人権擁護委員がその内容について児童に質問し、人権について考えてもらう。

4. 人権啓発の推進にあたっての現在の課題・問題点

- ・事業を行うにあたり、予算的に非常に厳しいものがある。
- ・企画がマンネリ化している傾向にあるので、今後の工夫が必要。特に「人権を考える村民のつどい」について、土日の開催を検討する必要があるかもしれない。
- ・各行事のアンケートを取ろうにも、どんな項目を聞いたら良いか思案している。

以上